

經 営	8 2
營農林	1 4

日本における小私有林の経営

昭和 3 5 年 2 月

農林省林業試験場経営部

目 次

日本における小私有林の経営 ——研究客体の前提的把握——

序 文	8
要 約	日本における小私有林経営上の問題点 8
第 1 章	日本林業における小私有林の地位 17
第 1 節	概 説 17
第 2 節	小私有林の意義 19
補 論	小森林所有者の概念をめぐって 20
第 3 節	林野利用と林業生産の構造 22
第 2 章	小私有林の性質 25
第 1 節	林野の私的所有の沿革 25
第 2 節	林野利用形態の変遷 27
第 3 節	農家における林野の自給的利用構造 31
補 論	農用林の農業生産における意義 ——とくに地力維持機構をめぐって—— 35
第 4 節	小私有林業の発展 36
第 3 章	農家林業の経営構造 39
第 1 節	農家における林野所有の構造 39
第 2 節	農家における林業生産の構造 41
第 3 節	農業至済における林業所得 54
第 4 節	総括 農家における林業生産の経営構造上の特色 56
第 4 章	小私有林業に對する政策の現状と問題点 61
第 1 節	概 説 61
第 2 節	森林計画制度 62
第 3 節	森林組合 67
第 4 節	補助ならびに金融制度 74

第 5 節 林業税制	92
第 6 節 技術指導援助	103
補 論 1. 林野行政組織について	117
2. 林業金融について	123
3. 分収造林制度について	127
第 5 章 小私有林業の至営改善に関する諸問題	143
第 1 節 技術的調整について	143
第 2 節 至営的調整について	145
第 3 節 地域的、階層的調整について	146
第 4 節 新しい農業至営構造や農家生活の構造上の問題	147
第 5 節 林野利用慣行や雇傭関係の調整	148
第 6 節 お づ け	149

統 計 表 目 次

第 1 表 (1)産業別国民所得構成比	150
(2)昭和 30 年の林業所得総括	150
第 2 表 林相別面積	151
第 3 表 木材の主要用途別国内消費量	151
第 4 表 所有形態別林野面積および比率	152
第 5 表 私有林所有面積階層別戸数及び面積	152
第 6 表 林業専業の個人至営内容事例	153
第 7 表 森林資源総括表	154
第 8 表 民有林の森林種別資源表	154
第 9 表 国有林野資源表	155
第 10 表 所有別伐採面積	155
第 11 表 植えた土地別面積比率	156
第 12 表 1957年度造林面積	156
第 13 表 植付努力種類別件数と延人員	157

第 14 表 金肥導入と採草準備の変化の推定	157
第 15 表 採草状況	158
第 16 表 落葉の利用状況	158
第 17 表 主要炭用燃料種類別件数比率	159
第 18 表 (1)そだの地域別採取状況	159
(2)まきの地域別採取状況	159
第 19 表 材種別、炭用別伐採割合	160
第 20 表 処分方法別件数比率	160
第 21 表 伐採理由別件数比率	161
第 22 表 処分方法別 1 件当伐採数量	162
第 23 表 所有林野利用地種別面積比率	163
第 24 表 家畜飼養戸数に対する放牧戸数の割合	166
第 25 表 水ノリットル中含有機物	164
第 26 表 作物別堆肥の生産及び消費の割合	165
第 27 表 人工造林面積の推移	166
第 28 表 所有規模別人工造林面積 (私有林)	167
第 29 表 農家所得における林業所得の割合	168
第 30 表 農業所得と農家の林業所得の推移	168
第 31 表 林業事業所得の構成比	169
第 32 表 農家の林業事業所得の区分別推移	169
第 33 表 世帯の主業の種類別戸数比率	170
第 34 表 林野保有戸数割合	171
第 35 表 耕作面積広狭別林野保有農家戸数割合	171
第 36 表 耕地森林併有状況	172
第 37 表 保有林野の利用地種別面積	172
第 38 表 地域類型別集落の山林所有農家率 (神奈川県)	173
第 39 表 伐採林野地種別件数比率	173
第 40 表 用材林伐採件数比率及び 1 件当り石数 (25年 1ヶ年間)	174
第 41 表 用材林伐採用途別件数比率	174
第 42 表 薪炭林伐採用途別件数比率	175

第 43 表	原木の自給購入別新炭生産販売戸数比率	173
第 44 表	伐採方法別伐採件数	176
第 45 表	伐採労力種別延人員比率	176
第 46 表	内地における営林野面積階別、経営 林野から林産物販売額階別戸数	177
第 47 表	1 件当り平均植付面積	177
第 48 表	1 区当植栽本数	178
第 49 表	樹種別植栽本数比率	178
第 50 表	使用苗木の種類別戸数比率	179
第 51 表	苗木入手方法別戸数	179
第 52 表	苗木の他からの入手別戸数	180
第 53 表	スヤ皆伐作業法の 1 例	180
第 54 表	植付労力種別戸数比率	181
第 55 表	植付労力種別延人員比率	181
第 56 表	撫育の種類別件数比率	182
第 57 表	撫育労力種別戸数比率	182
第 58 表	撫育労力種別延人員比率	183
第 59 表	民有林の普通林適代以上令級別資源表	184
第 60 表	民有林の普通林適代未満令級別資源表	185
第 61 表	農家全済調査における林業収支調査結果概要	186
第 62 表	年度別伐採許可状況	188
第 63 表	年度別立木伐採材積	188
第 64 表	昭和 21 年以降の植伐推移	189
第 65 表	民有林林道事業実績表	190
第 66 表	林業事業実績表	190
第 67 表	普及内容別活動の推移	191
第 68 表	普及方法別活動の推移	191
第 69 表	業務内容別の指導員活動実績	192
第 70 表	普及内容別の指導員活動実績	192
第 71 表	1954 年 7 月末林業貸出状況	193

第 72 表	分収造林の実績	194
1	昭和 26 年以降の分収造林の実績	194
2	昭和 33 年度分収造林実績	194
3	現況	194
第 73 表	昭和 33 年度以降自営、分収造林計画	195
0	一般分収造林の概要	195

図 表 目 次

第 1 図	1 日本森林植物管図	196
	2 垂直森林植物管図	196
第 2 図	林業の発展段階	197
第 3 図	階別、令級別、蓄積百分率	198
第 4 図	行政組織図	199
第 5 図	林野庁組織図	200
第 6 図	都道府県庁組織図（鹿児島県）	201

序 文

本資料は昭和34年度から開始した「林業生産の地域構造に関する研究（農家林業に関する研究）」の一環として取りまとめたものであって、研究客体の前提的把握を目的としている。したがって、出来る限り、既往の利用しうるデータを分析の素材として、その全貌を明らかにすることに努めた。又本資料は、昭和35年8月開催予定の「世界林業会議」における課題の一つである「小私有林業に関する特殊問題」に対する準備作業として取りまとめられたものである。題名や内容において、日本のこの分野の紹介的部分があるのは、そのためである。

この資料は、小幡部長、原科長、大内研究室長の指導の下に、経営部農家林業研究者及び、県の委託所修生の共同によって行ったものである。全体の調整は紙野が当たったが、研究論文でなく資料であるために、故竟に統制は行はなかった。したがって、文責を明らかにする意味で執筆分担を記す。

序 文	紙 野（林試至営部）
要 約	紙 野 “
第1章	紙 野 “
第2章	紙 野 “
第3章	紙 野 “
第4章	
第1節	紙 野 “
第2節	佐 藤（福島県農地林務部）
第3節	久 田（林試至営部）
第4節	小 幡 “
第5節	吉 沢 “
第6節	住 田（鹿児島県林務部）
補 録1	住 田 “

補 録 2. 小 幡（林試至営部）

補 録 3. 早 坂（広島県林務部）

第5章 紙 野

1960年 2月 10日

要 約

日本における小私有林経営上の問題点

1) 日本の至済において、林業から与えられる直接所得は僅か3%弱であるから、その地位は、表面的には必ずしも高いとは言えない。しかし、このことは、森林の日本人の生活にとって全く取るに足りない存在であるということを示すものではない。間接所得までふくめて推計すれば、林業は国民所得の15%にも達している重要な産業を構成しているし、山岳国である日本では、全国土の67%は森林で、第一番目の土地利用を占めている。又、日本では、5世帯に1世帯の割合で森林を所有している。これら多くの日本人に対して、森林は必要な資材を供給し、所得源として、資産として、彼等の生活をより豊かにするなどいろいろ役に立っている。又この外広く災害防備、水源涵養、レクリエーション等々国民至済に直接間接貢献していることは言うまでもない。

森林は日本においては、他の多くの国々と同じく、国家や公共団体とともに私人にも所有され、経営されている。日本ではとくに小規模所有が特徴で、20ha以下の小所有者が總森林所有者の77%を占めている。彼等の所有面積は全体で全私有林の約27%に達している。彼等の多くは農家で、その大部分が10haにも満たない耕地を至営している小農である。かくて日本の小私有林の至営を問題にする場合、林地及び耕地をもふくめた、至営地の小所有制という性格を最も基本的な事項として着目せねばならない。何故ならば、日本の農家は、このような土地稀少性の不利をどのように克服すべきかの問題に、常に意識的にせよ無意識的にせよ迫られており、¹⁾しめられているからである。

2) 日本では全森林面積の30%に及ぶ国有林や、巨大な私有林の至営等、その数こそ少いが、林業生産における大規模林業至営のウエイトがかなり高い。この点日本の農業至営が小農の家族至営

として一色にぬりつがされるのに対して、林業では明らかに生産の二重構造がみられる。今迄の日本林政は、どちらかといえは物質政策に重点が指向されてきたため、とかく国有林や大規模林業至営に重点をおき勝であった。小規模林業が、農民の所得や雇用量の向上を目指して、林業政策の対象に上って来たのは最近のことである。

ところで、林業至営における小規模性は、日本においては、林業生産に対して、次のごとき基本的性格を与える。

(1) 林業至営として、社会的、至営至済的独立性が乏しいこと。

すなわち、日本では、多くは農家至営 (Farm Business) の一生産部門 (Production unit) といわゆる農家林業 (Farm Forestry) の形態をとっていること。

(2) 林業至営の構造が大至営の場合と異り、森林蓄積が至営構造の基礎を形成しなくなる傾向があること。

(3) 現実には林地の適量利用 (over-use) がみとめられること。以下各項目について簡単に述べよう。

3) 山林所有着の中で農家の占める割合は、山林所有面積規模が小さくなるほど高くなる傾向を示している。1954年の農林省の調査によると、20ha以下の林野所有面積層では、農家が約70%を占めているから、小所有者の大半は農家すなわち農業を家業として営んでいる世帯であると言える。

農家にとって林地を所有し至営することは、いろいろな目的や動機があられるが、その第一は、農業用や生活用の諸資材を自ら獲得することにある。1956年の農林省の調査によると、農家が林野草、落葉、そば、まき炭ならびに放牧地として、林野の産物や、林地の利用を行う比率は未だかなり高いことを示しているし、小規模になるほど、自分の山林から生産した木材を自家建築資材として用いる割合も高いことが明きらかにされている。

農業生産が発達し、化学肥料の普及が進むにつれて、耕地の地力維持源としての林地の重要性は漸次薄れて来ているが、まだまだ

日本の農家における林野の自給的利用は未だされていないのが現状である。

しかしながら、他面において、農家における販売用の木材や薪炭の生産も漸次発達しつつある。日本の農家における林業的土地利用技術は、スギ、ヒノキ等針葉樹種を中心とする用材生産と、ナラ類、カシ類等広葉樹を中心とする薪炭材生産とに大別される。前者は人工植栽に基礎をおく施業であり、後者は萌芽力を利用した天然更新に基礎をおく施業である。最近の一般的傾向として、木材価格の騰貴薪炭需要の停滞その他の理由により、用材林経営が活発化し、薪炭林等の用材林化がかなり進んでいる。さらに又、広葉樹材のバルブ仕向が可能になったので、この方面への経営の転換もみられる。

ところで小規模林の市場向生産は、経営規模の零細性から、*gleaning-cameern* (採集生産事業)としての適性を欠くから、農場の一部として、農業その他の生産事業との兼営においてはじめて成立の基礎が与えられることになるのである。その場合農家の経済上に林業生産部門が成立するのは、長い期間にわたって賄ったところの個別経済の安定的発展であって、日本の場合具体的には、農業所得の不足を補填するとか、冠婚葬祭、疾病療育等臨時支出に支向けるとか、又は農業用機械や家畜の購入等経営の資本的支出にあてるといった場合が多いのである。かかる臨時費を不断から積立てておくことは、日本の小農にとっては甚だ困難なことである。農家の林業生産は、このような目的をもって他に有利な利用策のない傾斜地などを、家族労働の閑暇を利用して組織されているものが多いのである。そこに、林業における採集生産経営とはちがった経営の存在意義をみとめることができるのである。

長い歴史と高い人口密度をもつ日本の農山村における農家にとっては、土地はすでに所与として存在し、その面積を増加することは容易でないし、又、農場経営の資本力が弱いから、多くの場

合、家族労働力を活用する単位 *enterprise* として経営が組織され、いわゆる家族労働経営としての性格をもっているのであるが、その場合、極大所得を獲得する手段として労働集約的——土地要因節約的な技術を選択する態度を基本的に示している。日本農業が本藩を主要作物として、極端な労働多肥の集約農業に展開しているのは、経営のこの手段に適応している要にほかならない。最近の農業技術と農業生産の発達に伴って、若干、労働節約的——資本集約的、機械化の方向に進みつつあるが、未だ日本農家をとりまく一般的な環境は、上述の経営体制を基本的に変えているとはいえない。農家林業の問題すなわち、小規模林業の大部分の問題は、かかる農業経営や農家の体制と関連付けて考察しなければならない問題であり、日本では結局、農家の所得や雇用に通ずる農業問題の一分野を形成することになるのである。

4) 上述の問題領域とは別に、林業経営問題としての日本の小規模林業は本特殊な問題を投げかけている。小規模林業の成立沿革を極く大雑把にみれば、農業生産の未発達な日本の封建時代(16～19世紀頃)においては、農民は林野を単に自給的に利用していたにすぎなかったが、漸次米が商品化されるようになり、米作の肥料源として広大な草刈場が確保せられるようになった。而してこれらの段階では、林野の私的所有は、一般に未だ確立されていなかった。19世紀の初頭、日本が資本主義経済の体制に入るにおよび、次第に木材や木炭の商品化が進むとともに、林業生産の場が農民に与えられたのである。農民による林業生産は、既に存在している森林資源を開発し利用する木炭や木材の生産と造林育樹との二つに大別される。林野の私的所有はとくに後者において明確化する傾向をもち、その結果、漸次経営の基礎が確立されるに至った。かくて、農民による林業経営の展開のプロセスは、日本における大規模林業経営の典型である国有林経営と異なり、国有林経営では、既に生立している森林蓄積に着目して経営が組織され、この蓄積資本の維持とその生産力を高めるために、収獲

と造林（林地からの *output* と林地への *input*）が規制 *regulate* される。この場合、至営の基礎構造は林地と材木蓄積である。これに対して、小規模至営においては、先ず造林（林地への *input*）によって経営の至営の基礎である林地が確定され、同時に、木材、木炭の商品化が *output* を形成する。大至営の基礎構造を形成した林木蓄積は、この場合は *input* と *output* の差額として単に林地の上に沈没されたものにすぎない。したがってそれは至営資本というよりもむしろ家産と見るべきものであろう。

成立の沿革からみた小規模林業の至営構造上の特色は、前述の小規模世そのものから出来する至営的特徴に附加されて、日本における小規模林業至営の特殊問題を形成している。

とくに、小規模林業の仕組において、林地への *input* と林地からの *output* の間に林木蓄積資本という林業至営の基礎が存在しないことは、間断作業をとるとはいえ、至営の中に至営資本を維持し、その生産力を高める林業技術的合理性が失はれる傾向を持つことになる。こゝに小規模林業生産の至営的發展を可能ならしめる、至営技術と至営至済の研究の必要性がみとめられる。

一つの提案が、農林至営の長期的、安定的發展に機能する農林業の問題に関してなされている。これは、農林業の生産計画に関するものであって、長い期間に発生する家族構成の変化や農林生産の發展など農家生活の変動に対処する目的を課せられた林業計画がその内容をなしている。この計画事項は、大規模林業の至営計画とは、かなり顕著な異差がみとめられる。

その他幾多の提案がこの特殊な至営に対してなされねばならないが、未だこの分野の研究は不十分である。後述の(6)で取り上げるべき主要問題領域のみにふれる。

5) 小規模林業経営の日本における特性の考察につづいて、小所有林の林地利用の現状について簡単に述べよう。最近10年間の造林面積の総林野面積に対する比を見ると、日本の民有林（公有林＋私有林）は国有林の2～3倍の敷地になっている。又、伐採面積比を同様に対比すれば、やはり1.5～2.0倍になっている。このことから、林地の林業的利用の中核である伐採と造林において、最近はずっと民有林の方が利用度が高いということがみとめられる。しかもこの傾向は、たゞ最近10年間に限らず、さらに遡っても認めることができる。つぎに、民有林のうち20ha以下の小私有林とそれ以上の大私有林との利用度を別の統計により対比すれば、造林面積比において、小私有林は大私有林の2～3倍に達している。伐採面積比は資料の都合上明らかでないが、面積規模と伐採戸数との関係から推定して、こゝでも大私有より高い土地利用度をしていることがうかがわれる。加うるに、小規模林は農業や農家生活との関連から、林野草、落葉等の副産物の利用がある。そのような高い土地利用の結果、現在の森林蓄積を対比すれば、国有林が平均1ha当り30m³であるのに対して、民有林ではその半にも達しない59m³になっているのである。

これらの概括的叙述によって既に明らかであるように、民有林とくに小私有林では、国有林などに比し林野の利用度が高く、林業技術的には林地の過剰利用がみとめられるのである。すなわち、林地の過度利用の結果、環境的に形成される小私有林の林木蓄積は減少し、伐採量は低下し、地力は衰退して、諸々の憂慮すべき問題が派生して来ているのである。過剰利用の基本的原因が当初述べたごとく農家の小所有制にみとめられ、その根本的解決策は、社会・経済政策全体との関連において打ち立てられねばならないが、至済が要求するこの土地利用の構造を、林業生産技術的にも林業政策的にも調整される必要性がある。これが、上述のごとき特殊問題をいろいろ包蔵している日本の小私有林の現実的な課題である。

6) 対処すべき政策的調整には二つの方向が区別される。前者は積極的方策とも云うべきものであって、かゝる過重土地利用にも耐えうるごとき土地利用技術を開発することであり、又林地の合理的利用を促進することと各種助成、指導政策があげられる。後者は、反対に、消極的方策とも云うべきものであって、かゝる過重土地利用を阻止するように作用する政策——所得効果の増大を期するマーケティング等がある。しかして、これらの諸政策的調整に共通して云えることは、上述の経営体制と経営態度に基本的に関連させなければならぬということである。以下簡単にいへよう。

過重利用に施設出来るごとき林業的土地利用技術としては、結論的には生産期間の短い、地力維持的樹種及び岳種の商用可能性を見出すことである。云わば早期育成林業の展開を促進することであり、小規模林業の場合、日本の農家は一般にかなりの労働集約度を進めうる可能性をもっているから、附加的投入が、充分な効果を生むものならば、すなわち、農家にとって所得増大的に作用しうる林業生産技術であるならば、十分取り入れうる基盤をもっているものとみられる。各種の新しい樹種や岳種の先駆的な検討が目下なされつつあるゆえんもここにある。

かゝる高度の林業的土地利用技術でなくても、すなわち、現水準の林業技術においても、かなり過重利用に対処出来る地域が多く存在している。前述した用伐林化傾向もその一つであり、樹種改良、林種転換、施業集約化などがその範疇に入る。こういった政策的調整に関しては、農家に接触し、合理的な技術を教える普及制度が非常に有効である。日本においては、1947年以降この制度が創設せられ、日本国政府と県行政機関との共同で活発に事業が進められている。さらに又、農家達に造林をすすめる造林補助制度の効果も大きい。日本では極端な零細規模の造林を除いて一般には、40～60%の造林補助金が財政支出されている。

林地の正常な生産力を破壊するような過重土地利用を阻止するにも、前述の普及制度は大いに効果を發揮するにちがいない。とくにこの種の行為が農家の無知によっている場合は普及事業の教育的効果は大きい。しかしこれが、農業生産や農家所得の経済的行動の結果であるならば、かゝる根本的原因に対処するとき施策でなければ実効があらぬことはいうまでもない。ここに農業問題に関連する複雑さがひそんでいる。

林産物の marketing は消極的ではあるが、この部面に裁能するところは大きい。日本の小規模林業では、林産物の販売が稀にしか起きず、数量が僅少で、品質形態が不整であるといった販売経済的にみて不利な立場に立たされている。又、日本では立木売却が一時的であるので、林業所得が実現される立木地桌までに要する伐出コストが控除されねばならない。これらは何れも林業生産の所得効果を低める結果となる。2. のような事態に対するため、一部の地域においては森林組合やその連合体が組合員に代って、伐出や販売の過程を担当しているところもあるが、その成果は未だ十分とは云い難い。この領域において、とくに取り上げるべき課題は次の三点に要約されよう。

- (1) 市況のキャッチとインフレーションの体制の整備
- (2) 伐出業に対する生産技術的、流通組織的調整
- (3) 形態、品質、貯蔵技術の向上普及

その他日本においては、南進する小規模林業の所得に対して適正な課税をするため、税務処理上特別の配慮をしたり、国民全権として林産資源を維持培養する必要から、伐採や造林を規制し、資源の現状を明らかにする森林計画制度が施行されている。

最後に、小私有林業の発展に対して特に調整しなければならない事項を指摘しておこう。それは、今後の農業政策の発展に支障する農家林業の調整である。説明すれば、現在の日本の農業政策が直面している課題のうち、酪農化の促進や、水田利用の

野の発達が、経営組織の形態を変え、したがって、その結果として、林地の農業的利用形態を変えるに至る場合における対応の問題である。このような、どちらかと言えば予測困難な事態に対して林業側から処理しうることは、結論的には、農業政策的な低い林野利用の水準から、より高い林業生産への成長を計る既述の課題によって解決されようが、その向に至る道程としての両者の調整は無視出来ない問題である。日本における小私有林業は、最終的には林地の自給的利用から林業生産へと発展してゆくものではあるが、その間このような発展が地域社会になげかける影響を無視することはできない。有機質肥料その他農業用生活用資材の自給が残存している限り、一方的な林業生産の発展は、山林所有者と非所有者の社会的軌跡の問題を派生するにちかないし、又、林地利用形態のかわる数族は地域社会の雇用や所得の変革となつてあらわれよう。前述の林業政策的諸調整が、かかる事態を無視して行われれば、それだけ不効果が増大するにちかない。

第4章 日本林業における小私有林の地位

1. 概 説

日本の林野面積は約24百万haで全国土面積の67%を占めている。その殆んどすべてが山岳林で、高さのわりに傾斜がきつ、経済的に利用する上では恵まれてはいないが、開発速度は63%にも達している。このことは日本における森林生産物が国民経済の中でかなり重要な役割を果たしていることを示しているものである。すなわち、森林生産物は古来からの日本の住居材料である建築材を供給するほか、木炭や薪、そだなどの燃料、及び最近とくに生産増加の著しい紙・パルプ製造などの原料を供給している。さらに、気候や地形上、森林は国土保安上の効果や水資源の利用開発さらには国民保健上重要な役割を果たしているものである。前者の産業としての林業の生産額は、1957年においては197.7(十億円)となり、同年の日本経済における生産国民所得の2.4%に達している。しかも、林業の国民経済において占める地位は年々重くなっている傾向がある。(表1)

日本の国土は地勢が急峻で平地が少なく、降水量が多く(1,000~3,000mm内外)、気候帯からみれば大部分が温帯に属するか、亜熱帯から亜寒帯にまで及ぶ関係上森林の樹種がきわめて多い。一般に日本の森林帯は、暖帯林、温帯林、亜寒帯林に大別されている。暖帯林は日本の中央部から南部にかけて分布している森林でカシ類・シイ類等常緑広葉樹を主とする森林、コナラ、クヌギ、シデ類など落葉広葉樹を主とする森林、及びアカマツ、クロマツなどを主とする針葉樹林などがみられる。この地域では、スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、タケ等が林業上造林の對象となっている。温帯林は本州の中部から北部及び北海道の南部にかけて分布している森林である。主要樹種はブナ、ミツナラ、シナノキ等の落葉広葉樹で、場所によってスギ、ヒノキ、アカマツ

などの針葉樹を混生している。この地域でもスギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、フスギ、ケヤキなどが造林上主要樹種として取扱われている。暖帯に亜寒帯樹林は北海道の中北部ならびに本州各地の高山地帯に分布している森林で、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹林の単純林が多い。しかし、シラカバやハンノキ、トロノキ等広葉樹が林相の破かいされたところに多く侵入している。(オノ図)

1957年の統計によれば、全林野面積の90%が樹林地で占められ、樹林地の林相は、針葉樹林22%、広葉樹林51%、混交林27%となっており、広葉樹林の多いのが目立っている。針葉樹林は70%が既に人工林として遊業とされているが、一方広葉樹林や混交林の人工林比率はそれぞれ3%、7%と著しく低い。

(オ2表) 人工植栽の対象となる樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等で1957年中には日本全国で350,721haが植栽された。1haの苗木植栽本数は3,000本位の場合が多く、立地や成育条件によって一定していないが、30年後のスギ林は1ha当り200m³程度に成長する。多くの針葉樹々種は木材として建築用材、坑木、枕木その他に仕向けられるが、アカマツ、エゾマツ、トドマツなどは最近とくにパルプ用材に付けられる比率が高くなって来た。木材の全消費量は230万m³と見込まれている(オ3表)。広葉樹の主要用途は木炭・薪の生産用で、萌芽力を利用した天然更新作業法がとられている。木炭・薪の1957年の生産量はそれぞれ2168千トン、19,140,400m³であるが、国民の燃料消費の構造がより効率的なガスや石油等に移行しつつあるので、将来の需要減少が見込まれる。木炭や薪の生産は山間地域の農家の主要な現金所得源を形成しているため、山村経済は今後の需給動向に多大の関心を寄せられている。このような傾向に対して、日本においても、広葉樹材のパルプ仕向が漸次増加しつつある。

要約するに、日本の森林は全林に資源の乏しい日本の経済にと

って貴重な存在であり、かなりの所得と雇用をもたらしている。しかして、戦後の伐採量は急激に増大し、森林資源の凋減がさげばれている。そのために積極的に造林その他森林の生産力を増大する諸施策が打たれているとともに、木材の利用を高度化するなど、資源利用の効率化を計る方策も真剣に検討されている。日本における小私有林の問題も、かゝる森林生産力増大のための一環として取り上げられる問題でもある。

2. 小私有林の意義

日本の林野を所有別に見ると、全林野面積に対して国有林が30%、都道府県有・市区町村有・財産区有等公有林が12%を占めている。残余が私有林で、その構成は旧人所有林が全体の50%、社寺所有林1%、会社所有林3%、及びその他有林4%となっている(オ4表)。すなわち、所有主体別にみると国有林や公有林のもつ比重は大ざいだが、それでも私有林は全林野所有の半は以上を占めていることが示されている。また、私有林の大半が旧人所有林が占めているのであるが、これらかどのような人数のどのような職業の人等により所有され、至営されているかということは、全貌としては明らかではない。今資料的には古く、信頼度も低い。1947年調査の統計によれば、10ha以下のものが所有者数で71%、50ha以下のものでは91%、200ha以下のものでは実に97%となり殆んど全部の林野所有者は200ha以下の所有階層であることが示されている。しかして、彼等(200ha以下)の林野所有面積は調査時点当時の民有林面積の47%で、所有者1人当りになると僅か1.6ha——最も零細な所有規模である0.5ha以下の階層についてみれば、僅か0.31ha/人になっている。——にすぎない(オ5表)。かくて小規模所有制という林業構造は日本の私有林業を見る重要な視角となっている。

しかしながら一方、日本の林業は所有者数こそ増大であるが、

面的には半ば以上を占めている 20 ha 以上の所有者の林業経営や国有林業、公有林業をネグレクトすることは出来ない。これらの所有形態は社会的にも、経済的にも独立の林業経営として存在するものも多く見受けられ、且つ経営体としての独自性を維持する可能性をもっているものも多い。

これらの林業経営に対して、前述の 20 ha 以下の林野所有経営は、日本においては多くは農業経営の一生産部門が、農家の財産として保持せられ、運用せられているものであって、独立の林業経営として存立しているものは少い。日本の林業生産構造におけるかゝる二重構造は日本の林業生産問題を取扱う場合絶えず配慮しなければならない問題である。

以下こゝで分析しようとしている対象は 20 ha 以下の小私有林業の経営である。とくに 20 ha という所有規模に本質的な構造差があるわけではない。この数字は概括的区分を示しているにすぎず、区分の主題になる質的な差異は所有規模に影響されて成立している土地利用や林業経営の構造差にある。

補 論

小森林所有者の観念をめぐって、最近の森林組合問題研究会において置原氏は小森林所有者という概念の紛糾に注目され、各論者が観念規定を整理された。(組合問題研究 No. 7: 1959. 7)

(1) 比較的重的な意味を与えているもの。

(a) 1町歩 (= 1 ha) 以下の所有階層を主張するもの (堀谷博士)

(b) 5町歩以下の階層を主張するもの (川床氏、石原教授)

(2) 比較的重的な意味を与えているもの

(a) 農民(的)林業 —— 岡井氏、高野氏、鷲尾氏外数氏

(b) 農家林業 —— 紙野氏、林氏、井山氏

(c) 地主に対する小所有者という用法をするもの

(d) 大資本、大地主に対して中地主の性格をとらえ、これ

に対して小所有を問題とする —— 堀越氏

(e) 小経営(家族を養うことのできる規模 —— 野村氏)

(3) 比較的抽象的な規定をしているもの

(a) 地代収得者以外のもの —— 霜島氏

(b) 資本制林業に対置されるもの —— 倉沢氏

(4) 経営構造に着目せるもの

(a) 林業経営から外れるもの —— 松島氏、ディテリッヒ

(i) 小規模林業として農家の必須部門であり、商品生産のための間断経営、特産物経営を営むもの —— フランセ

(ii) 小規模間断作業、副業、家計と経営が未分離、早期伐採が特長 —— 大内氏

(e) 継続収益林業に対する間断収益林業 —— 半田氏

(ii) 大山荘に対する百姓林 —— 志村氏、近藤教授

以上のように、小私有林を問題の取り上げ方如何によって、いろいろとちがった規定のしかたをしているのが知られる。

それほど、小私有林問題は日本林業や農業問題にとって提起される課題が多いことかからるのである。こゝでは、林業の村別経営の問題として小私有林問題を明らかにしようとしているのであるから、経済的観念規定と共に、技術的規定もかなりの程度混入していることになる。

尚、量的な範囲を限定する上で、最近林業問題事務局の作業(林試松島技官の試算)がある(表6)。これは、林業経営として所得 40 万円(これは現在の日本における農家所得の略平均的な水準である)を獲得できる最小面積規模を、現実の林業地別の技術をもとにして試算したものであって、4.5 ha ~ 33.3 ha までの幅がある。しかしこれは法正的な森林の構造が地位や地利の差を無視して出来上がったものとしての計算であるから、現実にはかなりの割増をしなければならないだろう。本稿で用いている量的規定も、厳密な実態認識の過程から生れたものではなく、作業仮説として、略この位の範囲に

助な相異があろうと推定したものにすぎない。

3. 林野利用と林業生産の構造

林業生産や林野利用の上述の二種の形態別の構造的差異を適確に示す利用可能のデータは少い。とくに生産における資本の構造、生産力及び木材供給におけるそれぞれの地位といった基本的データに欠けるため、充分な検討をなし得ない。ここでは、一方の経営形態の代表として国有林業をとり、そのデータにもとづき、他方のそれとして私有林経営の随所別資料にもとづいて要案のみを対比することにしよう。

日本の国有林は面積的には 30% を占めるにすぎないが、森林蓄積に至っては 47% に達し、私有林に対して、資源の豊富であることを語っている（オク表）。1ha 当に換算すると国有林の蓄積は 130 m^3 であるのに対し、私有林の平均蓄積は 57 m^3 でその半ばにも達しない。（オク表、オク表）また、連年成長量も推計上の誤差はかなりあるようだが、1ha 当り国有林の 17 m^3 に対して、私有林は 11 m^3 と低くなっている。したがって、両所有形態が正常な林産物供給を維持するためには、相対的に国有林のウエイトが高くなるわけであるが、現実の供給量をみると、私有林伐採は 1957 年における日本の立木伐採総量の 75% をも占めており、1ha 当りにすれば、国有林の 2.7 m^3 （成長量に対し 1.7 倍）に対し私有林の 3.5 m^3 （成長量に対し 3.2 倍）も伐採していることになっている^(注)。（オノ表）私有林の資源及び供給事情が面積規模随所別には明らかではないが、小私有林は概して里山に位置しているので、土地の生産力に対して過重に供給上の負担がかけられていると想像するに難くない。

このような資源利用の差異に対し、資源採掘の体制はどのようなになっているであろうか。1954 年調査の統計によれば、最近

(注) ここで用いている諸統計は、その正確度には若干の問題を残しているようであるが、他に利用すべき資料が得られないので、そのまゝ分析した。

10 年向における 20 ha 以下の小私有林の造林実績は所有林野面積の 5% 程度であるが、同年の国有林の行った造林面積の国有林総面積に対する比は 2.5% となっており、その 50% にすぎない。（オノ表、オノ表）小私有林におけるこれらの造林労力は 62% が所有者及びその家族の労力で行われているが、国有林においては言うまでもなくすべて雇入労力である。（オノ表）このように林地利用の頻度や労力の質においてはかなりの差異がみとめられるのであるが、一方具体的な林業技術——今の場合育林技術——においては国有林と小私有林とは大差なく、スギ・ヒノキの人工造林が主にとり上げられ、その育林技術に見合った森林抚育や管理が施行せられているのである。したがって、小私有林の資源利用の過重負担にたえるべき林地利用の技術体制が未だ整っていないことが認められるのである。

経営管理の体制に対しては、明白な差異がある。国有林、管理体制は農林省林野庁—14 管林局—33 管林署を通じ、約 2 万人の専任技術職員と 8 万人に達する補助職員によって林業経営が実行されるが、一方小私有林は農業経営の片手間に、所有者及びその家族で管理されるものが大半である。多くの営家においては山仕事は老人の隠居仕事に割当てられ、量とも国有林の比ではない。しかし、古くから林業が営家の重要な所得源となっていることと林業地域では、小規模所有者の林業経営に対する意識は高く、逆に国有林の及ぶもつかない程度の集約な経営を行っているものもある。尚両形態とも林産物の販売形式は立木の直接売却方式が多く、経営内において薪炭生産まで突越する場合は比較的少ない点については共通しているが、小私有林の場合、自家用など非販売林産物のウエイトが高く、これが又、小規模林の生産目標を国有林のそれと相異する要因となっている。この点の詳細についてはオノ章において触れる。

上述と関連して林野利用形態の差異についても述べておかねばならない。国有林業は日本林業の指導的な立場にあり、巨つ多分

に公共的性格をもっている。しかし、その主旨は森林保続の原則にもとずき、合理的に運営されるべく方向づけられている。国有林の経営林においては産業としての林業の経営が成立し、発展して来ている。これに対して、小私有林業においては、叙述するごとく、林業生産以前の林野産物の自己利用の段階を脱し切っていない場合が多い。それは一つには商品的林業生産の未発展ということに帰しうるとともに、小私有林業が独立経営としてではなく、他の生産事業とくに農業経営との兼営又はその一部分として行われているからに外ならない。農家が林野生産物を自己利用するものにはいろいろあるが、自家建築用材、薪炭、肥料、飼料、肥料としての下草、落葉、及び自家消費用燃料としての「そだ」・「まさ」等がある。これらの年向必要量は小規模所有者にとってはかなりの負担であり、自己の山林からのみで充足できない家も多い。そして、この非販賣林産物の利用が、小私有林の経営を産業としての林業の方向とは違った方向にせしめる力として作用している。

この節では説明を明確にするため、林業における二重構造のそれぞれの類型をとり上げ、対照的に叙述してきた。日本林業の生産構造としては、さらに中立的な、言わば、過渡的段階にある公有林（市区町村有林、都道府県有林、及び部落有林）がある。しかもこれらは「小私有林問題」を取り上げる上において、非常に重要な項目を形成しているのであるが、今までは叙述の複雑化を防ぐため、故意に省略した。

以上を要約すると、日本における小私有林業は、林業生産の非常に重要な部分であると共に、林業構造として、単に小規模性という数量的差異にとどまらない、質的な差異をもっていることが認識せられる。これらは既述のごとく他の形態である国有林と対比しつつ特徴を明らかにしたのであるが、さらに、内容的に小私有林自体の経営構造を把握される必要がある。以下次章において分析することにしてしよう。

第2章 小私有林業成立

1. 林野の私的所有の沿革

小私有林業の経営は林野の小所有制という、歴史的事実の中に成立基盤の一つをもとめることができるわけであるが、残念ながら研究は一般的事実を明らかにする段階にまで至っていない。日本の封建時代である江戸時代では、田畑は一般に農民の所持が認められ、領主に対し一定の貢租及び諸役を負擔していた。このような農民の義務と所持の権利は、領主の施行する検知によって決定された。しかしながら、農民の林野所有においては複雑な問題が残されているようであり、所有の形式や権利、義務の關係は一定していない。何故ならば、それはオ一に領主の林政——林野制度——の相異によって規定されようし、又林産物を利用する当時の地方自治の発展の段階によっても相異しているからである。西川善介氏の整理によると各封建領主において確立した林野制度を大別すると次の三つの類型がみとめられる。オ一は藩の法令で百姓持山が全く否定され、全部の林野を藩有と規定している場合である。これには尾張藩の本曾谷や天領の飛騨地方が入る。オ二に、部分的に留山、留木制度を実施して、法令上その部分の林野に農民の収益を否定ないし制限した場合である。藩主がこのような制度を実施する意図は、窮乏する藩財政上の考慮（専売による利益を確保するため）から出たもの。外に治山治水や領主の狩猟場確保という動機があったようである。しかし、この型に属する地域で、藩主の林制的監視がきびしくなく、かつ育林に好適な所は、民商の林業経営が盛んになり、農民の林野所有権はもつとも発展した。好例にスギ林業で有名な吉野・西川・青梅等々の先進林業地があげられる。オ三の類型はオ一の類型が藩有林野の形成と経営に展開してゆくのに対し、藩主の指導又は強制によって、藩有林野に農民の手によって植栽された部分木が成立しているものである。これらは九州や東北の諸藩でみとめられ、その

成立が農民の自由な収益を目的としている点、林野所有に関する一類型となりうるものである^(注)。

(注) 西川善介著、林野所有の形成と村の構造 序章

以上の如く、藩政時代の日本においては、藩主の施行する林制のあり方が農民の林野に対する関係を基本的に規定しているものであるが、夫々の類型においても農民の林野所有権が芽生え、発展してゆく契機となつたものは、農民の手による有用樹種の植栽であつた^(注)。したがって、当時農民に森林所有を与えたものは、かゝる造林行為を主目的に成り立たしめる主権社会の発展段階であり、かつそのような地域であつたのである。日本の代表的林業地域は、古くから市場と密接に関係をもちつゝ発展して来たが、これらが成立したのは16世紀初頭から19世紀にかけて、封建制の体制が整備されてからであつた。

(注) 園部一郎 林業政策 上巻 P.152

しかしながら、他のほとんどの地域は林野の私的所有は確立せず、藩主や社寺の聖宮による林野以外に農民達のかなり自由な使用収益に認められていたものである。これらは村落共同体の物的基礎である部落有林野、あるいは入会林野なのである。この共同体的林野の所有は、明治維新後、土地制度や地方行政組織の確立、農業生産や林業生産の発展によって急激に分離し、一部は構成員の造林行為にもとづいて分割化→私有化の方向をたどると共に、他は地方行政団体の所有→公有化に向う。さらに後者に向つた林野の中には、未だ共同体的利用の残存しているものは、財産区有となつてゐるものもある。何れにしても、かゝる部落有林野の分解の過程において林野の私的所有が形成されたものが多い。

林野所有権の成立に関する以上二種の道程は、主権史的な流れの中に行政史的要因が入ることによつて、一見相異なるものゝごとく見られるけれども、本質的には同一の現象とみるべきであらう。しかして両者に共通していることは、商業的林業の成立が林野の私的所有の成立と密接に関聯しあつてゐるということである。しかれば商

業的林業はどのようにして成立して来たか、項を改めて述べよう。

2. 林野利用形態の変遷

林業生産の発達を農家の林野利用との関聯で述べるのがこゝの目的である。しかしながら、前項で触れたごとく、林業の発展は日本においては斉一的に行われたのではなくて、制度的、行政的、主権的、自然的諸条件に支配されて、地域的に顕著な差異を示しているものであるから、個別的資料をもとに主権史的に発展のあとをたづねなければならず、それ自体大きな研究課題になるにちがいない^(注)。こゝでは、

(注) この分野のすぐれた労作として、塩谷、倉沢、黒田氏著「林業発展の地域的構造」(日本林業技術協会)、京都大学林業問題研究会編「林業地帯」などをもっている。

主として時代を明治中期以降に限定し、商業的な農業や林業の展開が、利用一権利の関係が不明確であつた林野、とくに部落有林野の利用をどのように変えて行つたかを簡単にたづねることにしたい。しかしてこのことは次の三つの側面からの考察が必要であると思われる。

- ① 商業的農業の発展と林野利用
- ② 商業的畜産の発展と林野利用
- ③ 林業の発展と林野利用^(注)

(注) この整理は古島敏雄編「日本林野制度の研究」 東大出版 1955 による。

① 商業的農業の発展と林野利用

自給主権時代においては、林野は家族及び村落共同体がその生計維持のために必要とする営農資材や直接消費資材を供給するために存在した。明治維新になつて、日本の資本主義が発展するにつれ、農業生産も著しく発展し、耕地は開墾され、採草の必要量は増大していった。これらの変化はすべて共同体的利用がなされてゐる部落有林野に向けられていたのである。統計数値の正確さには問題はあ

るが、明治ノ6年(ノ883年)を基準とした日本の耕地面積は、昭和ノ3年(ノ938年)には倍近い増加を示している。(古島編前掲書 P.207) その多くは部落有林野の開墾によつてなされたものであり、共同体的所有が私有化に向つて行つたのである。しかし一層狭くなつた部落有林野に、耕地増大に伴つて一層利用量が多くなつて来たわけである。割山利用や持分利用といった形で、この林野の共同利用形式がくづれて来る大きな原因がこゝにもとめられる。しかしてこの傾向が最も顕著にあらわれてくるのは、とくに商品化率の高い果樹作地帯や養蚕地帯である。

ところでこのような利用—所有構造の変化は、さらに農業技術の発展によつて促進されてゆくのである。商業的農業の発展は林野利用に基礎をおく自給肥料から化学肥料の施用へと変化を起し、採草林野への依存度を低めていった。すなわち、農業生産の発展につれて、部落有林野は逆に相対的に過剰化する傾向になり、耕地生産から分離して、それ自体としての土地利用を担う条件が与えられて来たのである。才図表は化学肥料の導入による採草事情の変化を模型的に示したものである。(古島編前掲書 P.221) 統計資料にもとづいた分析は後で行うが、現在の多くの日本農業は上表のⅡ～Ⅲの段階にあるようである。

とに角漸次不用化した採草地—部落有林野は、他に積極的な利用方法が現れぬ限り、放置されることになる。これは日本の風土条件の下では林地化即ち主として雑木林化することになるわけである。この場合、他の主要な土地利用技術である畜産は日本においてはどうかであつただろうか。

⑩ 商業的畜産の発展と林野利用

明治初年以降昭和期に入るまで、日本の畜産の大宗は牛と馬とであつた。牛馬飼育頭数の変遷をみると、牛と馬とで逆の傾向をもっている。明治ノ5年牛飼育頭数ノノ6万頭に対して、馬はノ65万頭であつたが、その後馬は漸減し、昭和30年にはノ00万頭台を割るようになった。一方牛は漸増し、昭和5年(ノ930年)ノ50

万頭を突破して馬と交替し、戦后とくに乳牛の伸びにより、昭和30年(ノ955年)には300万頭に達している。

このような一面的発展傾向はあつても、結論的に云えば畜産業は解放された部落有林野の利用を十分に襲うには至らなかつたのである。否むしろ、例を和牛生産を主としている中国山脈の山麓部にとれば、そこでは農家全済が、水稻依、和牛生産、薪炭生産の三つの柱に支えられているのであるが、かゝる全済組織下での飼育和牛の発展は飼料構造を野草依存(部落有林野の粗放利用)から耕種副産物依存に変えて行き、それは放牧(部落共有地)の短縮→舎飼の延長といった逆の傾向をたどっているのがみられるのである。さらに又、戦後急激に発展して来た酪農も、次々に飼料源を耕地における飼料作物の栽培や畑地の牧草地化や、さらには耕種副産物にもとめるようになり、かえつて採草地依存からの解放に進むようになっていく。かくて生産力の低い段階での畜産は、日本においては本格的な部落有牧野を基礎に成立してはいたけれども、耕種農業と同様、その経済的発展はむしろ、部落有林野の利用を開放するという傾向、即ち、割山化→個人有化、又は林地化というプロセスを示しているのである。

⑪ 林業の発展と林野利用

上述のごとく、農業や畜産の利用から解放された部落有林野はどのような形態をとりつつ、林業的利用を展開していったであらうか。前述した通り未利用のまま林野を天然に放置すれば、日本においては多くの場合雑木山に転化する。したがつて、才一次的にかゝる雑木山を利用する林業、即ち薪炭の商品化が成立する必要がある。つゞいて用材の立木価値が発生するようになって、造林が発展して来る。このプロセスに土地と立木との所有関係、林産物の流通機構、共同体的利用慣行、及び社会全済の発展段階等がおりなして、様々な林業発展の地域性を示す。しかして、一面的に、農家にとって育林業が普及化しはじめたのはさして古いことではなく、林業の危機が叫ばれ出した戦中から戦後のことである。木材価値の高騰、搬出

技術の近代化、とくに架線集材、トラック搬出の普及などは農家に関係している林野の林業的利用の可能性を高め、且つ拡大して行った。森林緑化思想の啓蒙、造林補助金の交付、及び林業改良指導事業などの諸々の林業政策上の効果もこの場合大いに作用したことはいうまでもない。

上述の如き客体的条件の整備に対して、林野利用を担当する農家自体の主体的条件の変化もみられる。日本においては農村民主化と自作農創設のため、戦後農地解放が実施されたのであるが、その結果、農家における農業生産力の発展は顕著なものがみとめられる。日本人の主食である米の生産量は増大し、又、安定して求めている。その結果農業生産の機械化、酪農化の進展も目ざましい。かゝる農家生活の安定的向上が、林野へ積極的な投資意欲となつてあらわれはじめていることも事実である。さらに又、次のごとき事情も考えられる。先述の農地解放において、主として耕地を解放した旧地主層は、日本の場合、多くはかなりの規模の山林所有者層でもあった。彼らは所有耕地の解放によって、かつて彼らの主な収入源であつた小作料を失うことになつたから、それまでは減収に山林を伐採する必要がなかつたのに、生計維持のため、その後は度々伐採をしなければならなくなつた。すなわち、農家の林業収入依存度が高まつて来ているのである。その結果、自己の個別生済にマッチした集約な林業経営への関心が高まつて来ている。かゝる傾向は、上述のごとき旧地主層のみならず、積極的に農業経営の近代化を計っている進歩的農家にもみることが出来る。すなわち彼等は、耕耘機や乳牛などの導入資金に林業収入——とくに用材林収入——を充当する資金が非常に多くなつてきているのである。

このような農家における林業収入依存度の高まりが、林野利用が農家林業に発展する直接的契機となつたことは重要である。さらに又、農家の生活水準の向上や生活合理化の効果が、生活資材としてのまき、そだ等の旧来からの林野生産物の自給依存度を相対的に弱めるか、または弱めつゝある傾向がみとめられることも指摘してお

かねばならない。この条件変化は、前述の条件に比し消極的ではあるが、ネグレクトすることの甚きない項目であらうと見られる。

3. 農家における林野の自給的利用構造

上述の通り小私有林業就中農家林業は、従来の林野利用の上に成立して来たと云える。模型的に描けばオノ図の通りである。

I—Vは農家における林業の発展段階を示す。Vに至つて林業生産は農業と完全に分離することになるわけであるが、かゝる段階において林業生産が農家生済の中の独立の生産部門として位置するのは、所謂協業化の有利性が個別生済の中で発揮されるからにはほかならない。これに対して、両者の未分離なIの段階において林野利用が農家生済の中に位置するのは、農家生済の自給構造、すなわち自給の有利性がそこに認められるからにはほかならない。日本の農家における林野利用と林業生産は、これらの中間、すなわちII~IVの間にある。本節では統計調査の資料を利用して、農家における林野の自給的利用の段階を確かめようとしている。次節において、林業生産の段階を分析する。尚、本節で主として利用しているのは1950年農林省が実施した「林野の利用状況調査」である。

① 農家の採草と林野

農家のうち採草するものは林野率 75%以上の山間部で 87.4%、林野率 50~75%の準山間地帯では 82.4%、そして林野率 50%以下の平坦地帯では 77.3%となつており、地域によって大差はなく、殆んど大部分の農家が未だ採草を実施していることが明らかである。(尚、以下、山間部、準山間部及び平坦部と略称することにする。又、提示する資料には北海道を除いている。何故ならば、北海道は生済生産の沿革においても、生済構造においても日本の他の地域と著しく相異しているからである。)(オノ表)

つぎに採草をしている場所をみると、山間平坦の地域を問わず、畦畔がそれぞれ 50%以上を占めていて最も重要な採草地となつてゐる。かつての重要な採草地であつた山林原野は 30~40%のウ

エイトを占めている。さらに細部に入つて採草地の所有関係をみれば、半数以上が自らの至営地のみから採草しているが、一部には僅かノ永満ではあるが、専ら他人の至営地のみから採草している農家も見られる、残余が自分の至営地と他人の至営地との双方から採草していることになるわけである。したがつて全体として各地域とも他人の至営地に依存している農家が40%内外存在することになる、しかもそれらは、かつての採草地であつた入会地による場合は少く、所有権の明白な官公有地か私有地が主である、このことから採草地としての林野の利用が実質的に意義を乏しくしつゝある傾向が看取せられる。(オノ5表) しかし採草農家のうちで50%強のものが採草量の不足を訴えていることからして、日本の農業生産に、草の重要性はまだ失われていないことが推察される、これは利用関係の調整を配慮する必要があることを教える、因みに広島県下の調査によると、草は堆肥に最も多く使用されている。

⑩ 落葉の利用

次に落葉の採取をみよう、調査農家に対する落葉採取農家の戸数比率は30%~45%で、草よりも利用農家の比率は低くなっているが、山林の相対的に少ない平坦部の方が採取農家率が高くなっていることは注意しなければならない、しかしこれは平坦地ほど落葉利用率が高い営農形式をとつていたとは直ちに結論できないのであつて、落葉の利用が平坦部に進むほど堆肥よりも燃料に重点が向けられていることから、今後予想される燃料消費の増進の変化は、この統計の傾向をかなりの程度変えてゆくものと判断される、落葉は他人の山林から採取される場合が何れの地域も60%を超え、最も多く、落葉利用の積極度の高い農業地帯——たばこ、大麻等工芸作物栽培地域——では採取をめぐる社会的な問題が採取農家と山林所有者との間で起きている、しかし、この場合でもかつての共同体的な利用を行つていた入会地からの採取比率は7~5%で、著しく低く、採取対象地としての重要性を全く失ひかけている、落葉は大半が燃料用に、——とくに平坦部では、マキ、ソダの入手が山間部より困難

になるのも燃料消費の比率が高くなっている、——残りが家畜の冬期間の敷料の後、堆肥に用いられる、極く一部が温床材料となる。(オノ6表)

⑪ ソダ、マキ、炭等の利用

農家の燃料消費の構成をみると、ソダ、マキが圧倒的に多く、87~96%も占めている、つづいて木炭が3%弱、平坦部では前述の落葉及び水稻の副産物であるモミガラがそれぞれ3%、2%を占めている、日本内地の平均的觀察ではこのようであるが、暖地と寒地とでは燃料消費の絶対量においても、燃料構成においても、かなり顕著な差異がみられる。(オノ7表)

ソダの一年当り平均消費量は、1200~1800束、マキは200~250束、木炭は35~40%で、何れも山間地域に進むほど絶対量は多くなっている、ソダ、マキは自己の至営地からの収穫で自給出来る農家は40~50%位で、半数以上は他人の至営地から有償無償によつて入手している、この場合でも入会地からの獲得歩合は低い、(7~9%) 木炭の獲得は一般に購入又は譲渡が多い、自家で焼いている者は山間地帯においても全調査農家の25%にすぎない、但し地方によつては自家用木炭のみを必要に応じて生産する農家もある。(オノ8表)

この調査時点においては石油コンロ、プロパンガス等の近代的燃料が未だ広く普及しておらず、且、カマド改善の普及度も低かつたので、現在時点での燃料消費構造とはかなり異なっていることが推察される。

⑫ 自家用建築等諸資材の利用

自己の山林から自家用に原木を伐採した農家は林野所有農家の57~58%に達し、その利用度はかなり高いことが示されている。(オノ9表) 又、別な調査によると、(昭和27年(1954年)農実施私有林至営調査)ノカ年間用材林を伐採した山林所有者のうちで、自家用のために伐採した件数は、全用材林伐採件数の36~46%となり、所有面積が小さくなるほど、販売用でなく自家用に

自己の山林を伐採利用する割合が高くなっている。(オモロ表)
 これら自家用伐採のみの目的は詳細に判明しないが、自家建築補修材の必要によるものが大半であり、その他農業等業務用材が僅かながら存在している。(オモノ表) 自家用々材のノ件当りの伐採石数は30~50石程度で、数量的には僅かであるが、所有面積が小さくなっても伐採石数は減少していない、これは必要数量がノ戸当比較的硬直的であるからであろう。(オモニ表)

その他日本の農家の営農上、及び生活上利用される資材に竹材がある。竹材は容器、支柱、建築材料等々、日常生活上非常に用途の広いもので、農家は至営林野面積の2~3%を竹林として仕立て、いる。(オモニ表) 又、自家用に伐採する数量もノモ~30束位になっている。竹林は伐期が短かいので農家の主要現金収入源として利用されている所も見られる、

④ 放牧地としての利用

日本の畜産は農家による小頭数舎飼々育が一般的であるので、放牧は特殊な地域を除いて、それほど重要ではない、山間部ほど放牧戸数が増えるが、それでも家畜飼養戸数の10%にも満たない程度である、しかして放牧戸数のうち、30~40%が林間放牧を行っており、その比率は山間部ほど高くなっている。(オモニ表)

以上林野が旧来からの主な利用形態であつた営農上、生活上の自給的利用について、調査資料を基礎にして簡単に述べて来た、本節の当初に触れたごとく、この種の林野利用形態は至済の発展とともに林業自体の至済的利用形態に推移するものと考えることが出来るが、現在の段階においては、かなりの重要性の残存している利用方法であると結論出来るよう、そこに、主として農家によつて営まれる小私有林業の至済的発展が、旧来の林野利用との関聯において至済的に、社会的に調整される必要性が存在しているのである、

(補 論) 農用林の農業生産における意義

— とくに地力維持の機構に関して —

本節の考察は、昭和25年(ノヲ50年)実施の林野利用状況調査の結果にもとづいたため、部分的になりすぎたきらいがあるので若干補足しておこう、農業生産において林野が重視されるのは、以下述んとする農地の地力維持の体系の一環としてである、ヨーロッパの畑作農業においては、はじめは耕地の地力維持法として地目転換を行う代田式又は穀草式農法(長期の休閑又は草地と耕地との交替)がとられ、さらに土地の稀少性が高くなるにつれて、草地と畑地とが永久的に分離し、畑地は専ら穀類作物や葉約飼料作物の栽培の行われる主穀式或いは輪作式農法にうつり、地力維持法は短期の計画的休閑又は休目交替が行われるようになる、しかもこの地力維持的土地利用に、日本と異つて牛馬等の動物飼育が介入していることを忘れてはならない、^(注)

(注) プリンクマン、永友訳、農業至営方式の原理(P.32~62)

日本の場合、多くの地方において水田水稲作農業が卓越していた、この作物は、耕地を水田として畑地と異つた形態として維持する必要があるとともに、連作が可能であるが、とくに栽培行程において水が重要な役割を果たしている、就中、水はオモニ表に示した如く、多くの肥料分、とくに磷酸を多量に天然供給するから、肥料至済上有利に作用している、このような特質 — まだまだ幾多考えられるが、ここまではとくに重要なもののみを指摘した — が、ヨーロッパと異つて、日本では水田—水稲作のモノカルチャーが出現したのである、したがつて、水田の地力維持のためには、水による天然供給の不足分だけが、水田以外から供給されればよく、しかもそれは至済分を主として補給すればよいこととなる、化学肥料出現までの農業生産の林野依存はこのような目的をもつていた、

林健一氏の神奈川県の調査によると、^(農用材の利便度オモノ表) 水稲作では、稲藁やモミガラが燃料や包装材料その他として土地から持ち去られないならば、それ自体で有機質肥料分が不足することはないと試算している(オ

この表) 氏の試算によれば、とくに有材物の循環過程でバランスの欠けるのは、大豆、蚕豆等の豆類、煙草及びナス、トマト、白菜などの蔬菜類であるとされている。したがって、これらの作物の栽培比率の高い農業地帯——主として畑作農業卓越地帯——においては、水田—水稻作農業地帯と異った林野依存度を示し、そこで林業発展にちがった様相をあたえているのである。

4. 小私有林業の発展

農業従属的又は農家の自給構造の一環としての林野利用は漸次重要性を失って、農家による小規模林業生産が展開しつつある。そのような傾向にたどりしめる主要な因については、簡単ながら検討した。こゝではどの程度そのような傾向がみとめられるかを統計資料にもとづいて明らかにしよう。しかる後、このような小規模林業の生産が社会的な至済単位である農家至済の構造の中でどのような位置づけがなされるかということをやを改めて述べる。

小規模林業生産の形態は、日本の場合、林業技術的に見て ① 用材林至営、② 薪炭林至営、③ 特用樹至営の三つに区分される。

用材林至営とは、主として針葉樹々種を植栽し撫育して、建築用材をはじめ、パルプ材その他各種用材を生産するものである。伐期長く(30～50年程度)、したがって小規模林業の場合、収穫は間断的となるが、一時にまとまった金額を獲得することができる。しかも管理至営の労費は比較的少なくてすむ。日本においては販売用素材を所有者が自己生産する場合よりも、立木のまゝで売却する場合の方が多い。これに対して、薪炭林至営は主として天然更新(ぼうが更新)により、雑木類を撫育するもので、最近では専ら薪炭生産資材として利用されていたものであるが、近年パルプ材にも若干量仕向けられるようになった。この至営は伐期が低いので(10年～20年内外)比較的小面積でも収穫を継続する可能性が生れるが、収入額は僅少である。林木育成の過程における労費の投入は少いが、

これに木炭生産過程(オノ次加工過程)を併営すれば、かなりの労力を追加することが出来、若干所有者の所得が増加する。しかし木炭薪の需要増加は停滞的であるのと、用材林至営の有利性が増して来ているので、最近では用材林至営の転換がかなり行われている。最後に、特用樹至営であるが、これには地方により著しく特性がある。代表的なものとして、ギリ、タケ(樹幹を利用するもの)、クリ、クルミ、ハゼ(樹実を利用するもの)、アベマキ、タケ皮、シュロ(樹皮を利用するもの)、ウルシ、マツヤニ(樹液を利用するもの)、マツタケ、シイタケ(菌茸類を利用するもの)等々がある。これらはいづれも短期間に収穫が出来、集約な栽培可能性をもつものが多く、小規模林業として好条件を具えているが、自然的栽培適性の巾が狭く、且市場が狭小で今後の需要が積極的に伸びうるものは限定されている。したがって小規模林業の至営方式としての普遍性には欠ける面がある。

上述のような事情からすれば、小規模林業の展開を今後積極的に担当するものは、用材林至営であらうと判断される。そこで小規模林業生産者である農家が、育林業的な林野利用をどのように進めて来たかをたづねることにしよう。こゝでは、育林業進展の指標として人工林面積をとり、日本の育林業の発展の中で小森林所有者層がどのような役割を果たしているかを検討する。

昭和初年以降、戦争中及びその後の異状時期を除いて、日本の造林面積は年と共に増加している。その伸びは昭和5年(

1930年)を100とすれば、昭和32年(1957年)は428という指数になつてゐる。しかもこの増加傾向の中で私有林の年間人工造林面積の割合は増加の一途をたどつてゐる。すなわち、昭和初年(1930年頃)では私有林の年間造林面積は、全造林面積の55%程度であつたものが、昭和27年(1952年)では78%となつてゐる。このことから、私有林で年間の人工造林の実面積が如何に増加しているかが簡単に理解することができる。(オノ表)

このような私有林業の展開過程の中で、小規模林業がどのような

役割を果たして来たかを見るために、年間造林実行面積を所有階層別に区分すれば、50町歩以上の大所有者層は最近6か年間を通じ、絶えず10%内外の実行面積比率を示し、のこりの90%は50町歩以下の中小規模所有者が実行したことになっている。植えた面積の総面積に対する比率を算定すれば、所有規模が小さくなれば逆に大となり、50ha以上の中大所有に対して2~3倍の数値となっている。(オ1ノ表) このことからでも如何に小私有林の育林業への展開が目ざましいものであるか知られる。これらの担い手の大部分は、後章で統計上明らかにするごとく、農家である。こゝに農家における林業生産、換言すれば、農家林業の日本林業発展における地位の重要性がみとめられるのである。^(注)

(注) 20町歩以下の小私有林のみの造林実行面積統計がもとめられなかったため、やむなく50ha以下の中小規模を一括した、個別的事例研究によれば、20ha以下のみに抽出すれば、上述の傾向がさらに顕著に示される。

又、このことは、農家林業のみに限定して、農家所得における林業所得の割合をみても、近年著しく伸びて来ている。即ち昭和27年(1952年)では農家所得中の林業所得が7.8%であったものが、昭和32年(1957年)では10.2%となっており、その農家林業所得の内容をみれば、用材及び薪炭原木の売却による所得が、他に比べて著しく伸びて来ていることから判断されるのである。すなわち、その分だけ農家全所得は用材林経営に対する依存度を高めたことになり、このような林地からの収益条件の相異が、前述のごとき林地への積極的な造林投資行為となつてあらわれていると理解することが出来るのである。(オ29~32表)

しからば、最近になつて顕著にあらわれて来たこの実態を、小森林所有者の個別全所得の中で、どのように位置づけられるか、以下章を改めよう。

第三章 農家林業の経営構造

1. 農家における林野所有の構造

世界の多くの国々に見られるごとく、日本においても、林野所有者の多くは農家——農業を家業として営んでいる世帯——である。とくに山林所有規模が小さくなればなるだけ、全所有者に対する農家所有者の比率は高くなる(私統計より)。傾向が、日本においてはみられる(オ3表)。農林省の抽出調査によるとその数値は65~75%程度となっているから、小私有林問題は大半は農家における林業問題と読みかえても大過はないように思われる。又日本の農業は米作を主要作物とする零細規模家族農制という構造の上に立っているのであるが、その農業構造の基礎がそのまゝ、日本における小私有林業、構造を規定しているとも見ても差支えないであろう。そこで農家における林業生産の構造を、農家の農業経営や家計消費等々農家全所得との関連で分析してみよう。

上述のように林野所有における農家の地位は、日本の場合、非常に高かったのであるが、しかし、日本の農家がすべて林野所有と関係があるというわけではない。昭和31年(1956年)の私有林調査結果報告によると、林野を保有する農家は全農家に対して66.3%で、かなり高い比率は占めているが、すべてではない。又農家を耕地の耕作面積の大きさに区分して見ると、0.5ha以下の零細耕作農家では約半数の51%の農家が林野を保有しているのに対して、日本においては耕作規模の大きい方に入る1.5~2.0haの階層では84%もの農家が林野を保有していることが示されている(オ34表、オ35表)。即ち林野所有農家の多くはかなりの程度以上の耕地を営んでいる農家であるわけで、多くの実態調査の結果によっても、耕地所有と林野所有の関係には正の相関がみられる。(オ36表)

ところで農家における林野所有の規模であるが、前述の昭和31年（1956年）の農林省の統計によれば、林野を保有している農家の52.4%が1ha未満の林野しか保有しておらず、又5ha以下を入れると、林野保有農家の大半を占める66.5%にも達する。又小論で規定した20ha以下だと全体の96.7%となり、殆んどすべての林野所有農家が入っていることになる。このように農家における林野所有の零細性がオーの特長としてあげることができる。至極として社会的に独立しうる林野面積規模が、オー章補論でのべたごとき数値であるならば、到底林野のみを継続的至営（ゴーイング、コンサーン）の対象として取扱うことは困難であつて、農場の一部分として、農業その他の生産事業との兼営においてはじめて成立しうるにわがいない。

次の特長としてあげられるのは、所有の分散性である。全国的な統計に欠けるが、広島県における調査によると、山林所有農家は一戸当り、44カ所に分散した林地を所有しており、1カ所当りの平均面積は0.4haという小面積になっている。又農家住居からの距離も2.4km平均0.8kmと非常に近接している。このことは、林業生産を非能率的な事業にする、大きな原因となっている。

次に、林野利用方式別にみると、最も多いのは薪炭林であつて、総面積の52.4%を占めており、又林野保有農家の大半である74%が薪炭林を所有し至営していることになる。これに対して用材林は総面積の37.1%で薪炭林よりはかなり少くなるが、用材林保有農家は全保有農家の70%で、薪炭林保有農家と略等しく、大半の農家が用材林を保有し、至営していることになっている。残余は原野採草地等である。（オヨク表）これから判断されることは、農家保有林のなかではまだまだ薪炭林が多く、その意味からして、前章の林野利用的色彩が、かなり残っていることである。

さらに農家における林野所有に關し注意すべきは、林野所有が単に山岡地帯のみの問題でなくて、準山岡、又は平坦地帯においても見られる現象であることである。確かに山岡地帯より平坦地に進むほどに林野面積は減少するけれども、林野所有農家数はそれ程に減少していない。吾々の行った神奈川県の調査によって示せば、平坦地に居する市域農業地帯や近郊農業地帯においても、林野所有農家率はそれぞれ61%、及び59%を示している。このことは、農家林業、したがって小私有林業の至営問題は単に山岡地帯だけの問題でないということを物語っている。

（オヨク表）

2. 農家における林業生産の構造

林業生産の構造を次のごとき視点から叙述することにした。まず至営構造の基礎となる土地面積の大きさであるが、日本の小私有林業においては、共同至営や会社至営は稀にしかないので、林地所有規模はほとんどそのまま小私有林業至営の土地面積規模と等しいと見て差支えない。したがって前節で述べた所有の構造上の特質は、そのまま至営土地の構造上の特質をあらわしていると考えてもよいと思われる。そこで、以下こゝで述べようとする項目は、かゝる林地上に営まれる林地の林業的利用の規模や態様である。まずそれは、林地から林業所得を實現するためにとられる伐採その他の諸行為と直接林地に働きかけ、最終的には林業所得を實現する目的をもった行為なのであるが、その前段階として、林木蓄積を合目的々に形成しようとする行為——育林的諸行為という二種の至営行為に分類することができる。前者を林地からの *out - put* と考えれば、後者は林地への *in - put* と呼ぶことが出来る。その中間過程に林業独特の *capital* である蓄積資本の構成がある。そこでわれわれは農家林業の生産構造の叙述を *out - put*, *in - put* 及び *capital* の

三側面から行うのが妥当していると考え。しかもこれらの至営における生産活動は至営における技術構成によって、それぞれちがった至営様式を呈示する。これらは最終的には至営組織上の相異となろうか、独立至営としての自立性に乏しい農家林業では、組織上の相異は明確に把握しかたい。そこで叙述は農家林業での重要な技術的形態である用材林作業と薪炭林作業とに区分しなから、上述の三側面を記述するのが適当であろうかと考えられる。最初に *out-put* から始める。

① 林地からの *out-put* における構造

昭和 29 年（1954 年）に農林省が実施した私有林至営調査によれば、昭和 29 年（1954 年）10 年間に自己の林野から材木を伐採したことの戸数が 1 ㍔以下の零細層では 16%、1 ㍔～5 ㍔の階層では 40%、5～10 ㍔では 57%、10～20 ㍔で 62.2% になっており、このことから、1 ㍔未満では 60 年に一度、1～5 ㍔では 2.5 年に一度、それ以上では 2 年又は 1.5 年に 1 度の割合で自分の山を伐採していることになる。（オ 39 表）

これを用材林だけについてみると、その差はさらに顕著になり、1 ㍔未満は保有戸数に対して僅か 4.3% しか伐採していないのに対して、10～20 ㍔の階層では 34.3% も伐採している。（オ 40 表）各階層別の比率の開きが主として、薪炭林の伐採になるわけで、較差は至営面積の大きいほど小となっている。結局、同じく小私有林といっても、その中でも零細規模はより薪炭林の伐採の方が頻度が高く、面積が大きくなれば、用材林伐採のウエイトが増して来ている。

次に年間の用材林伐採石数をみると 1 ㍔未満の零細層でも 43 石（= 12 m^3 ）で 10～20 ㍔層では 155 石（= 43 m^3 ）と伐採戸数比ほどの差ではない。これは自家用にしても、販売用にしても、用材立木の伐採は、或る一定の数量がまとまる必要があるからであろうと見られる。薪炭林伐採量は

1 ㍔未満階層では 31 石（= 9 m^3 ）、10～20 ㍔層では約 100 石（= 28 m^3 ）程度である。かくて上述のごとき数量の林木収穫に伴う所得が、小私有林至営者に対して、2 年又は 60 年に一度位の間隔で実現されているのである。

次に、このような立木収穫の用途を見ると、まず用材では、販売して金銭収入を得る場合が最も多く、1 ㍔未満で 62%、1～5 ㍔で 71% と順次至営規模が大きくなるにつれて商品化率が高くなっている。しかして、反対に、規模が零細化するほど自家用がふえており、1 ㍔未満階層では 36% に達している。これに対して薪炭林の伐採はいずれも自家用に伐採するものが多く、（1 ㍔以下では 77% に達し、10～20 ㍔階層でも 47% である）薪炭林には、前述の自給性がかなり見られる。（オ 41 表、オ 42 表）

尚薪炭林作業において、用材林と異って注意しなければならない点は上記の販売用及び自家用のほかに業務用のウエイトがかなりあることである。業務用とは、自己の至営内に木炭や薪に加工して販売するための伐採目的をいうのであるが、これは 1 ㍔未満層では 45% の戸数比率になっているのに対し、10～20 ㍔層では 20% に及んでいる。従来山間地帯の主要な副業として木炭生産があげられている。資料は古いが、昭和 16 年農林年度調査によれば、「全国農家数の 44.8% は兼業農家であるが、（現在はもっと増えて 61%（1957 年）になっている）そのうち、農業を主とする兼業農家の 22.1% 及び農業を従とする兼業農家の 2.2% に相当する 2424 戸が製炭に従事している」とされている。（注）

（注）薪炭生産の実態 昭和 31 年 3 月 総理府資源調査会 事務局 p. 33

製炭は主として農閑期である冬期に木炭生産に従事しているのであるが、その生産量も 500 俵以下の小規模のものが多い。しかもこの木炭生産従事者層は、一般に山間地帯における低所

得階層——したがって林野所有階層区分について言えば、農所有又は零細所有階層が多いのである。そこで前述の業務用伐採の戸数統計にたづねると、林野所有面積が零細化すればする程、一般に木炭生産に従事する戸数率が高くなるのに反して、業務用の薪炭材伐採戸数率が減少しているのは、自己の山林より木炭原木を自給する農家が少く、山村内部で木炭原木のための立木売買がかなり、一般的に行われているからである。

このことは製炭に際して原木調達事情の調査統計によってみると、自給原木のみによるもの全製炭戸数の44.4%となっているから、残余は購入原木に依存する戸数となり、しかもこのうち、専ら購入原木のみに依存している戸数が44.6%も占めているのである。(オ43表) こゝに薪炭林業と密接にかうみ合っている木炭生産との経済的社会的問題が、林地所有者＝主要資材の提供者と経営者＝主として労力提供者、との間の問題として、とくに山間地帯においては起っているのである。この問題は昨今、有林業の有利性が普遍化し、用材林化の傾向が一般化すると共に、木炭需要が顕著になっている情況下において、ますます重要性を帯びて来ている。

次に方向をかえて、用材生産が農家経済に及ぼす役割の一端を伐採理由によってうかがってみよう。(オ51表) これによると、「生活費補給」という動機が最も多く40～50%を占めているが、所有階層が零細化すれば、「自家用材が必要」という自給動機が目立って多くなり(1戸以下で約30%)上層になれば「被害木整理」「業務用材」「税金支払」が多くなっている。又経営面積の大小によって戸数比率のかわらないのは「不問の出資のため」で(6～9%)、このような目的のために農家が山林を保有し、経営することがあることを忘れてはならない。薪炭林の伐採理由は、既に前述の叙述から明らかな通り、所有面積が零細化すればする程、「自家用の薪材のため」

が多くなり、上層になるにつれて、「生活費補給」や「自家製炭原木用」等の目的の重要性がまして来るが、用材林においてみられたごとき、臨時的備蓄的伐採目的のウェイトは、著しく低い。

オ一章で簡単にふれたが、林産物販売の方法は、用材林においては立木のまゝ木材業者や製材業者に販売する場合が多く、用材を販売した戸数の25～30%を占めている。(オ2表) 最近では間伐材を自家伐採する農家は少なくて来たが、主伐を自家伐採するケースは珍らしい。これにはいろいろな理由が考えられる。立木は成熟期の巾が広く、自己貯蔵性をもっているが、系材にすれば早急に買手をもとめねばならぬとか、伐採作業に及ぶ農家の資本と技術の不足といった事項が考えられるが、一方又かくのごとき生産過程において、農家の土地労力資本を十分に生かすものであるか、といった面から検討する必要もあろう。とにかく農家林業の発展のためには一考しなければならない問題である。薪炭林の売却も立木売却が多い。これはとくに、加工過程が他の製炭農家によって行われる場合が多いからである。

伐採方法は用材林作業においては皆伐法とその他の方法とが略相等しい。(オ44表) その他の方法の中には間伐が主要項目であろうとみられる。統計数値の傾向としては明らかにし得ないが、最近の間伐が著しく増加していることが各種の調査から認められる。

立木販売が主な商品化の方法であるが、自家用及び業務用を附加すれば、農家が用材及び薪炭材を自家伐採する量はかなり存続する。そこで、伐採労力の調査関係を、所要労力量の延人員比率でみると、用材においては自家労力が30～40%で、他は雇入労力になっているが、薪炭林作業では自家労力が70～75%を占めている。後者の場合、経営面積規模が大きくなれば、若干雇入労力が少なくて来るが、何と云っても自家労力が、

伐採作業の主体をなしている。これに反して、用材林の伐採は面積の規模如何にかかわらず雇入労力が主体となり、明らかに異った構造をしていることが分る。(オ45表) しかし、何れにしても就労人員の延数はノリ当りの伐採百数が多いため僅少で、雇用労力に依存している用材林 10～20 ha 階層をとってみても、年間ノリ当り 30 人程度の雇入量にすぎず、農家の労務事情からみて、この数値は極く微少なものである。

最後に呈報している林野からの林産物の販売額を、昭和 31 年の私有林調査(農林省統計調査部)(P37 より作成)から小私有林だけを抽出してみると、(オ46表) 1 ha 未満の零細層では販売戸数の 62% が 5 万円以下であり、5～25 万円の収入のあった戸数は 32% にすぎない。1 ha ～ 5 ha の階層では 5～25 万円の収入があった戸数率が高く 43%、ついで 5 万円未満が 39%、25～50 万円が 13% の順になっている。5～10 ha の階層でもやはり 5～25 万円クラスが最も多く 42%、25～50 万円が 23% でこれにつき、5 万円以下が 21% になっている。小私有林の最大所有階層である 10～20 ha で販売戸数比率の高いのは 5～25 万円クラスで 35%、つぎに 25～50 万円が 26%、さらに 50～100 万円が 15% となっている。以上からみると、零細規模になれば 5 万円未満の林業収入を実現しているにすぎないが、林地規模も 5 ha 以上になれば、5 万～25 万円程度の収入が実現されているし、さらに 10 ha 以上では 50～100 万円の収入も実現されている。林業収入は本誌の前段で述べたごとく、毎年継続しないけれども、農家にとって、50 万円以上ものまとまった金額の収入を可能ならしめることは農家生活の安定的発展に大いに役立っているにちがいない。(因みに零細所有層である 1 ha 未満においても、50 万円以上の林業収入を実現している所有者が 1% もいる！)

農家所得における林業所得の地位については、次節で詳説する。

⑪ 林地への $ln-pwt$ における構造

林地への $ln-pwt$ の主要内容は造林に関する諸項目であるが、こゝではとくに小規模林業の育林動向を統計資料を中心に述べる。

昭和 29 年(1954 年)の私有林経営調査によると植付した戸数は総戸数に対して、1 ha 未満の零細層においては、18% にすぎないが、1～5 ha では 44%、5～10 ha 層では 61%、10～20 ha 層で 69% となっている。零細層を除いて、昭和 29 年においては大体 2/3 にノリの割合で造林していることになり、造林事業は山林所有農家の重要な業務の一つになりつつある。(オ47表) ところで、造林がどのような土地で行われているかを見れば、各階層共用材林伐採地に行われた場合が最も多く、45～60% を占めているが、このような用材林経営の再生産のみでなく、薪炭林の伐採地(全体の 30～35% を占めている)や採草、放牧地に対しても、積極的な造林活動がつけられている。(全体の 10% 以外) したがって用材林伐採地の再造林面積と同等しい面積の新規造林地が、これら 20 ha 以下の小所有者達から生れているのである。中でもとくに零細層たる 1 ha 以下の層では、林業経営の割合が高い。

しかしながら、ノリ当りの平均植付面積は概して小規模で、零細層の 0.14 ha、10～20 ha クラスの 0.75 ha 程度までである。だが、経営林地面積に対する昭和 29 年実行の造林面積の比は、1 ha 未満層の 61% から 10～20 ha 層の 38% となり、かなりの比率を占めていることになる。植栽本数は 1 ha 当り 3,000 本が標準で、経営面積規模が小さくな

れば、20%位の追加がみられる。狭い林地を目前に且集約的に利用しようとする意図が伺われているからであろう。又造林樹種は概して針葉樹が圧倒的に多いが、こゝでも零細層では広葉樹の割合が他と比べてかなり高い24%も占めている。これは新炭林経営を集約化するためのクヌギの造林で、注目値する。造林用苗木は森林組合を通じて購入しているものが最も多い。(オタ7~52表)

日本における造林事業は鉋や鋤程度の簡単な道具を用い、主として人力によって行われる。造林機械は、小私有林は勿論国有林においても殆んど利用されていない。人間労力によって主として担当される場合、造林事業に投入される労力量そのものと同時に、労力の質が作業効果に影響をあたえる。前者労力量は、小私有林業が主として農家林業として農業との複合形態で営まれているのであるから、それら他の生産部門との労力の兼ねが林業労力への投入条件を規制することになる。これは、自家労力のみにて至営生産が行われる場合は勿論のこと、雇傭労力を取り入れられる場合でも、労力者は多くは近在の農家より雇用されるから、地域として農業その他生産事業の兼ねが、林業への労力投入条件として作用する。しかし一方、林業は農業と同じく土地生産業であり、植物の成長に基礎をおく有機的生産事業ではあるが、農業生産ほど季節的適期選好はつよくない特質——一種の粗放の有利性——をもっているから、上述の投入条件の制約をそれほど強く受けるものでもない。日本においては一般に植付は春を主とし、秋にも行われるが、下刈は夏の農閑期に、伐打は冬の農閑期に行われる場合が多い。又多雪地帯では春先融雪期に雪起しが行われる。植栽本数を5000本とし、あるスギの造林事業の場合を典型的に試算すると、伐期は普遍より若干長いが、60年として、1ha当り総労力投下量165人、1ha当り年当り5.4人となる。(オタ53表)因みに日本における主要農作物である水稲をみると、1ha当り、年当

り200人内外となり、両者の間に著しい差がある。土地利用作物としての林木の粗放性は、一方においては農家至営の中に取り入れる場合、有利性を発揮するが、他方より集約化をもとめる農家にとっては、不十分な作物と云わねばならない。

労力の質はまずオーに雇入労力か、自家労力かの違いによって示される。日本のように、地形が急峻で土壌構造の複雑なところで、且つ小田地に分れているから、適地選好がミクロ的に変わってくる。林業常識的には、谷筋の肥沃地にはスギを、それより上町はヒノキを、峯通りにはマツを植栽することになっているが、傾斜の方向、地下水位の高下、下床植生の繁茂状況等々、シクロ的自然条件がこのような立地配置を変えてゆくのである。

このような条件と個々に配慮しながら、その土地に植した樹種、岳種、苗木の大小等を選択することは、多年の熟練を要することであり、多くの場合、家族労力のしかも、年長者の労力が最も適当とされている。従来から、多くの日本の農家においては、山仕事は年長の役目となっていたが、これらは、山仕事は農家における余り重要でない仕事として位置づけられていると見るよりも、上述のごとき林業労力の質的な性格にもとづくものであると理解される。

上述のごとき認識の上に造林労力に関する統計数値をみより、原則に雇付した世帯が使用した労力を、「自家労力のみ」「雇傭労力のみ」、「その両方」に区分して、戸数の比率と昭和29年の私有林至営調査から算出すると、(オタ54表) 10ha層の零細層では89%までが自家労力であるのに対して、10ha~20ha層では、自家労力のみは57%に狭まっている。これに反して、この階層では雇傭労力のみとその両方という項目が、それぞれ14%、29%と増加している。それでも程度の差こそあれ、小私有林業を通じて自家労力か雇付労力の最も重要な供給源であることが明白である。

上述の数値を実際に投入した労働量（延人時）の比率によって算出すると、一般に自家労働力のウェイトは上表よりも低くなるが、それでも25～50%程度の重要性をもっている。労働力調達方式として、日本の農業においては地縁、血縁関係で労働交換（俗にユイ、テマカエという）が行われているが、これは林業においては、余り重要ではないようである。（オ55表）
 戸一戸当りの年間の植付労働量は8～10人位で、農家労働の全体からみれば数少ない数値である。一般に他人労働に依存している場合の方外ノ戸当延人時が多くなっている。

換言には、下刈、枝打つる切、除伐間伐等の区分があるが、昭和29年ノ戸年間自己の山に手入に行ったことのある世帯数をみると、10戸～20戸の階層では総戸数の82%に達し、大部分の農家が、何らかの手入作業に従事していることが示される。（オ56表）しかし、所有規模が小さくなり10戸未満階層になれば、24%に下る。これは、無関心だから山に行かないとか、農業が忙しいから放置したとかという理由のほか、手入を要する山がないという理由も添加される。実施した採育の種類、別件数の実施した戸数に対する比をみると、下刈が他より圧倒的に多くなっている。これから手入をした所有者は殆んど下刈をしていることになる。日本の場合、下刈はいろいろな条件によって一定していないが、植付後5～7年間、毎年1～2回実施されるのが普通である。ついで多いのはつる切枝打であり、刈り入れ実行者の30～60%が行っている。除伐間伐はとくに零細層に低く、実行比率は1%にすぎないが、10～20戸の層では30%程度に上昇している。

採育作業も植付作業と同じく、小私有林業においては、自家労働による場合が多く、戸数比率でみると70～85%、延人時比率でも75～85%となっている。植付と同様、経営の規模が大きくなれば、自家労力のウェイトは低くなっている。戸一戸当りの年間採育労働投入量は2～3人内外である。

（オ57表、オ58表）

間伐採林作業においては、クヌギなどの造林の場合を除いて（クヌギ造林においては上記の構造が大体近似している）専ら薪炭材を利用した天然更新が多く、林地におけるinputは構造として取り上げるべき問題は少ないので省略する。

⑤ 林地に形成される資産の構造

上述のごとき林地に対する投入と林地からの産出の差額に、林木の成長期間が加算されて小規模林における資産——大資本が蓄積資産——が形成される。専門的な林業経営においては、伝統的な森林管理学が教えるごとく、先ず経営構造の基礎として林地および林木の蓄積資本が存在し、かかる林業的基礎資本の生産性を持続的に高める構造をとるために、先ず産出の規制され、つぎに投入が資本の調和を計るために決定されて、経営の仕組が立てられるのである。この点小規模林は、とくに日本の場合、沿革的に林地に対する造林行為をもつてはじまっているところから、林地に対する投入と林地からの産出の差額としての林木資産という経営の構造をとり、この場合、経営の基礎構造としては林地のみが存在する。このような林業経営構造における、かなり本質的な差額は、林業経営の一形態としての小私有林業——就中農家林業をみる場合、明瞭に意識される必要があると考えらる。

ところで日本における小私有林の蓄積資本の構造を分析するに足る、利用可能なデータは乏しい。戦後、森林法の改正により、森林計画制度が施行され、才一巻目に私有林の資源調査の調査に重点が指向せられたが、これとて、局地的な調査計画がなされているにすぎず、経営規模階層別には明らかではない。したがって、この分析には、部分的な要素調査の資料を中心に展開するより方法は無い。

まず、どの程度の蓄積資産が存在するかと民有林の森林資源
表から大體に推定してみよう。昭和31年の林野庁調査によ
ると、民有林の総蓄積は 967 百万 m^3 であるので、これに 20
ha 以下の小所有層の所有面積比率 47% を単純に乗ずれば、
約 455 百万 m^3 となり、日本の全森林蓄積 (1,800 百万 m^3)
の 25% を占める。ha 当りにすれば 59 m^3 、針広別比率は
50.5 : 49.5 と略等しい。このうち普通林が面積で 87
% を占め、残余の制限林 (森林の公共的、保安的効果を発揮さ
せるために法令によって自由な施業を制限されている森林をい
う) その他となっている。普通林は森林法上適伐以上と適伐未
満とに分れ、前者は普通林全体面積の 72% を占め、大部分が
適伐未満の幼壮令林分である。蓄積の比率は 47 : 53 で
ある。適伐未満の令級配置をみると、面積的に最も多いのは 5
年生未満の幼令級で適伐未満林分全体の 36% であるが、これ
に 5~10 年までの令級を合併すれば 55% にも達し、如何に
日本の民有林が若い林分で構成されているか知られる。以下
令級が進めば、当該令級が占有している面積も漸次減少してい
る。蓄積の令級配置をみれば針葉樹 (主として用材に向けられ
る) では 25~30 年の令級が最も多く、25% を占め、これ
に 30~35 年及び 20~25 年令級がついでいる。今直ち
に伐採可能となる林木が多く混在する令級である 40 年生以上
の林分の蓄積が少ないことは、これからの民有林の供給力に若
干の不安をなげかけるものである。広葉樹は主として薪炭材に
用いられるために、一般に令級は低く、15~20 年生の令級
が最も蓄積が多くなっている。(26%) ついで 10~15
年の令級でこの両者での適伐未満林分の広葉樹蓄積の 52% を
占めている。以下令級が進めば蓄積量は急激に減少する。(15
59%) (26%) (26%)

適伐以上の林分は一般に令級が大きいから、平均蓄積も多
くなっている。資源的に最も蓄積量の多い令級は、適伐以上の林

分では、針葉樹で 45~50 年生の林分で、おしなべて、35
年生以上 50 年生位までの林分の蓄積が多くなっている。これ
に対して広葉樹では、20 年、25、25~30 年生の令級が
蓄積が最も多い。それぞれ、利用の構造をあらわしている。

以上は民有林全体に対する統計からの理解である。階層別に
更に詳細な蓄積資本の構造を知るために、埼玉県における事例
をあげよう。(注)

(注) 林業改良普及事業の経済的研究

林野庁 昭和 29 年

同県上吉田村上郷部落における山林所有階層別令級配置は次表
の図解のごとくである。(オ3図) この図から云いうことは、
所有規模 10 ha を境として蓄積の構成に大きな変化がみられ
る。すなわち、10 ha 以上の所有者は高令級の蓄積を多く有
している傾向がみとめられる。又階層別に 1 ha 当りの林木蓄
積保有量をみると小規模は少なく、大規模に進むにつれて増加
する傾向がみられる。こゝでの調査結果を所有階層別に要約す
れば：—

大山林至営者 (50 ha 以上) では針葉樹、広葉樹の面積比
率が 60% : 40% 位の割合になり、且高令級の山林も多いた
め、蓄積も又多くなっている。さらにこの村では、かゝる階層
の農地面積も 0.8 ha 程度になり、経済的に安定し、且つ林業
至営に対する関心も高い。

中山林至営者 (10 ha ~ 50 ha) では 50% が針葉樹林
であるが、その中には高令級の山林がかなり混入し、林木蓄積
量も相当あり、林業至営の関心も最近とみに高くなって来た。
農地も平均 0.7 ha 位至営し、生活の安定しているものも多い。

小山林至営者 (10 ha 以下) ではその山林は費用林的な色
彩が濃く、高令級の山林は少なく、従って又林木蓄積量も少な
い。この階層では自家労働をもつて農圃期に農業又は薪割に従
事している。従って山林に対する依存度は高い。最近是用材林

の造成に対する関心が高まっている。

以上は最近に新営林業地として発展しかけて来た地域での一事例である。したがって、林木蓄積資本の保持、又は形成状況の全貌を見るには不十分ではあるが、林野経営の規模差によって、かなりちがった構造差をしている一斑をうかがい知ることができよう。

3. 農家全済における林業所得

前節では林業生産の技術過程に視点を合せて生産の構造を叙述して来た。本節では、生産主体である農家の個別全済との関連、とくに農家所得と農家林業所得との関係を、主として農林省統計調査部が行っている「農家全済調査」のデーターをもとにして明らかにしてゆきたい。ところで最初にお断りしておかねばならない点は、農家全済調査は農業経営を主とする農家の生産、消費の態様を主記号録をもつて追跡し、集計したものである関係上、サンプル農家は平坦地帯の農家にかたより、田楽田を農家林業に占めようとする我々の目的からはかなりズレルことになる。しかし、残念ながら、吾々はこの調査に附る農家林業全済調査をもっていないので、かゝる統計上のカクヨリを承知しつつ、利用せざるを得なかった。

農家全済調査の調査対象となっている約5500戸の農家のうち、昭和30年度においては、3409戸が林野を所有している農家である。(オ6ノ表) これらはすべて小規模林野所有者で、0.5ha未満が1893戸(55%)も占め、1ha未満では、林野所有農家の74%にも及んでいる。3ha以上の所有農家は僅か91戸(3%未満)にすぎない。これを林業収入階層別にみると、年間林業収入1万円未満の農家が1439戸で42%、2万円未満を合算すれば、所有農家の70%に達する。5万円以上の林業収入のあった農家は9%にすぎない。このような数値は

前節で明らかにした小私有林の生産実態よりかなり水準が低くなっていることに読者は既に気付かれたであろう。はじめにお断りした統計上のカクヨリが既にこゝにあらわれている。さらに林野面積階層別及び林業収入階層別にみた林野所有農家の態様を示されている。こゝでの林業概算所得の農家所得に対する割合は、所有規模が大きくなるほど高くなり、0.5ha未満では僅か4.2%であるのに、0.5～1.0ha層では8.2%、1ha～2ha層では2.6%、2.0～3.0ha層では11.0%、3ha以上では、14.8%になっている。3409戸の総平均では8.0%のウエイトを占めている。

このような、農家における林業所得は最近如何なる傾向にあるのか。林業問題調査事務局で分析した結果を要約すると次のごとくである。(注)

(注) 林業問題調査事務局編。

林業と林業政策の現状と問題 34. 12 P181～194
農家所得における林業所得の割合は8～10%程度であるが、僅かながら、そのウエイトは年々高まりつつある。(オ29表)
しかも、農家における農業所得の成長率と、農家林業所得の成長率を比較してみると、農業所得は緩慢な上昇をしているのに比して、林業所得は急テンポで伸びているのである。(オ30表)
これには近年の木材価格の急騰が原因している。

上記の林業所得のうち、林業労働所得は省略して、林業事業所得をさらに内容に立ち入って検討すれば、薪炭及び木炭から得られる林業所得が相対的に低落し、用材及び新炭原木の売却による所得が上昇していることである。(オ31表)つまり、時系列的にみれば、用材および新炭原木の売却による所得が著しく高い成長率で伸びて来ているのに対して、まき及び木炭による所得は、こゝ数年間停滞又は低落気味であったと云えるのである。(オ32表) 木炭及び薪に関するこのような事情は既に述べたごとく、山間地域の農家にとって今後かなり深刻な問題を露呈するうちに、

なるかも知れない。

又用材及び薪炭原木販売所得の上昇も、既に見たごとく、農家における林木蓄積資本の構成状況から判断して、今後飛躍的に上昇するとは予想されたい。しからは農家の生活水準が絶えず上昇に対して、農家林業は今後如何に役立ちうるか。これは日本の小規模林業の経営における基本的な課題である。簡単な考察を本報告書の末尾で行う。

4. 本章の総括——農家における林業生産の

経営構造上の特色

上述のごとき、統計的及び事例的分析によって、農家経済における林業生産の概要が理解されたこと、思う。本節では、本章のしめくくりとして、上述の具体的なデータをもとにして、農家の営む林業の経営経済的性質をヨリ一般化しておこう。

① 農家経済の構造

農家経済は家業経済である。家業経済とは、生産経済と消費経済が未分離な個別経済をいう。そこでは経済の意志が多くは消費経済から発する。その原基的形態では生業の原理が支配するといわれる。日本の小農経済は勿論のこと、外国でも農業生産は多くの場合、家族経営として営まれるものが多い。

このような、家業経済であるところの農家経済も、内容を仔細に見れば、大きく二つに区別することが出来る。一は、家族労働力を経営構造の基礎として、家族労働力の利用経済として農家経済を組織し、運営する場合であつて、労働経済的家族経済——俗に家族労作経営——といわれる。他は、所有資本を経営構造の基礎として、農家経済を組織し、運営する場合であつて、資本経済的家族経済といわれる。前者では所得として実現される家族労働報酬の最大化が経営生産における主要関心事と

なるが、後者では所得は自己資本に帰属する意識が強くなり、どちらかと云えば、ヨリ企業経済的経営に近づく。

日本の農家経済はまだ労働経済的な家族経済の段階にあるものが多いが漸次経営の近代化につれて、機械や高幹動物が経営の中に導入され、資本経済的な方向に歩みつつある。中でも果樹経営には吾国の最も進歩した家族経営の型がみられる。前述した農家における林業生産の発展も、このような農家経済の構造変化と相通するものであつて、生産性の高い林木蓄積資本は資本経済的農家経済の発展を助長し、その経済に大いに役立つものである。

② 農家林業の農家経済における位置

農家林業は農家経済を構成する一部門である。しかしその重要性には多様の段階がある。これを次の三段階のものに類型化しておこう。④主要部門、⑤従属部門、⑥副次部門

④は農家の生産経済が、その部門を中核として組織されるごとき非常に重要な役割を果たす部門を云う。⑤は、その部門の独自の生産性の向上というよりも、むしろその部門が従属している相手方の部門に役立つように傍らく部門をいう。最後に⑥は、農家の所有している生産諸資源の利用の効率を高めるために組織される部門をいう。さらに⑥について説明すれば、農業や林業のごとき土地生産業では、生産の季節性や適地性といった自然制約があるから、適期や適地以外では所有している生産資源、すなわち、土地や労働力や資本財の遊休が起る傾向を生ずる。このために、農家経営の基幹部門として組織される主要部門に適宜に他の生産部門を組合せて、所有生産資源の利用度を高めるようにつとめるのが合理的である。この目的で経営内にとり入れられている部門を副次部門という。すぐあとで詳説するが農家林業は副次部門として類型化される場合が非常に多い。

小規模林業生産においては、それ自体で独立の経営として存立しえないのであるから、日本においては現実には農家経営の一部門として、すなわち農家林業として存在しているのである。既にみた通り、林地は古くは農家生産や農家消費用の資材を供給するため——従属部門——に農家によって利用されるにとどまっていたが、漸次林業独自の林地利用が進展して、農家経済に芽生えて来た。しかしながら、土地所有の零細性と、それを克服する林業的土地利用技術の未発達のため、現在においても、小私有林において、林業部門を中心に——林業を主要部門——として農家経営を組織している場合は非常に少ない。何故ならば既に統計分析で明らかにしたごとく、小規模林業では所得の総対額は大きい場合があっても、その実現は非常に間断し、しかも労力所要量が少ないため、*full-time* の農民の働き場を提供出来ないからである。かくて農家林業は副次部門として類型化されるものが多くなるのである。

③ 農家林業の生産目的

農家林業の今一つの類型化は考えられる。今迄の類型化の指標となっていたのは、農家林業の経営組織上の位置であったがこゝでは、農家が林業生産を自己の経営内部に組織する目的を指標としている。

④ 所得獲得部門 ⑤ 資本形成部門 ⑥ 備蓄部門

⑦ 家計補助部門 ⑧ 自給資材供給部門

がこれである。

④は言うまでもなく、農家の毎年の所得を獲得するために存在する部門である。⑤と⑥は、それがより生産経済的であるか又はより消費的であるかによって区別されるが、いずれも、現在時点における所得や消費の極大化ではなくて、将来時点における所得や消費の増大或いは安定のために組織される部門である。⑦は現在時点における農家所得の安定のために組織さ

れ、⑧は旧来の林野利用——即ち狭義の農用林的利用をいう。

小規模林業の場合、度々述べているように農家所得獲得部門としての地位をもつものは少ないので、主として⑤～⑧が問題になる。すなわち、副次部門として位置する農家林業は、資本形成的備蓄的部門として、将来の農家生産や農家経済の発展、安定のために機能するとともに、現下の農家生産や所得の変動に安定剂的機能を果し、且つ、未だ自給的構造の残存している日本の農家に生産消費の資材を供給するといった、きわめて多面的、多目的な機能を果しているのである。

しかも、この林業部門は、適当な農作物がない傾斜地の土地利用を担当し、家族労力の範囲をめぐって、僅かの労働量で、しかも多額の資本を要せずに組織できるという、非常に組織上の有利性をもっているのである。しかしながら、このような労力や資本に及ぼる粗放性が、所得獲得力を低め、且つ実現を間断的にし、たかだか農家経済における副次的部門の位置しか与えられないのである。したがってこの粗放性は農家林業の発展の限界を形成するものである。これを打開するには農家林業生産の労力及び資本の集約化にあるとみられるが、これを可能ならしめる技術的経済的条件は整っているとは云えない。この問題については才五章で考察する。

第 4 章 小私有林業に対する政策の 現状と問題点

1 概 説

日本の林業政策の底に流れていた基本的方向は、資源問題としてのそれであった。とくに戦後、森林の荒廃と植民地森林資源の喪失という条件変化が、ぼう大に増加した復興木材の需要と対置されて、資源政策への方向をますます明らかに述べていった。ところと資源政策としての林政が進む過程としては、需給の不均衡→森林荒廃復旧→未開発林開発→木材利用合理化→森林生産力増大策→といった段階が考えられ、現在では、生産力増大のための諸条件の整備、すなわち、森林事業を中核とする補助金政策が数多とり上げられているのである。森林荒廃の復旧の段階においては、森林計画制度が非常に重要な役目を果たす。荒廃した森林の現状把握のための森林調査、早急の復旧計画の樹立、未利用資源開発のための資源調査や開発計画の立案等々の諸施策が森林計画を中心に取上げられて来た。またそれらと側面的に促進するために、緑化思想の普及、災害防備のための火防、及び木材利用合理化などが取上げられていたのである。

このような戦後の林業危機の段階が一応通過し、復興森林が整理されてしまった後の日本林業は、新たなる条件変化に逢着したのである。それは、パルプ工業の著しい発展にもとづく、需給の不均衡である。こゝでも、前の時代と同様、森林資源不足の克服という政策課題は変わらなかったけれども、木材価格の騰貴に支えられて積極的に森林生産力の増大策に転換したことが、基本的に要する点である。この時代の初期においては、荒廃林復旧策や、広く復興への諸施策が補助金支出や国庫供給面において積極的に取上げられ、生産性の低い新造林や原野の人工林化が計られた。

その後、この方向をさらに促進するために、かゝる土地所有者に対する施策が、今迄の林地や林木を主として対象とした政策の発展として展開されて来たのである。公有林野問題がそれであり、最も林野の対象となりうべき部落有林野に対して、詳細な調査が実施され町村合併等地方行政と関連し、生産組合や財産区制度などの運営としての組織化が計られ来たのである。かくしてより整備された公有林野の構造に対して、森林生産力増大策が施行され、ある一方国有林は、さらに積極的に運営規程を改正し、長期計画のもとに生産力増大策が推進されている。

私有林、とくに小私有林業が、農業政策という運営構造の把握の下に、かゝる政策の一環として提示されたのは最近のことではあるが、上述の二種の林業政策とは全く異った課題の下にあるのではない。小私有林業の運営構造については、オノ・ヒサ子で詳論したが、特殊な運営形態のより一層詳細な把握のために、1960年世界センサスや農業政策調査が農林省で実施されている。

このように資源政策はより一層発展し、それぞれの林業運営形態別の生産政策に目下進出し、あるという段階が現在であるので、かつての林政は、かゝる運営形態を配慮する点が少なかったと逆に指摘することができるのである。以下日本において取り上げられている小私有林業政策の現状を紹介しようとしているのであるが、そのような理由によつて、明白に小私有林業政策の概らうに入るものは少く、一般民有林政策又は日本林政全般の問題と解消してしまうものが多いのである。この点を予めお断りしておく。

2. 森林計画制度

(1) 歴史的に見たわが国の森林計画制度

(イ) 計画制度の変遷

わが国林業における計画施策は、明治24年国有林至営における施業策編成にはじまり、明治35年国有林野法に基く国有林野施業策規程の制定以来、全く国有林野の至営は施業策制度のもとに規律せられてきた。

民有林については、近代産業の進展に伴い急激に増大した林産物の需要に対応して、明治30年に森林法を制定して保安林などに対する施策の監督を強化し、引續いて明治40年の森林法改正により、皆林の事前監督の制度として、ノ部の公有林と社寺有林について初めて施業策制度が設けられたが、臨時任意で全面的なものではなかった。ついで昭和に入って、国力の伸張と産業資本の発展に伴う林産物の急速な需要膨張から昭和14年に森林法を改正し、全面的に施業策を編成する制度を定めて森林施業を計画化し、合理的な至営を柱としたのである。特に30ルメートルの中小森林所有者を強制的に森林組合に加入せしめ森林組合に対して地区内組合員の森林に対する施業策編成の義務を課したのである。しかしこの制度を支那事変から才2次大戦への戦時過程における林産物需要の激増と、これが確保の時代的要請により、その技能を發揮することなく終戦を迎え、昭和21年度より再び編成業務は実施せられたが、戦時の遊伐に引續き復興用材需要の膨張によってさらに拍車をかけ、ついに有名無実なものとなったのである。

かくて戦中戦後の遊伐によるわが国森林の危機に対処し、森林の復興、森林施業の合理化と国土保全技能の恢復をはかり、もつて国民経済復興への礎を築くべく森林施業の計画化が再び強く要請せられ、昭和26年に森林法の根本的改正が行われ、現行森林計画制度が実施されるようになったのである。

(ロ) 戦後における森林計画制度の中心のねらい

戦後の日本林業の危機を速かに克服して森林復興の道を切り開くため、旧施業策にかわった新しい森林計画制度の目的は、森林資源の維持増進と森林生産力の増進をはかり、あわせて

林の防災機能を強化することによって、国民全済に資することになったが、この制度の中心のめらいは、戦中戦後の植民地の不均衡、伐採と開発の誤行によって破壊された森林の増進や資源の喪失を把握して、伐採を規制し森林の危機を速かに脱却するという、いわゆる資源維持政策の第一段階にあったのである。しかし、現在では、前述した通り、その後の日本国の諸情勢の安定と至済界の好転によって、かくのごとき危機的施策の段階を脱して、森林の高度利用と保護環境の推進による森林生産力の増進を図り、併せて国土保全の全きを期するというより積極的な施策に転換したのである。すなわち、直接に森林所有者を法的措置によって拘束した伐採規制の中から広葉樹をはずして伐採制限を緩和し、造林、林道、治山などの計画に重点をおかれることになったのである。

(2) 戦後の計画制度が民有林特に小私有林に及ぼした影響

(1) 資源政策としての規整制度

1) 伐採について

資源政策としての森林計画の最も重要な任務の一つである伐採制限制度は、直接森林所有者を法的措置によって拘束し適正伐期令域を定め、適伐未満の成長旺盛な幼壮令林の伐採を許可制とし、さらに保育、間伐など施策の合理化に資するよう、積極的な指導が民有林、特に小私有林所有者に与えられたのである。

このうち伐採制限制度が与えた影響をみると、第Ⅱ表で見られるように許容限度に対する許可申請数及び、実際の許可数量との関係は概ね 60% 程度で許容限度に満たない結果となっている。このことは単に所有者の伐採に対する心理的抑制制となったこと以外に及ぼした影響が認められないのではないかと見られる。

2) 造林について

戦中、戦後の乱伐によって広大に残存した森林未済地に対する急速な造林をはかるため、森林計画における造林指定制度によって森林所有者は造林の義務を課せられたのであるが、その結果としては造林指定面積に対し、その実行面積は 30% を上回る状況となった。しかしこれは造林指定制度そのものの与えた直接的影響のようには見られない、すなわち至済的事情の変化による造林の有利性が造林意欲の増進をもたらした結果であるとみた方が妥当なと思われるのである。

3) 森林計画制度の成果

一般に林業における生産期間が長いという特性からして、森林に対する施策の効果は、相当長い期間を経て初めてえられるもので、従って森林計画制度の成果は全く将来にこそ期待すべきものである。しかしながら第Ⅱ表の 5 カ年を基軸とし、さらに第Ⅲ表に入っても既に 4 カ年目を迎えたあけて、この制度が、わが国の林業振興上どの程度の効果をもたらしたかを検討してみるものとする。

資源政策としての規整制度については前述したところであるが、第Ⅱ表において見られるように伐採は昭和 26 年以降と以前に比して大きな変化は見られない。

しかしながら第Ⅱ表における植伐の増減という点についてその増減を見た場合には、昭和 26 年以降漸次上昇して居ることがみとめられる。しかしこの点が必要傾向としての成果を、全體的に森林計画制度のそれによるものであると断定することはできない。何故ならば、それは主として朝鮮動乱以来最近までの木材価格の高騰による造林の有利性がもたらした造林意欲の増進の結果であり、一方において国の造林補助政策による影響が強く預って力あるを見逃すわけにはいかない。どれにしても森林計画を通じて造

林思想の普及と経営の技術指導による効果は、現証がしこおくわけにはいかない。

その他森林計画制度の成果としては、精度の高い森林調査が行なわれたことによつて、面積、蓄積、成長量など森林資源の正確な把握が出来たことであり、さらにまた治山、林道などの各事業を総合的に計画することによつて、投下資金の効率的運用をはかったことによつて、特に搬出施設としての林道の開設による利益を森林所有者にもたらしたことがこの制度の大きな成果といえるのではないだろうか。

4. 森林計画制度の問題点と今後のあり方

(1) 計画制度の問題点

森林計画は森林資源の維持増進を目的とした資源政策を基調としており、森林生産の具体的な担い手である森林所有者に対する経営計画の立案ないしは経営指導は従属的になつてゐる。個別経営の指導をより積極化し、これを国家計画としての資源政策と同じウエイトと計画事項を位置づけることが、経営主体の問題にとどまらず資源政策を推進するためにも必要なのではないか。現行制度とは公有林経営計画が唯一の森林助長手段であり、他の民有林いわゆる農家林業についても同様の制度がとられるべきではないだろうか。また必ずしも森林計画は林産物の需給計画としての性格及び目的を保持していない。しかし林産物の需要の不均衡に対処するため、又森林計画から墨林伐採立木材積が計画事項に定められたが、精緻な資源調査と需給計画のより不現実な政策基盤が、図られることによつて一つの進歩がなされたものといえるが、ほぼ通用には向満があると思われる。

次に現行制度の中心的要求となつてゐる、適正伐期令数及び利用伐期令数についても、木材の需要構造の変化に伴い伐期が

低下してきつてゐるので再検討の必要があるのではないだろうか。さらには普通林に対する伐採規整制度についても、伐採の許容限度と申請数量との関係、與廻林の開荒状況等を考慮した場合、また農家林業の性格からして現状の規整は、所有者に若干の心理的伐採抑制を生ぜしめている以上、普及指導行政の実行に対して大きな障害とならざるを得ないなどの点から併せ考慮した場合に、伐採規整は今後も継続すべきであるかどうか問題が残る。

以上の諸点は、森林計画制度をマクロ的経済計画の側面とミクロ的個別或いは地域的経済計画の両側面から考えた場合に、今後の計画制度のあり方としての問題を提起されるのではないだろうか。

(2) 今後の森林計画制度のあり方

今後の森林計画制度は林業経済計画として、国民経済からの要請と個別経営計画の場での実現の手段としての要請、いわゆる国民経済的利益と個別経営的利益の同時向上の方向にもつていかなければならないと思う。そのためには森林計画は資源調査、需給計画策を基盤として、これにもとづく行政計画指針及びこれらも活用する幅広い指導行政指針とその内容とすべきであろう。それが又林政における構造的転換にぞつたものであろう。しかし現実には個別経営利益と国民経済利益との間にギャップが存するのであるからそこには何等かの規整の必要は認めざるを得ないであろう。

3. 森林組合

(1) 現行組合成立の経緯と性格

明治40年改正の森林法によつて、はじめて法的根拠を以て

られた森林組合は、その後約50年間に亘り多くの変遷を経たが、その大半は公益的組合の時代であったとみて差支えあるまい。このように長い歴史と曲折をえた公益的組合制度に対して、昭和24、5年頃にいたる森林法の改正に関連して、改正問題が議題にのぼったのである。これは戦後の国体民主化の機に連る要請と、弱体化した森林組合自体に対する批判、さらに施策実施の改正に伴う森林組合の新しい役割の発見という方向にまで議論が重ねられた。昭和35年、合併により森林法改正に関するステートメントが発表されたが、最終的には連絡協同的な組合制度の存続を排し、純粹の協同組織体として組合制度の一本化によることに結論を付したのである。この間、農山村における組合員の二重加入の実態などに照して、調整がなされたが、森林所有者の森林との関係をみると、森林施策における改善面が多く残されている現状であるから、森林生産に関する事業に組合としての重点をおく方針の下に、森林の生産面に関する事項を必須事業として前面に出すこととし、いわゆる流通過程に重点をおく一般の協同組合とは性格を異にした、協同組合が出来上がったのである。

この結果従来の公益法人的土地組合的性格を持った森林組合は人格的な集団としての協同組合に転換し、組合の設立も加入脱退も自由な協同組合制度へと飛躍して行った。しかしその実情は組合の弱体化とその弱体化の防止等を図る必要から、定款の変更による「組織変更」という便宜的手段がとられたため、多くの組合は協同組合として、また全済事業団体として存続発展しようと思われ、確信のないまま新組合へ移行することになった。このため、現在における活動状況について、協同組合として名実を備えているのは全体の概ね3分の1程度に過ぎず、全般的には低調といわざるを得ない現状である。

(2) 森林組合の組織の現状と問題

(i) 組合の設立状況

昭和24年の森林法改正以来、森林組合数は毎年増加を続け、29年度末においては5,277組合と改組後の最高であったが、その後は市町村の合併促進に伴い組合間の合併が行われ、32年度末においては4,606組合に減少している。

今後においても、森林組合振興対策にもとづき至善至美の確立の面より合併を図っているため、組合数はさらに減少するものと思われる。

(ii) 組合員所有森林面積の状況

組合地区内の組合員所有森林面積は民有林総面積の25%にあたる1,107万haであり、組合員所有の累計森林面積の規模別状況を組合数によってみると、1,000ha以下の組合が32%、1,000～3,000haの組合が41%、残りが3,000ha以上の組合となっていて、1組合の平均面積は2,500ha程度である。一般的に森林組合の適正規模は3,000haといわれており、したがって組合の不振は、至善至美の弱い零細組合が濫立している点に原因があると考えられる。最近の組合合併の推進もこの至善面積の零細性を是正して至善至美の確立をはかろうとするものである。

(iii) 組合加入状況

森林所有者の組合加入状況は、地区内森林所有者約296万のうち59%にあたる約175万人が組合に加入している。この加入率は0.5ha未満の零細所有者が36%であるので、この数値に影響されて全体として低率になっているかのように見える。

また、前述の統計的対比を行った結果によれば、森林の零細所有者は殆んど農業者であるが、中規模以上の所有者は非農業者の割合がふえてくる傾向がある。

二) 組合員の構成

私有林の所有規模別構成は、前回の統計分析と明らかにした如く、その所有構造は一方においては愛知多数の農業農業の森林所有者と他方少数の大中森林所有者と成り立っているのが特色である。

この山林所有の構造上の特異性は森林組合員所有の森林の規模別構成をみても明瞭に認められる。すなわち、地区別森林所有者のうち約 60% が組合加入者であり、このうち、なおノ級未満の所有者が 50% を占め、ノ級～10級未満の所有者が 43%、10級以上の所有者が 7% となっているのに対し、所有規模別の面積集計の割合はそれぞれ 6%、33%、61% となっており組合内においても階層性と異質性が著しいことがわかる。この問題は林業生産の長期性とも相まって組合利用頻度の上にも当然大きな数差をもたらすものといえよう。組合内の協同意識を醸成し、全県事業を振興してゆくためには、組合員構成について再検討の要がある。これに関連する 2、3 の問題点を挙げる。

(i) 愛知所有割合のうち 0.5 ha 未満の所有者は加入率も低く、かつ、現実の組合の利用度も低いことから、この組合加入者をいかに取扱うか再検討する必要がある。なお、20 ha 未満のものについても程度の差こそあれ同じようなことがいえると思う。もちろんこれら愛知所有者の全県意識をより上げて行くためには組合組織と農業全県との関係も当然考慮される必要がある。

(ii) 中規模階層 (20、50 ha) は組合利用の中核と考えられ、林業の全県性向上の可能性、必要性とも高いと認められ今後行政施策の重点を向ける階層とも考えられるから検討の必要がある。

(iii) 大規模所有者は、単独に全県可能な規模であるから、協同組合の性格論とも関連して検討の必要が認められよう。

(iv) 役員数はノ組合平均 9 人であるが、そのうち常勤理事は 1.3 人

組合 (全組合の 30%) が設置しているに過ぎず、大部分の組合は常勤役員をノ名も置いていない。この点からも、全県団体としての事業体制の脆弱さが指摘される。

つきに、一級職員についてみると、総数約 5,000 人、そのうち専任職員は 24% と、他は市町村または農協等の職員が兼務している。

専任職員を設置している組合は総組合の 70% にあたる 2,946 組合であり、また専任の技術員を設置している組合は 2,549 組合 (52%) である。したがって、常勤役員員の充実は組合の振興をはかる上において重要なことと考えられる。

三) 森林組合の財務の現状と問題

イ) 出 資 金

32 年度末におけるノ組合当り出資総額は 54 万円である。そのうち私入済額は 24% にあたる 13 万円である。しかしこれを私入済総額が 20 万円未満の組合が総組合の 48% に 40 万円未満を加えると 69% に達する現状にある。これでは現在の全県情勢下においては、この程度の自己資本で全県性全県活動を行うことは困難である。このため自己資本の充実は必要であろうと認められる。しかしこれには相当の努力が必要であろう。

ロ) 剰余金および損失金

昭和 32 年度末における剰余金発生組合数は、総組合の 68% を占め、ノ組合平均 3.1 万円であり、損失金発生組合は 24% を占め、ノ組合当り平均 2.1 万円となっている。

四) 森林組合の事業の現状と問題点

イ) 教育指導事業

教育指導事業は、森林組合の必須事業として重視されているが、この事業の主体は組合員の森林全県の合理化のための我

術指導である。

これが推進の前提となる技術者の設置状況は、専任技術員が3433人であるから、林業改良指導員の2555人に必ずするは多いが、1人以上設置している組合は全体の58% (2529組合) であるから、なお相当数の組合が指導体制の不整備な状態に置かれている現状にある。

この事業の推進については、今後検討すべき問題点も2つある。

- (i) 森林計画と森林組合経営との関係をどうするか、すなわち、森林計画の作成はいかなる段階まで国の責任において行うか、この点において公共性と私営性の問題をどのように調整するか等々
- (ii) 教育指導事業と林業改良普及事業との関係をどうするか
- (iii) 市町村等の担当すべき行政事務業務が現在では手狭等のため、組合にシフ寄せされ組合政制職員の負担を重くする傾向が認められるので、これの調整を組織的に検討してやる必要がないか。

(四) 主要経済事業

昭和32年度における各事業種別の実行組合数は、総組合に対し種苗生産は25.6%の組合が、林産は19.6%、販売は34.2%、購買26.7%、加工製造5.4%であって、実行組合の1組合平均坂高は、種苗生産32/44、林産2,382/44、販売2,841/44、購買673/44、加工製造4622/44である。以上森林組合の主要な事業の概略であるが、その活動状況は一部の優良先進組合を除いては必ずしも活発なものとはいえない。

経済事業上の問題点

- (a) 森林組合の経済事業を活発化するためには事業量を拡大しなければならない。そのためには森林組合と組合員との結びつ

きを強化する方策を根本的に検討されなければならない。

(b) 昭和36年の森林法においても、非経済的事業である教育指導事業が必須事業とされ、経済事業は従属的に規定されている。しかし前述のごとく森林組合の不振を克服するためには、いずれに森林組合の重点をもとむべきかが森林組合の性格論と関連して問題とされなければならないだろう。

(c) 経済事業の活発化のためには、資金ぐりその他において組合員の階層性の問題がでてくるので、その取扱が問題となるだろう。

(d) 事業量を拡大させるため組合地区の拡大の必要性が検討されなければならないだろう。

(五) 生産組合の現状と問題点

(i) 生産組合制度の創立

生産組合の制度は、森林特に国有林の経営が一般的に甚だ劣悪であること、森林経営は小規模より大規模である方が合理的経営の可能性が高いと一般に云われている事等より、森林生産の共同化を目的として、昭和36年の森林法改正において創設されたものである。これは旧法の商業直営組合に類するものといえるが、生産組合自身が森林を所有し、組合が中心になって組合員の協力の下にこれを経営するものである点が旧法と異なる。

(ii) 生産組合の現状

生産組合数は昭和34年度末で343であるが生産組合は部落有林野の形態の転化されたものが多く、特に最近の市町村合併を契機として実質的部落有林野であった旧市町村有林野が部落民の設立した生産組合に転換譲渡したものが多い。

4 補助並に金融制度

ⅴ 補助制度

① 造林補助制度の概要

補助制度は、造林者に対し、造林費の一部を補助金として交付するものである。補助の対象となるのは、原則として新植事業（天然下種備置事業を含む）のみであり、保育事業は、水源林造林事業におけるオノ田の下刈が補助対象になっているにすぎないが、この事業が34年度をもって打ち止められることになっているので、昭和35年以降は新規事業のみに限られることになる。

その補助率は事業の種類によって異なり、公共性の大小、事業の難易、経済性の大小などを考慮して次のように区分されている。

一般造林	新植費の40%	恒産	30%	都道府県	10%
済患林地改良	〃 60%	〃	50%	〃	10%
水源林造成	新植費及びオノ田刈費の100%	〃	$\frac{2}{3}$	〃	$\frac{1}{3}$

以上のうち、済患林地改良、水源林造成、及び防災林造成の補助率は全く一律で、個々の造林地の実情に応じて格差を耐することは考えられないが、一般造林の補助率（4割）は、平均の補助率を示すものであり、実際の運用に当っては、次の法定要件により、造林樹種、事業の難易、公共性の大小等に応じて、その実額補助率にそれぞれ格差を耐することになっている。

すなわち、先ず毎年都道府県別に、地域別、造林地の状況別、樹種別に標準定価（地方慣行を加味した標準的な造林経費）を定め、これに次の法定係数を乗じて法定定価を出し、さらにこの法定定価に平均補助率4割を乗じて補助額を算定

することになっている。したがって、実額補助率は最低4.8割から最高6.2割までの幅をもつことになる。

法定係数表

因 子	区 分	係 数（%）
基礎因子	再造林	60
	拡大造林	120
加算因子	特認事業	20 以内
調整因子	現政調整事項	(1)(2) 15 以内

備 考

- (1) 再造林とは、人工造林の伐採跡地に対する造林であり、拡大造林とは天然生林の伐採跡地又は原野に対する造林である。
- (2) 特認事業とは、事業の性質又は地方的な特殊事情のため、事業の実行が困難であり、その推進上特に強力な助成を必要とするものについて、林野長官の承認を受けた事業をいう。
- (3) 現政調整とは、実地調査の際、個々の造林地について、地利傾、事業の難易、造林成績等により加減を行うものである。

なお、造林補助金は、原則的には全ての造林者に交付されることになっているが、実際の運用方針としては、企業時に運営されている、大規模森林所有者の造林事業には、補助金に代えて、融資制度の利用を奨励し、極端に小規模（原則として1反歩以下）の造林事業に対しても、補助金の交付をしないことにしている。このように、大規模の所有者に融資制度の利用を奨励しているのは、世論の動向と予算上の制約に基くものであり、1反歩以下の造林者に補助金を交付しない趣旨をとっているのは、補助事業の増進化と零細補助の増進とを兼ねようとしたもので、何れも理論的根拠のあるものではない。

(if) 造林補助制度の問題点

α) 補助率の問題

造林事業に対しては、補助制度が必要であり、その平均補助率は々割であるが、実際の運用に当っては、査定係数を使って実質補助率の補正を行っているのと、最低、々割、最高、々割になることは既述したところである。これは尚ほ、造林地の実状に即した適正な補助率の変更である。

造林事業に対する補助金制度の開始は、(i)の造林の政策の歴史の項で説明した通り、昭和4年からであるが、戦後の本格的造林推進の時期においては、昭和29年までは一律に々割助成があって、昭和29年になって々割となったが、現在の査定係数等による運用はされていなかった。しかしながら引年度をもって戦後の未済造林地の解消が完成し、拡大造林を主題とした積極的資源政策の推進が要請されるようになり、現行の制度に移行したのであるが、現行の平均補助率々割に対して、造林者並びに関係者の批判がでている現状である。すなわち、造林事業の重要性とその低利性から、補助率を更に上げて、29年当時の々割までは少なくとも復帰さすべきであるということである。

造林事業の平均的収支計算をしてみると、次のような結論を出すことができる。すなわち、攻下資本の補助を受けた上で、約々分々厘の利回りとなることを収支計算表は示している。さらに、これには所得税や相続税等の必要経費を見込んでいないのみならず、企業利潤の如きも一切見込んでいない。したがって、これでは一年経置き定期預金の利回りにも及ばないという結果になっている。

しかしながら、現行の補助率が適当であるか否かの判断はなかなか困難であり、理論的にこれを定める方法もまたなかなか見当たらない。実際どの程度の補助をすれば造林の推進に役立つかが問題

である。わが国の一般造林に対する補助率は、ヨーロッパ諸国（大体新植度の々割程度）にくらべいくらか低率であるが、これを新植費にかけて求めた補助額は、ほぼ苗木代に相当するので、自家労力を主眼とする小規模造林の多いわが国の民有林においては、不十分ながらも大体において、目的を果すのではないかと思考される。

しかしながら、与論のあるところも、現実の問題として理解されるので、今後の課題として十分検討し、補助率の適正化を計るべきであろう。

β) 再造林に対する補助制度の問題

現行の一般造林補助金は、査定係数に従って査定をつけ、拡大造林には平均々々厘、再造林には平均々々厘の補助を行っている。これは、拡大造林と再造林の補助金は異種のものであるか如き印象を生ずるに至り、しかも再造林の場合には伐採によって相当の収入をあげており、財政援助をうけなくとも造林できる経済能力であること、また、再造林は、拡大造林にくらべて経済的にも技術的にも実行が容易であり、採算上も割合に有利であることなどの点から、再造林は補助の対象から除外すべきであるという論がでている。しかしながら、政策的重要度の観点、計画造林遂行上の行政指導的観点、造林者の意識の調点などからみる場合、拡大造林と分離して考えることはできない性質のものであり、補助率や補助額の差等を付ける必要はみとめ、次にのべる論理から、補助金の必要性を否定することはできないと考えられる。

(i) 政策的に再造林の重要性は変りない。

増大する木材需要に対処する資源計画の遂行に当って、拡大造林の意義は極めて重要であるが、この計画造林の目標は、大体毎年発生する人工林（毎年約13万町）の伐採譲渡の補填は再造林が前提となっており、拡大造林と表裏一体をなすもので、その政策的意義もまた、本質的にいささか異なる

みとめられない。

(四) 人工林伐採収入が、再造林に投入される契機は極めて少く、補助金による誘因が必要である。

最近、木材価格は他物価に比べて割高になっており、将来の木材不足からさらに高騰するとも考えられるので、再造林費は投入されるであろうということである。しかしながら、採集のむづかしく、低利性、低利性、低利性、低利性に、採集収入の不確実性（土地制度、火災、気象災害等の不安）等とを併し、さらに、全国炭林所有者の大部分が小規模である現状からみると、不時の出費をまかなうために、炭林を伐採するものも多く、伐採収入のうちから、造林費を確保できない現状である。農林省統計調査部の調査によれば、伐採収入を造林に投入したものは、僅かに3%にすぎない。

また伐採収入から十分な再造林費と出せる余裕があるときでも、必ずしもこれが再造林費に充てられるとは限らない。全体的に合理的な観点からすれば、長期低利の造林事業に投資するよりも、むしろ採集上有利な他の事業に投資される公算が大きいとみるのが自然であり、何らかの投資誘因がなければ、再造林であってもそれを全面的に確保することは困難であると考えられる。

(五) 再造林補助金は、造林に対する国家の要請を表わす手段である。

補助金の手続的意味は、国家の意志表示であって、これを通じて造林者は、国家の造林に対する要請を感じとっているものであって、僅かに苗木代或はそれ以下の補助金交付によって、造林事業への着手を決定するのである。この意味において、新設造林と再造林の差異はありえない。

以上は、再造林に対する補助金の必要性について記述したのであるが、一節にはまた再造林補助金は、融資に切り替えてはという論もある。しかしながら、大規模炭林所有者に対してはともかくとして、全面的に切り替えることは決定的な理由で適切とはいえない。

(六) 現在の造林融資制度における貸付条件においては、融資による助成割合を政府資金「スト」6分5厘（資金運用部資金）と造林融資利率2分5厘との差額のみと見て計算しても、現在の再造林補助金以上の額となり、将来、資金は返済されるとしても、その間の運用効果を考えれば、政府の立場として効率的とはいえない。したがって、再造林について融資はしてよいか、補助は不可という論理は成立しない。

(七) 現在の造林実況について造林規模別にみると、造林規模一町歩以下のものが面積の60%、造林者数で70%を占めており、これら大部分は農家が余力貯蓄の形で、或は家産管理的な形で実行されている現状を示すものである。このような造林者が、融資を受けて造林しようなどとは考えられない。すなわち、わが手帳の不時の用意のため、融資という長期の借金を残して造林することは考えられないところであって、融資問題において記述予定の各種理由からもまた、困難があるといえる。

(八) 小規模造林者が、主体をなしている現実を鑑みて、全面的に融資にまわした場合は、これら小規模経営者に利用されず、融資制度は有名無実の助成制度となり、経営的に確立した大規模経営者のみが、融資による国家の援助を受けることになり、社会的に好ましい措置とはいえないと思われる。

(九) 都道府県養育費負担軽減の問題。

現行の補助金制度では、国三割、県一割で補助金を分担しており、しかも、県の養育費負担を占めているが、地方財源の負担から、これを任意負担に改め、さらに県の負担分を軽減すべきであるという意見がある。

これは、いずれにしても、県の負担分の軽減を目的とするものであるが、造林事業の国家的公共性を重視して、国家が補助金を交付すると同時に、県に対してもより直接的な公共的利益をうけるという理由によって、養育費負担としているの

てあり、いたゞちに任意減額制を置くことは不当と考えられる。しかしながら、昨今、地方財政事情の多少の好転はあったとはいえ、十分とはいえない税段階において、都道府県の負担を軽減して行くことは、方針として考慮されるべきものがある。但し、県の義務負担率を軽減することが、造林者に対する補助率の低下となって現われては造林事業

自体の運営を鈍らすこととなるので、県の負担を軽減する分については、逐次、国が肩盛りをしてく行く経過がとることが要請される。

また、一方昭和30年度以降、造林事業は、都道府県の認識の改善外になっているが、造林事業の重要性並に長期低利性等を考慮する場合、義務負担率の軽減の問題との関係において、今後十分検討し実現を計るべき問題と考えられる。

(d) 小規模造林に対する補助制度の問題

現在の補助制度は前述したように、その運用にあたっては、極めて小規模の造林者（原則として一反歩未満）に補助金を交付しない建前をとっているが、これについては理論的な矛盾を感じないわけにはいかない。

これらの造林者は経済力にとぼしく、社会政策上からすれば、かえって手厚い援助を受けるべきとみられるだけに問題があり、早急になんらかの補助手段をとるべきである。これらは、補助を実施するにあたって、多数の計画を指導し、且つ竣工検査を行って確認を要する等の業務と事務上からの制約並に各種補助金の害をさけるための等の理由から、万止むを得ずとられているものであるが、今后は、予算と人的配置の適正を期して、事務能力を向上させ、一方に造林事業の入手を森林組合等を通じてあつせん指導し、或は積極的に苗木を交付する制度の新設等の措置をとるべきものと考えらる。

乙) 補助予算単価引き上げの問題

昭和30年度までの造林事業の重点は、戦中戦後の膨大な造林未済地の復旧に指向されていたが、この目標が昭和30年度末をもって一応の達成をみたので、昭和31年度からは、新に天然林の跡地、粗悪林、原野散生地に対する拡大造林に重点が移行して現在に至っている。しかし、このために高率助成を要する部分が増大し、且つは造林地の奥地化により至費も増大するので、更に単位面積当り平均補助単価を増額する必要がある。更にまた、植栽本数が現任3000本を標準として算定しているが、林業技術の進歩、需要の変化、或は学向的裏付け等もあり、次に植栽本数は増加の傾向にある。したがって、これを算定のなかに取り入れる場合は、さらに補助単価増額を要するものと考えられるので、事業の内容と物価の推移とともに適正な単価を採用すべきものと考えられる。

(iii) 国庫補助林道

1) 概要

民有林を育成するため林道事業に対して国庫補助が行われたのは大正6年度からである。当初は、森林組合等の事業対象として行われていたが、昭和9年度から豊産林の経済事業として林道が取り上げられ、府県市町村等の事業もその対象となった。また、昭和29年～30年度には、冷害応急対策として臨時助成事業が行われ、国庫事業は漸進し、その効果も大きかった。しかしながら、これらの事業はどれも今日からみれば、その規模において小さく、同局林道の域を脱しなかった。その後、戦局が逼迫して航空材材の増産が積極化されるに至ったが、これが確保のための全額国庫負担による林道開設が強行された。

戦後においては手厚制度が改定され、公民事業費という類があらたに設けられ、国が財政補助をするのにふさわしい事業の選別と、その補助の適正な限度の決定について検討が重ねられたが、林道事業も国民経済に必要な生産施設であり、森林資源の増進、国土保全に、重要なものとして公民事業に加えられたのである。

昭和22年度当時のわが国民有林の森林資源の状況は、全面積の36%、全蓄積の40%が未開発林であり、これらの森林の開発は、木材の需給調整上に極めて重要であった。すなわち、里山地帯の森林は既に戦時中に乱伐され、荒廃していたが、一方戦後の復興用材の需要は増大の一途を辿ったため、ますます増伐が加えられ、その対策として、奥地未開発林に公共投資によって林道を開設し、山林事業の経済性を拡大して国土の保全、木材の需給ならびに土地利用の高度化を図ることが絶対に必要とされたのである。

そのため、23年度以降経済復興5ヶ年計画において、資源政策の一端として林道開設計画が樹立されたのであるが、戦後の財政悪化の目まぐるしい変化に因り、一貫した計画のもとに実行されなかった。

昭和26年に森林法が改正され、森林計画が国の責任において計画的に策定されることになり、これにより森林資源の維持増強と木材需要に対処しうる生産量の確保をはかるため、未開発地域に対する林道施設を迅速に完備し、森林計画の円滑な実施を図るべく、林道5ヶ年計画が策定されるのである。しかし、この計画も財政上の理由で、昭和29年度まで

に全体計画の70%を実施したにすぎなかった。

昭和30年度に総合経済5ヶ年計画が策定され、その一環として、民有林林道計画が折りにまわられたが、31年度の実行量は当年度の計画の43%にすぎなかった。

その後、地方財政の窮乏または需給計画の変更などがあったため、経済5ヶ年計画が改訂され、それにとりかわって林道5ヶ年計画も改訂され、昭和31年より35年に至る5ヶ年計画として改訂を遂げ、それにもとづいて事業がすすめられた。昭和32年度に至り、経済企画庁が「新長期経済計画」を樹立したので、これに呼応して、林野庁においても将来の木材需給の増減を推察しつつ、林業生産力の増強を図ることを目標として林業長期計画を樹立し、その一環として、昭和33年度以降5ヶ年間にわたる林道5ヶ年計画を策定し、この計画にもとづいて事業が推進されてきたが、本年度に至り既任の33、34年度の実績と木材需要の最近の増減の傾向とに再検討を加え、5ヶ年計画の全量とその内容の一部修正を加えたのである。

現行の要綱によれば、補助金の交付は次のとおり行われる。

林 道 開 設 事 業 補 助 率

区 分	補助率(工事費に対する)
1 号 林 道	50% 以内

林道開設事業	2 号 林 道	3/10
	3 号 林 道	4/10
	4 号 林 道	3/10

設計監修事務 25/100

(b) 其 他

この 4 号に於いて実施されてきた林道事業の成績は、前記表の通りである。

これらは、計画量にはるかに及ばない数量である。林道の種類別内容を検討してみると、社会経済事情の推移を反映し、近年、自動車道が増加している。これは輸送力増強に対する要請が強くなってきたこと、すなわち森林生産上における自動車道の重要性が逐次たかまってきたためと思われる。

(c) 今後の問題

融資林道の問題。

融資林道の実績をみると、昭和 26～27 年をピークとし、以後漸減の傾向を示しつつあるが、このような減少傾向の要因を検討しなければならない。立木価額は昭和 27 年を 100 とすれば、昭和 28 年は 23.5% 低下しており、このような立木高騰は、それに付随して環境を悪化せしめるはずであつて、もし、そこに低利の資金を融資すれば、よりスムーズに林道開設が促進されると考えられるのである。

しかるに、融資林道が初期の成果を上げることができないという現状は、いかなる障害にせよ、つくものであろうか。その理由をつまびらかにすることはできないが、一応推測される理由としては、

1. 融資林道の開設主体として予定されているものは、主として個人であるが、その場合、採算にのるだけの団地の林分をまとめて開発しなければならないにもかかわらず、森林所有規模の面から制約されている。

2. 森林所有者のビヘービヤとして、たとえ低利であるとしても資金を借り入れ、長期間の債務を負担することを好まない。

3. 現在程度の立木価の値上りでは、補助金なしに採算のあう未開林分が少なくなつてきている。あるいは、そのような林分は補助林道により開発されている。

いずれにしても、融資林道の開設が停滞している要因を補助林道との関連において検討し、林道開設や促進として、補助金制度と融資制度とが更に合理的、有機的に位置づけられ整序されるよう考案する必要がある。

(2) 融 資 制 度

(i) 現行制度の概要

造林事業の助成制度として補助制度と融資制度があることは前述の通りであるが、現在は補助制度を主体とし、補足的なものとして融資制度がとられている。これは、林業の長期性、他利性に基づく超企業的性格並に造林規模が極めて小さい（平均々反歩程度）ために、融資の利用を望まない等の各種の理由によるものであるが、近次、次第に融資条件の改訂あるいは増進などにより、これが利用の幅を広くしている段階である。

昭和 26 年に長い町湯望された農林復興への低利長期資金供給の途が開かれ、農林復興資金融資法、農林復興資金特別会計法等の関係法令が公布され、造林の地、林業関係で造林者が融資対象となり、また森林法の改正にともなつて、伐採調整資金もその対象となった。しかし増大する農林復興生産

が拡大強化への要請から、積極的な財政資金の導入が必要となり、農林漁業金融公庫法にもとづいて、28年4月農林漁業資金特別会計法による貸出を開始し、農林公庫融資が開始され現在にいたっている。

26年以來32年度までの融資の対象となる事業は、人工植栽（補植を含む）、天然下種補整、林木の保育及び防火線などの附帯施設で、貸付をうけられる者は林業を営む者、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合であり、その貸付条件は、補助残融資は4分5厘、非補助融資は4分5厘、償還期限20年以内、据置期間5年以内となっている。また、貸付金の限度は貸付をうける者の負担する額の8割以内とし、貸付金の最高額は10万円となっている。

しかしながら、この融資条件では植栽、補植を終って保育のため才二次融資を必要とする時期にある6年目から、元金の償還を開始しなければならず、その財源は農林収入、その他森林の伐採以外の収入により賄わなければならない。このことは、特に中小森林所有者にとっては、農業または短期収入源として農家経営合理化のために採用されている各種兼業の経営を圧迫することになり、農家経営収入上からも望ましくないことである。これは、造林事業の特性にもとづくものであるが、林業の長期計画に沿った長期造林計画の推進の要請、さらには林種転換を主体とした拡大造林の融資の増大等の各般の情勢を考慮する場合、今までの融資条件を実体によくして改訂し、造林促進に資するようにすることが、強く要望されてきたところである。

したがって、34年度には多量に要望された据置期間延長が実施され、融資造林の促進をはかることとなった。なお、34年度から新制度として設けられた市町村有林に対する造林融資は次の通りである。すなわち、市町村有林は約2,753,000町歩で内市町村直接経営林は1,499,000町歩、官行造林その

他分収造林をしているもの498,000町歩、計1,997,000町であって、内容的に部有林に並ぶ形のものである。2,753,000町ある。この内、官行造林、水源林造成事業或はその他の分収方法によって既に造林されたものは495,000町で、市町村官営によって造林されたものが368,000町あり、計863,000町が造林地となっており、今後造林の対象となりうる山林がまだ1,890,000町もある現状である。

従来、農林漁業金融公庫は、私人または民間団体を対象として融資を行い、地方公共団体には融資を行ってはいなかった。したがって、地方公共団体としては地方自治法にもとづいて起債を行い、資金運用部資金を借入れるが、公募債を発行する以外にはなかった。しかも、利率は資金運用部資金の場合でさえ、年6分5厘～6分3厘であって、償還期間も15年前後が限度とされている。したがって、市町村の場合は殆んど利用することは不可能であり、造林補助金をうけてもお、造林は実行しにくい状態にあったのである。

今回の措置により、市町村の官営造林が相当の進歩をみると思われる。しかし、融資手続等の諸問題において、自治体との間に1年に近い交渉の経緯があり、34年の実績などの程度になるか不明であるが、相当の融資希望があるものと考えられる。

(ii) 融資制度の問題点

融資制度の問題点は同時に造林事業獲得の資格から補助制度を融資制度にきりかえられにくい理由にもつながるものである。

(a) 融資条件の改善の問題

融資条件の改善上問題になるのは利率と償還期間である。

利率は非補助4分5厘、補助残融資6分5厘となっているが、この利率は外国にくらべてかなり割高である。オーストリアでは大面積の森林所有者には補助金を出さずに、

専ら融資による助成を行っているが、この場合の融資は無利子である。イギリス、フランスおよびヨーロッパ諸国の造林融資の利率は、補助残融資でも3分程度である。勿論、これらの国では、一般金融の金利水準もわが国より低いようであるから、そのまゝの比較は困難であるが、造林投資の利回りなどからみても、ある程度の利率の引下げを行うことが望まれる。

また、20年据置、10年償還は、他産業に比べて極めて有利な制度のように思へるが、かくとも、一回商伐ができる25年まで据置期間を延長し、以後主伐期までに償還する方法があれば、現行制度による助成金度合と可程度の実質的助成となり、大規模所有者の自営造林を振興する余地がかなりと思われる。

(b) 融資事務能率の問題

林地は僅かしか持たないが、他に有利な事業を営んでいるような所有者ならば、理論的には現行制度を利用できないことはない筈であるが、たとえば、1町歩程度の造林費3万円（融資額はその8割の2万4千円）について特別融資の手続をすることは、全く煩に耐えない。さればとて金融の事務については債権の保全措置が必須の条件となり、この更に林業の一般金融が極めて低廉であるの一の要因があるのであって、その簡素化にも限界がある。また個々の造林は比較的零細であっても、森林組合等でも一括して融資を受ければよいように思われるが、組合の機能がまだ一般に低調であり、また債権保全上組合役員連帯保証を要することになるので、実際問題としては、ごく少数の資力ある者が造林するような場合でないと成立し難いのが実情である。

(c) 森林所有者の経済的感覚の問題

融資に切りかえにくい根本的理由としては、森林所有者

一般の経済的感覚の問題がある。

造林事業は前述のように、企業というよりは一種の長期貯蓄的性格が濃いものであるから、融資を受けて造林することは、所有者の感覚からすれば、貯蓄をするために金を借りるようなものとして観念されるので、一般中小森林所有者には魅力がないといつてもよからう。また森林所有者の大部分が農家である以上、経済的感覚に乏しいことは止むをえないことであり、子孫のために借金のある形で山林を残すという感覚にはなりきらない。

(3) 林業金融

(1) 林業金融の体系

林業及び関係企業に対する一般金融機関からの融資についてみると運転資金が中心となっている。一般金融機関で融通を困難とする中小又は新規の林業関係企業に対しては、施設資金と事業運転資金が融通されている。

なお、林業関係企業については、中小企業等協同組合法に基く組合の結成により、その系統金融機関としての商工中金から事業運転資金及び施設資金が融通され補充機関として中小企業金融公庫、開発銀行、北海道東北開発公庫、国民金融公庫等からの融資がある。

森林組合に対しては系統金融機関である農林中金から運転資金、施設資金が貸し出されている。

また、林業は長期かつ低利な資金を必要とするので、農林漁業金融公庫が設けられ、農林中金や一般金融機関で融通を困難とする造林、林道、その他林業生産施設に対する施設資金が融通され、また森林法にもとづく伐採調整のため不許可となる林分の所有者に対して、伐採調整資金が貸出されている。

(2) 森林組合に対する融資

農林中金からは、森林組合系統に対しては約23億円前後

のものが融資され、その他森林組合にあつては、農業協同組合からの貸出や森連からの貸出を受けるものもあり、さらに市銀等からの借入にもかなり依存している。いまだちにこれをもつて、必要十分な資金量が供給されているとは断言できないが、少なくとも森林中金に借入申込を行ったものについては、殆んどが貸付をうけているとみてよいようである。しかし一面、受信力不足のために、森林中金から借りられない組合が存在しており、これらのものは、農中の金利引下げ、貸出条件緩和などを求めているが、一方農中（金融機関）にしてみれば、金融対象ベースに考えている基準額以下の組合は、金融以前の問題として借入者の信用力の向上（組合の組織、財務内容の充実）がまずなされなければならないとしている。そこで、系統融資について、保証や補償の制度などで信用の問題を解決すべきだという声もあるが、組合系統金融のあり方、森林組合のあり方とも関連して、まず経済団体としての金融による前提条件を満たすことを考えねばならないという声もあり、今後の検討を要する問題であろう。また、林業の特異性からして、これに対する貸出金利は農業の金利ベースよりも低いことが望ましいが、果して金利高のみのために金融が不円滑なのかどうかを先ず検討する必要がある。

(vii) 造林、林道施設などの資金の融資

林道資金は、現在森林公庫から補助残額分を、非補助分の条件をもつて貸付けられているが、近年、林道融資実績が漸次減収してきており、その理由としては、林道のところでふれた理由のほかに、特に金融的な問題として金融機関の審査の厳格化と、受信力の低下（借入者の借入余力の減収）等が考えられている。

造林融資についてはヨ4年度から据置延長が行われ、また市町村有林の造林にも融資されることとなったので、一応の問題点は解決されたともみられるのではあるが、にもかかわ

らず、これらの事業についてはヨ4年度においても、中小規模のものの行う事業への貸出不振が依然として解決されないようである。

かかる事態は、金利水準以前の問題として融資制度の政策的手段の有効性、とくに補助制度との関連を明確化すること、融資対象事業者の、殊に中小農家の実態を検討すること、また森林造成および開発計画が適正であるかどうかについての検討が必要である。

(viii) 伐採調整資金

ヨ6年度以降のノ5の億円が融資され、公庫の林業融資額の55%を占め、貸付残高はノノ8億に達し、伐採調整の効果を実証していると考えられる。しかし、この資金は森林法にもとづく伐採不許可にともなう金融であるにもかかわらず、実際には伐採許可限度に相当にゆとりのあるのが現実であり、反面、資金の使い途に制限がなく、しかも比較的有利な金融であるので、その本来の性格を逸脱し、伐採不許可と関係のない消費金融的なものとして受けとられ、一面これが森林計画制度の公正な運用をそこねているのではないかという批判もある。

のみならず、金利面では極端に低利（4分）な農山村民の金融手段であり、また使途を制限されない自由な金融として制度金融としても他に例の少ないものであり、かつ他の国家投融資に比べ、その効果が薄弱であるという批判があり、資金効率と投資効果を高めるため金利引上げによる公庫運営の緩和、あるいは本質金の資金使途制限強化による投資効果の向上が検討されるべきであるとの考え方もある。

なお、これに対しては山林所有者側とくに中小所有規模のものから経営安定と林分育成の観点から幼壮合林の維持育成資金供給のため、森林を担保として借入れしうる金融制度の設置と予算枠の増大の要望が強い。

5. 林業税

(1) はじめに

小私有林業と林業課税の問題と云つた場合、その特質は、林業と林業課税の問題が「小規模林業」と限定されるだけであると考えられる。それは、税務計算において、立木評価の場合に適用する標準価格が、森林至営により、生計を維持するに要とする最小限度の法正林を基準として考へ、その基本地積をその町歩において示されるように、課税額算定標準価との偏差として考へることができる。

しかし、この問題に立入ることが、林業税制上重要な問題であるかどうか、実際にどのような予備を生んでゐるか、理論的にも、資料的にも十分明らかでないし、また筆者のよく論及するものでもないので、本篇では、林業税制の簡単なスケッチを試み、そこで二・三の問題を指摘することにとどめたい。

(2) 林業税制の沿革

林業税制上大正九年は画期的といわれている。この理由は、大正九年までは、総合課税制であつたのが、分離課税制に転換したからである。つまり大正九年までは、林業以外の収入と林業収入とを加えたものに課税されてゐたため、課税される収入が多くなり、高い税率が適用されたが、大正九年以降では、林業の特殊性——生涯の長期性——が認められ、他産業とは分されるようになった。そして大正十一年に、いわゆる「五分五乗法」が実施されるに至つた。この方法は、山林所得を他の所得と分別し、それを五分した金額で税率を算出し、その税額の五倍を決定額とするもので、税率の低下をもたらした。

昭和二十二年、半額課税制が採用された。これは、山林所得より20～30%の金額を控除し、残額の1/2を他の所得と合算して税率を適用するもので、個人の負担額においては、五分五乗法と実質的に変化しなかつた。

昭和二十五年、シャープ勧告にもとづいて実施された税制改正

は戦後最大の変革であつた。シャープ勧告において、「不規則所得の特殊な形態——山林所得」として、半額課税制度を批判し、税で控除するよりもむしろ公然と助成方法を講ずるべしとされたが、所得の全額に課税すべきであるが、印税所得、山林所得などのように、ある年に集中することが多いものは、負担の調整を図る上から変動所得として扱われ、年賦納税の制度が認められたのである。

シャープ税制以後、連年改正が行われ、昭和二十七年には、山林譲渡および一時の各所得の合算額より、10万円を控除することとされ、昭和二十八年には、山林所得から、10万円の特別控除、総合五分五乗方式への改正、所得計算上における概算全額控除制度の創設をみて、さらに昭和二十九年には分離五分五乗方式に改められ、今日に到つてゐる。

森林組合に対する法人税については、シャープ勧告で、その税率25%が一般法人並に35%とされたが、その後昭和二十八年の改正では、一般法人が42%に引き上げられ、並に特別法人には特別措置が設けられた。昭和三十一年の改正においては特別法人30%、一般法人40%（ただし50万円以下の所得金額については35%）と負担緩和が図られた。

(3) 林業税制の概要

林業に関係のある租税は次の種類がある。

- | | | |
|----------|---|---------|
| (イ) 国 | 税 | ① 所得税 |
| | | ② 評価税 |
| | | ③ 相配税 |
| | | ④ 法人税 |
| (ロ) 都道府県 | 税 | ① 事業税 |
| (ハ) 市町村 | 税 | ① 固定資産税 |
| | | ② 木材引取税 |

主なものは、国税においては、山林譲渡に際して課される所得税と山林の相配に際して課される相配税であり、地方税にあ

つては林地に課せられる固定資産税と木材の取引過程に課される木材取引税である。

(2) 所得税

山林所得税は、山林所得を税源とする租税であつて、その性質上直接税であり、人税である。これは山林の伐採または譲渡による所得に対して課税される。山林所得確定の時期は、伐採および譲渡の場合に立木または伐木の引渡、その他の譲渡等により所有権が移転する時になっている。すなわち山林および立木を処分した場合に、その翌年の3月15日迄に売却した者の居住する地区の税務署に数量、金額等を申告し、これに基づいて計算されるわけである。

ところで所得税において規定した山林所得とは、山林の売却収入から、その山林事業に要した植林費、取得費、管理費、伐採費、その他の必要な経費を控除して計算される。これらの費用は、植林から伐採までの長期間に亘つて支出したものを積み重ねたものであるが、森林経営者の帳簿の不備、生産期間の長期性等により、その間における貨幣価値の変動を除却するため、資産の再評価を行う。昭和27年12月30日まで取得した山林を処分した場合における実際の全費計算は次のように再評価して全費を算出する。

(i) 財産税調査時期（27.3.3）現在において所有していた山林を処分した場合、

(a) 27.3.3における立木の評価額を2.5倍した額と、

28.1.1（再評価基準日）以後処分のときまでに支出した管理費等の合計額、

(b) 収入金額の一定割合、（33年分の所得計算については32%）

(ii) 財産税調査時期以後 27.12.30までに取得した山林を処分した場合、

取得価格に取得の時期に応じて定められた資産再評価

法に定める屠宰率を乗じて得た額と28.1.1以後に支出した管理費等の合計額

以上の全費計算において、昭和27年3月3日（財産税調査時期）現在において得た山林については、同日における評価額を取得価額とし、評価の時期を取得の時期とみなされることになっており、また資産再評価は、資産再評価法により、昭和28年1月1日現在において行われることになっている。

全費を算出する場合用いた (a) の方式が再評価方式であり、(b) が概算全費控除方式である。この概算全費控除制度は、山林の売却収入に対し、一定割合を乗じて所得を計算する方法で、資産再評価方式の便法として設けられたものであり、この割合は資産を再評価して計算する場合と均等を失しない範囲で大蔵省で毎年告示することになっている。昭和33年分については33%であつた。この方式を採用した場合は、再評価税（後述）は課税されない。それは毎年大蔵省が告示する一定割合には、山林の財産税評価額を基礎とした再評価額の純入金に対する割合を基として、再評価税の負担をも考慮しているからである。

このように全費算出の方法は、再評価方式と概算全費控除方式の二つがあるけれども、どちらの方式をとるかは、納税者の自由意志によつてゐる。

さて、以上のようにして求めた所得から、15円以下の特別控除をしたものが課税山林所得とされる。なお税額は他の所得とさき併せて計算するか割合分々方式が採用されている。

これは、林業生涯によつて得られる所得が、その所得を挙げるまでに長期間を要し、その多量期の収益を一時に累積して所得する性質をもっているし、しかもわが国林業経営形態は小規模のものが多いため、その全費は尙断片集と

いう形をとり、毎々の収入額は大きく変動し、この変動する林業所得を他の所得と合算して累進課税を課すことが課税の負担となるためである。この五分五割制は、毎々の所得額の変動に対する累進課税率の調整であつて、この根拠は林業所得が5年に1回づゝほど等額の所得があるものと仮定したところにある。

次に参考までに譲渡山林所得の計算例を提示しておこう。

(例) 財産税調査時期に所有していた山林を100万円を売却した。その山林の調査時期の財産税評価額を2万円、昭和28年1月1日の再評価基準日以後売却までに支出した管理費1万円、譲渡に要した経費5万円とする。

(1) 再評価方式の場合

(イ) 資産を再評価し、再評価税を計算する。

$$\frac{20,000 \text{ 円} \times 25}{100} = 5,000 \text{ 円}$$

(財産税評価額) (再評価倍率) (再評価税)

$$500,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} = 480,000 \text{ 円}$$

(再評価差額)

再評価税の課税標準は再評価差額から15万円を控除した額である。

$$(480,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円}) \times \frac{6}{100} = 19,800 \text{ 円}$$

(再評価税率) (再評価税)

(ロ) つぎに所得税を計算する。

$$1,000,000 \text{ 円} - \{500,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}\} = 290,000 \text{ 円}$$

(売上収入) (再評価額) (管理費) (譲渡経費) (特別控除) (課税山林所得額)

課税山林所得金額を5分し、その額58,000円に税率を適用する。この税率は

$$3 \text{ 万円以下の金額} \quad 15 \%$$

3万円をこえる金額	20%
8万円	25%
15万円	30%
30万円	35%
50万円	40%

(以下一部省略)

$$500 \text{ 万円} \quad 65 \%$$

と規定されている。本事例ではこの税率を適用すると、

58,000円のうち

$$30,000 \text{ 円までの金額} \quad 30,000 \text{ 円} \times 0.15 = 4,500 \text{ 円}$$

30,000円をこえる部分の金額

$$58,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 28,000 \text{ 円}$$

$$28,000 \text{ 円} \times 0.20 = 5,600 \text{ 円}$$

$$(4,500 \text{ 円} + 5,600 \text{ 円}) \times 5 = 50,500 \text{ 円}$$

(山林所得税額)

したがって再評価税とあわせて、70,000円の課税額となる。

(2) 概算経費控除方式の場合

$$1,000,000 \text{ 円} \times \frac{43}{100} = 430,000$$

(売上収入) (昭和30年控除率) (概算経費控除額)

$$1,000,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円} = 420,000 \text{ 円}$$

(課税山林所得金額)

この課税山林所得金額を5分して、税率を適用すると以下(1)と同様にして、求める。

$$70,500 \text{ 円}$$

(山林所得税額)

(b) 再評価税

すでに所得税およびその事例計算において示したように、再評価が行われた場合に、その再評価額と財産税評価額または取得価額との差額を再評価差額とし、これから15万円を

控除した金額に対して6%の税率で課されるものが、再評価税である。

(C) 相続税

相続税は、相続により財産を取得した者に対し、取得財産の価額（時価）から、被相続人の債務、葬式費用を控除（債務控除）し、その残額から基礎控除（1,600万円と300万円に法定相続人の数をかけて得た金額との合計額）をした後の金額に課税される。山林相続については、立木の評価額の8%が課税の対象とされ、10年間の延納が認められており、この場合の利子税は、日赤ノミ5厘（一般は2厘）とされている。

この相続税は、昭和35年のシャープ勧告によつて、これまでとられていた遺産税制度が改められ、遺産取得税制度となり、相続人一代を通じての合算制度が創設された。このおらひは富の分散にあり、家族制度の廃止と関連していたが、これを林業経営にあてはめた場合、林業経営は富の蓄積を考慮しないかざり経営を継承できないという性格をもっている。ここに相続税と林業の一つの矛盾がある。この矛盾を緩和するものは、現行制度が存続するかざり、林業経営はその経営を法人組織にするか、相当額の生命保険の契約を結ぶか、いづれかの手段により相続税の軽減を図る以外にない主張している。林業経営という観点からみれば、たしかに相続税は一つの矛盾点をもっているが、また他方では富の集中を抑制するという社会政策的観点から見れば相続税の存続を否定できない。したがって問題は相続税適用の場合に階層性はどう内容化するかにあるわけで、農家林業のような小規模林業についてはかなり大膽な制限緩和が必要と云えよう。

(d) 法人税

農家林業の如き小規模林業においては、森林組合を通じて関係する税金で、直接的なものではない。

森林組合については、これまで非出資組合にかざり課税とされていたが、その限度は34年度までとなり、35年度より課税されることになった。なお出資所得の非課税措置については、積立金の出資総額に対する割合の判定の時期を期末とし、期末現在におけるその事業年度において出資した所得を加算した後の積立金額と、出資総額とを比較して、その事業年度において出資した所得のうち、その積立金額が出資総額の1/4に達するまでの金額についてのみ非課税措置が適用される。

生産組合については、これまで施設組合と同じように特別法人として30%の税率が適用されてきたが、生産組合は事業主体としては会社等と似ているため、生産組合の経営形態に応じて、つぎの二つの方法で取扱われることになった。この区分は次の二つである。

- (イ) 組合の事業に従事する組合員に対し、俸給等を支給する生産組合は税法上一般法人として扱う。
- (ロ) 上記以外の組合、つまり組合の事業に従事する組合員に俸給等を支給せず、収益はもっぱら従事分当配当によって組合員に分配する場合は特別法人として扱う。

法人税に関する軽減税率の適用範囲は、年所得50万円までは34%の軽減税率が適用されていたものが、1,000万円までに引き上げられた。

法人税について、これまで林種転換の場合の造林費のうち地味費等は林地の土地改良費として林地の価額に含まれることにさせていたため、拡大造林を推進する上の隘路となっていたが、35年改正で、林種転換のために支出した金額は、一定限度まで減価償却の計算に準じて償却することが認められた。

(e) 事業税

生産費の55%も労務費が占める農林水産業にこれを課す

るのは不当であるとして削除され、現在は伐木、運材および加工部門のみに課せられている。

(8) 固定資産税

固定資産税は、シヤープ勧告により、これまでの地租、家屋税にかえて創設されたものであつて、固定資産の価格を課税標準として、固定資産の所有者に対して賦課する財産税の一種である。

林業においては、山林地租で、地租は収益税であるから収益の機会に制限せられる山林については負担は軽減される（保安林など）。立木は下草類と共に減価償却の対象とならないから償却資産の中に入らず、したがって林地のみが対象とされている。

課税標準は、毎年1月1日現在における固定資産価格で、固定資産台帳に登録されたものである。この価格は公正な時価であつて、毎年市町村が決定する。

税率は、標準税率14%（制限税率21%）であるが、2%をこえる税率を定めようとするときは、自治庁長官に届出を要する。

(9) 木材取引税

これは、木材の取引行為に対し、その素材価格を課税標準として課す流通税である。これは固定資産税を立木に賦課しない交換条件として設けられたものである。素材生産地の市町村で同一素材について一回限り、引取者に課税される。立木の所有者でなく、素材の買受人が支払う税である。

課税標準は、立木の伐採後、最初の素材の引取価格をとり、その税率は5%である。徴収方法は市町村条例の定めるところによって、特別徴収又は証紙徴収の方法によつてゐる。国有林は所在町村交付金が増額され、その代り引取税を廃止するはずであつたが、町村財政窮乏の折でもあり、税率を1%だけ引下げたのに留まつた。

この木材引取税の問題は、本来消費者に転嫁すべきものが、現実には立木所有者に逆転化しているところにある。これは立木価格が市場逆算式によらざるを得ないことに起因している。

本税は昭和29年に石当り平均税額が3%引上げられたので反対運動があつたが、昭和32年に29年の税額の20%減を自治庁は直達したが、完全徴収まで行われていないところに問題は残されている。

(4) 林業税制の問題点

1) 林業税制の問題点とくに小規模所有者に与へた問題を指摘すれば、まず5分5乗制をとつてゐる現税制が挙げられる。5分5乗制は5年に1回程度の伐採収入のある所有者については妥当するが、それ以下の零細規模層で、何10年に1回といった規模においては不適合はあつてよくもなく、並に連年収入のある大規模層は利するという階層性のもつ矛盾を残している。また分離方式をとる現行方式においては、農業林業にみられるような零細な兼業型態をとる場合、他の所得との課税上の調整が困難であるという面ももつてゐる。いずれにしても所有者階層別に課税方式を研究探求することが必要であらう。

所得税と関連してもう一つの問題は、山林所得の計算方式に関して、受益算出の場合自己資本利子は受益としない違背をとつてゐるが、林業生産のように長期的生産業において利子のもつウエイトが大きいだけに、この自己資本利子の受益課入は考慮されるべきものと考えらる。

2) オ2の問題は、相競税に関するものである。林業は生産期間が長期のため、その間1回乃至2回の相競が行われる場合が多い、したがつてその都度相競税が課税されることになり、合理的な森林経営を行うことが不可能となる。したがつてある程度の軽減措置が望まれる。

とくに逓制及小規模農層にとってはその影響は大きい。社会的矛盾をもつ階層においてのみ租税が厳格化すべき性格のものであると考えられる。

6. 技術指導援助

(1) 技術指導の沿革

技術指導の沿革については明治以前は見るべきものはほとんどなく、唯薦林家の技術がその主体をなしており、北山林業とか、日田林業等幾多の進んだ林業技術を残しているところは、これ等薦林家の残した技術指導の遺産でもあるということが出来る。

また租税指導や伐採制限をして森林の育成や保護をはかった事もあったが、これ等は幕主の至上命令として農山村民に強制されたものであって、技術的な指導として行われていたものではなかった。

明治時代になると新政府は補助金（勧誘費）制度を作ったり、林業巡回講習をはじめて技術指導を積極的に開始した。明治16年に各府県に設置された勧業委員は地方の名望家で、かつ産業に通じた者の中から選任され、はじめは諮問機関として出発したが、後に有給吏員も設けられ、専門技術者を採用するようになった。しかしこの時代には農業の指導が中心で林業は極めて少なかった。その後、明治21年には、各府県に農業（工業、林業、水産）巡回教所を置き、専門技術者を指導に当らせることになった。当時林業関係では、主として椎茸栽培、製材、竹細工等の技術が指導された。さらに明治27年には、地方産業に関する技師、技手等の配置が定められ、農業、工業、林業、水産の各技師、技手が各府県、郡市に配置されて講習、講話、実地指導および質問応答に関すること、調査、計量及び督励に関すること、共進会、出産会の出産審査に関すること、その他必要な指導を行うことになったが、林業技術者がほぼ全国に普及したのは明治40年頃の模様である。

林業に関する指導奨励のために中央政府がとりあげた具体的な施策としては、明治28年に始められた林業講習会、明治

40年に新設された植樹奨励費による特殊樹種（クス、ケヤキ、ウルシ、クルミ、クリ、シシ、ホオ等）の増植奨励、明治44年より全国各地で林野講習会等が行われた。一方各府県においては、はじめは林業思想の普及を中心としていたが、その後中央政府に先づいて苗木の交付や模範林の設置のような具体的な施策を行うようになった。早い府県では、明治20年頃から、そして明治30年代には過半の府県が造（植）林費補助規則、植樹奨励金下付規則、樹苗下付規則……等を定め、あるいは、明治40年頃から用材模範林、薪炭模範林、植その他特殊樹の模範林等を設定して、民間林業の奨励指導に努めた。これ等の施策に呼応して、各地方においては山林会等が主催した林業講習会が明治中頃から次第にさかんになり、巡回教師あるいは県役所等が講師となって、講習講話、並びに実地指導を行った。

大正時代に入ると、さきに明治40年に新設された植樹奨励費の予算は、大正5年の行政整理によって廃止されたが、改めて大正8年より林業奨励費の予算を新設し、樹苗の養成、竹林の増殖等を奨励するとともに、山林会の活動を補助することになった。同年五月に施行された山林会補助規則によって、大日本山林会、府県山林会の行う林業に関する講習会又は実地指導、林産物の展覧会又は共進会の開催、林業に関する調査研究又は試験等に要する費用に対して補助金を交付することが定められ、これ等の団体を育成し、その活動を助長して、民間林業改良発達の一翼をになわせることとなった。一方、明治29年に定められた地方産業に関する技師及び技手の配置に関する規定は、その後しばしば改正されたが、大正14年3月改正の地方産業取置制によれば、農林、水産又は畜産に関する事務又は技術に従事する者として、事務取置（地方農林主事同主事補）1707人、技術取置（地方農林技師、同技手）2945人が各府県に配置され、これらの職員が、中核となって地方の林政機構も次第に整備充実されてきたわけである。

当時、地方の民間林業に対する指導奨励は、さきに述べた山林会等の活動のみで委せていたわけではなく、これらの取置による巡回講習の実施、或いは模範林の設置等が、政府の奨励施策と各府県における関係規程（特殊樹奨励規則、製炭伝習規程、薪炭林改良奨励規則……等）の制定と相まってますます多様となってきたのである。大正15年より政府は林業共同施設奨励の予算を設け、森林組合の行う造林、遊楽施設、貯木場、木炭倉庫の建設に対して助成を行い、さらに昭和4年度からは、画期的な林業奨励のための予算化が、もくろまれたのであるが、財政困難のため、ついにその目標に達し得なかった。

あたかも、昭和4～5年の世界的農業恐慌に端を発した農山村の窮乏は、施策の重点を時局巨款対策に集中し、昭和8と9年の農山村更生事業となって実施された。これに結合して、民有林の振興促進が図られ、農山村振興肉地利用林業奨励費として、ウルシ、アブラヤリ、およびハゼの増殖奨励製炭設備の助成等が実施された。昭和12年、農山村至済の回復が未だ不十分なまゝに、日本は日華事変をひきあこし、ついで太平洋戦争に突入した。資源の乏しい日本の総戦力戦であったから、すべての経済力を戦争に集中しなければならず、戦争中心の統制経済を展開せざるを得なかった。森林法の改正……による林業の計画化は明せずして戦争遂行のための林業統制の機構に変遷し、昭和16年には木材統制法が公布されて、木材の流通面も強力に統制されることになった。かくして、明治、大正以来次第に独化されてきた民間林業に対する指導奨励の施策は、昭和初年における農業恐慌により安否を余儀なくされ、ついで戦争経済の展開によって殆んど、抹殺させられたといえよう。

これらの技術指導のやり方はいずれも上から下への指導であり、要に農山村の人々と一緒に進んで行くという民主的なやり方ではなかった。従って政府が変わったり、指導者が変わったりすると、根本の方針がなかったために随分指導の内容が動いて、

農山村民が迷惑を被る場合も少なくはなかった。又特にこれらの時代は、林業経営の主体が国有林におかれ、民有林業経営についての関心は前述の各種施策にも拘らず極めてうすく、林政の面では幾多の施策がとられたが技術指導面では、わずかに補助金による奨励という形でその命脈が保たれていたにすぎなかったといっても過言ではなからう。

(2) 林業改良普及事業

a. 発足と狙い

科学技術の必要性は早くから認められながら、一般行政面と試験研究面とは遊離し勝ちであつて、その結果は産業としての林業の進歩発達を遅らせていたとも云い得るのであつた。然るに終戦後、科学技術の向題がクローズアップして、その欠陥をアメリカ軍司令部側から指摘せられるところとなり、林業においては、1949年6月林業改良普及制度が確立された。普及事業は民有林行政の根幹をなすものの一つで、森林所有者個々の私経済の向上を図るために経営者が自主的に自己の経営内容を把握し、技術的に改善して生産収益性を高め、併せて農山村社会の経済的文化的向上を期するものである。殊にこの事業が従来の奨励事業と著しく異なる点は、農山村民に対して相談相手としての普及員が配置されて、研究機関と組織的な連絡のもとに、国と県との協力によって成り立っているということである。そして今までの指導事業のように頭から教え込むのではなくて、考えることの出来る農山村民を作ることである。従つてこの仕事は一種の教育事業であるとも云えるのである。

b. 普及事業の実行内容

戦前統合以前

普及事業発足当初の普及活動は重点普及テーマが示され、一応の普及の対象に持ち込むべき技術や知識の種類だけはわかっていたが、その中味については幾度かの講習会に、

またねばならなかった。専門普及員が中央の講習会で新しい技術や知識の訓練をうけ、それを持ち帰つて地区普及員を訓練するといったことが、年々くり返されて、地区普及員の知識も次第に豊富になり、これが普及活動に表せられたわけであるが、これには大きな欠陥があつた。その一つは中央の研修でとりあげられた技術や知識が、専門普及員と地区普及員とを介して、地域の実態等を何ら考慮することなしに、そのまま森林所有者等に伝えられたことである。

その二は、普及の手段方法、云いかえれば普及活動のやり方については、中央、地方を通じて殆んど考慮されなかったということである。したがつて、普及事業開始以来2～3年間の普及活動は、これに併用すべき器材や教材も全く準備されないうちに、尺どりと口だけを頼りに進められた。しかしこの中においても特記するべきものとしてモデル村の設置と展示林の設置があつた。

林業改良普及モデル村は、総合的に林業技術を注入して収益性の高い合理的林業経営を実施し、その効果を把握させ、これを核心として広く林業技術の普及徹底を図ろうとするものである。実施事項としては、実態調査、実地展示、技術の伝習、啓蒙宣伝、初果刈採があげられ、この実施計画の樹立並びに運営の指導は郡道庁長がこれに当り、現地指導者として地区普及員を配置することになっていた。展示林は、実際に普及すべき技術を展示する林分であつて、つまり目で見せて、技術普及の効果とあげようとねらつたもので、昭和25年から30年度まで、毎年200万円程度の郡道庁県補助の予算が計上され、これによつて設置された展示林は合計276ヶ所の多きを数えたが、やはり当事者の不馴れが最も大きな原因となつて、設置場所、展示内容、運営要領等に手ぬかりが多く、特に日常の普及活動とは殆んど無関係で、作れば見に行くだろうと云つたよ

うな場合も少くなかったために、次オに忘れられた存在となったものも少くなかった。その普及発展の活動は、割れるに従って次オに自信がもたれるようになったが、特定の対象、それも大規模森林所有者等の限られた範囲にとどまり、観へのひろがりを見せなかった。

昭和25年以降30年までの普及活動の推移を、普及方法の面からと、普及内容の面からみると次表のとおりであるが、普及方法の面では普及活動全般に亘る未熟さや巡回指導費の不足等が原因して、実際の普及活動は、現地指導と集会指導を合せて20〜25%にとどまり、普及の内容からみた推移は、現地指導、集会指導、林業相談および、弘報活動を実質的な普及活動とみなして、これに要した総活動時間を比率で混わしたもので、当時の社会経済情勢にもとづく林業政策を反映して、造林関係が圧倒的に高い比率を示している。

販務統合以降

昭和32年の森林法の改正に伴う取務の統合により、林業専門技術委員は林業改良指導員を指導するのみで、原則として、直接普及活動には参加しないことになった。

また、一線の普及活動を担う林業改良指導員は、普及業務のほか、森林区実施計画に関する業務をも担当することとなり、担当事務が複雑化した。林業改良指導員の活動を担当業務の面から分類すると、その比率は次表のとおりである。

この表は、全国の林業改良指導員が日々の活動を日記に記録してある、整理集計して都道府県に報告したもので、指導員の主観によっても左右され易く、この結果を以つて全てを断定することはできないが、一応の傾向として見ると、まず、普及活動の占める割合において統合後は僅かに15%台であつたものが、33年度には20%に増加して

あり、森林区実施計画業務では、32年の森林法改正により簡素化され、それが実績にあらわれているが、取扱要領の複雑化に伴って再び増加の傾向がみられる。普及指導事務が32年度に多いのは、徹底普及地区を設定し、普及計画を樹立するための手続きや準備で内業が相当増加したためと推察される。

つぎに、前表普及活動の時間に、研究調査及び受講の時間と、これらに要した交通時間を加えて、これを内容別に分類してみると次表のとおりである。

その他の普及活動

以上一線の普及活動を助長するために、国や都道府県が実施した広義の普及活動としては、

- ① 印刷物類の作成、配布
- ② 幻灯、映画会
- ③ ラジオ放送による林業解説や林業講座
- ④ 新聞による林業の啓蒙普及
- ⑤ 林産物の展示会、品評会、共進会や苗畑、育林関係のコンクール

等があり、それぞれ相当の効果をあげている。

C. 青少年その他のグループに対する指導と普及協力体。

林業改良普及事業における青少年の指導は学校林の指導から入り、次オに一般の青少年指導に反転して行った。昭和26年頃から青少年のグループ育成指導に着手した。

青少年その他のグループ活動の育成指導

昭和32年の種別グループの全国育成状況をみれば、林業研究会276、林業4Hクラブ60、林業プロジェクトを特撮林業4Hクラブ354、林業プロジェクトを特撮青年団その他445となつてゐる。またこれらのグループの一般的傾向として至営の実権をもつ者、或いは長男等が主で二、三男は極めて少ない。また育成盛の年令的広がりから

大きいのもこの特質である。

次にこれらのグループがとり上げた研究テーマをみると、特殊林産物、育苗、植林、枝打ち、間伐、製炭という順に多い。このことは特産（シイタケ、ナメコ、キリ、ツリ）育苗等比較的早くその結果を得られるテーマをとりあげていることを示すもので、林業グループの発展の方向を物語る一つの現れであろう。林業青少年のグループ活動の推進は種々困難を伴うものであるが、林業の経営を近代化し、自主的な農民を育成するための早道として青少年のグループ活動の育成は極めて重要である。このため林野庁では27年から、毎年全国都道府県から2〜3名の代表者を東京に集めて「全国青少年林業改良関係者大会」を開いて、相互の研鑽を図っている。

普及協力体の結成と推移

普及協力体は、民有林業の経営改善や技術改良を旨とした自主的な団体で、普及活動の進展に伴い、都道府県、市郡、町村、部落等と単位として逐次強化充実されて来た。これを年度別にみると、昭和27年、447団体、28年、735団体、29年、892団体、30年、1,026団体、31年、1,998団体、32年、2,813団体、33年、3,356団体、と年々増加の一途を辿っている。特にその内容で組織的な形をとったものは県内各種協力体が果段階で1本となり林業改良普及協会という形をとり、現在では35道府県に結成され積極的な普及活動を展開している。又全国的な集合体として全国林業改良普及協会があり、機関紙（林業新知識）の発行を始め、青少年に対する林業改良の啓蒙、講習会、座談会の開催、映画、スライドの作成配布等広範な普及活動を行っている。

その他の林業関係団体も普及事業に対しては、それぞれの立場で協力しているが、特に森林組合は全国系統組織をもち、その教育指導を通じて林業改良普及事業とは密接な

関係にあつて、相互に連絡協調を図って普及事業推進に当たっている。

木炭の生産指導

木炭は、その生産基盤が著しく異なる製炭であるため、その取引上には種々の障害がある。1976年和歌山県において当時商取引の合理化をはかる目的で木炭検査が始められたのと同時に、取引基準として、木炭規格制定が行なわれた。その後取引の広域化によって、木炭取引上の基準を制定する要望が起り、各府県が市場の要求する一定の基準にもとづいて規格を定めたが、折炭統制の開始により、木炭生産の合理化、品質の確保をはかる目的をもつて、国において規格を制定した。現在国で定めている木炭の規格は、統制廃止後、更に薪炭林の改良、生産の合理化、品質の改善、取引の単純公正化、消費の合理化をはかる目的をもつて「製林物資規格法」

（1950年）に基づいて制定された「木炭の日本産規格」がある。これらの目的を達成するため、約4,000人の木炭検査員が配置されている。この木炭検査は44都道府県が公営で、2県が民営で実施されている。

我国の木炭生産量のうち、炭山村氏の副業として生産されるものは約1,495世、専業製炭者によるものは、約640世で、炭山村において1戸当り生産量は1ヶ年に約300〜600俵（15kg入）となっている。木炭の生産によって炭山村民は年間約300億円の所得を得ている。

国としての主な指導項目としては、

(イ) 計画的生産出荷体制強化指導

共同生産及び共同販売体制の拡充強化のために、森林組合、製炭所同組合等の系統機関利用増加を目的としているが、現在系統機関の取扱う木炭数量は全生産量の28%程度である。

(ロ) 木炭規格指導

従来複雑であつた木炭規格は昭和33年改正して、消費

の異体に即したものにされた。この改正規格の周知徹底を図り木炭の品質性向上を期し、製炭従事者の経営安定を促進するための指導。

(ハ) 木炭生産指導講習

この事業推進のため木炭生産指導に従事する都道府県職員に対し、木炭出荷計画の作成、炭焼及び共同生産共同販売体制強化、並びに木炭規格改正に関し製炭従事者に対する指導方針実行方法についての講習会の開催、等があげられる。

e. 技術普及事業の効果

以上述べた技術普及事業の結果が、わが国民有林にどのような効果をもたらしたか、これを数字としては現わしにくい。一般的な傾向としては、放任的な雑草林業から経済林業へと関心が高まりつつあり、総合的に自営の林業経営を営むような気運が出来てきた。

造林の促進と共に良苗育成の技術が普及し、全国的に優良樹苗への関心がたかまり、樹苗業者は勿論、青少年層に育苗研究会をつくって育苗技術の向上に努める人が急激に増加した。また下刈、除伐、間伐、枝打などが励行されるようになった。

山村の副業として特殊林産物の増殖が目立つて来たこと。例えば、樺茸のビニール使用による不時栽培、栗の接木要領及び耐虫性品種の増殖、その他、ウルシ、ハゼ、キリ、クルミ等、いずれにせよ現金収入の早い特産物は農山村民に急速に受け入れられつつある。

製炭における炭窯の改良意欲が高まった。

病虫害駆除における動力撒粉機の使用や薬剤の種類、調剤のしかた等の普及が広く行なわれるようになった。

立木測定方法において、目測や単なる慣習で行なわれることが多かったが、正確な測樹法の普及により、立木の売買の際には勿論、常に自己山林の立木測定を実施するようになった。

林地肥培による改良については、従来造林不能な粗悪林地は肥料木の混植や林地施肥によって林地の改良がはかられて来たが、最近各地で生産力の減退した優良造林地と林地施肥による生長促進が図られるようになった。

近時苗木の自給態勢は一步前進し、次代の造林木の資材の向上と、優良化を図るため、植栽樹の選抜と、それからの採種、採種の研究が進められ山林所有者の間にこの成果が受け入れられ、各地に研究会その他の形で実行されつつある。

林業の機械化については、中小至営においても至費が少く操作の簡単な簡易策線運搬施設等が普及活用されはじめている。

地方林業技術者の技術水準が向上し、局地的な優良林業技術が普遍化して、各地に波及しつつあること等、なおこの他にもいろいろとあげられるであろう。

3. 林業普及指導体制の問題点

今後の林野行政は木材需要の増大にともない森林生産力の増強と林産物利用の合理化を基本線として、各種の施策が講ぜられるであろうが、林業生産に携さる人々の積極的な生産意欲を高めるためには森林所有者その他林業者の至営の実態と、これととりまき農山村の自然的、経済的、社会的諸条件に即応して最も優利な林業の至営法と、これに必要な技術を普及し、

自らの判断によって自主的に実行しうる至営者たらしめるように、これらの人々を指導育成しなければならない。

このため今後の普及活動はその指導内容の面からも、活動方法の面からも益々総合化され、高度化されることが要請されるのであるが、この要請に応えるためには幾多の問題が残されている。

(1) 組織上の問題点

現在8つの専門項目(林業経営、林業機械化、造林、特殊林業、森林保護、木材加工、林産化学、普及方法)、に分かれて54名名の林業専門技術員が各都道府県に配置され、各専門項目について調査研究するとともに、改良指導員を指導している。さらに合計2448名の林業改良指導員が各森林区に1~2名あて現駐在として配置されているが、実際の普及活動に当る改良指導員1人当りの担当森林面積は、6400ヘクタールで、農家戸数2360戸にも及びしかも森林区実施計画の業務も担当することになっており、これに関連していろいろな一般行政事務まで荷重されて、実際の普及活動に携わる時間は極めて限定されており、このまゝの不足状態では、普及指導体制の確立は困難であるので普及体制の整備強化が望まれている。

今後指導内容の統合化につれて、造林普及担当区、市町村森林組合、農業改良普及所、農業協同組合等の他の機関や森林署担当区員、市町村林務振員、森林組合技術員、農業改良普及員等の他の技術職員との提携協力は一層果敢化されなければならない。

専門技術員にしても、改良指導員にしても現在資格試験によってある程度の資質は保証されているが、常に進展する林業事情や技術状況に対処するためには、普及指導取組に現在以上に充実した研修を与へ得るよう措置することが必要である。専門技術員には、自己研修や長期研修を、改良指導員に対しては、実技研修の機会を与へるよう措置することが必要であろうが、これらの研修の場が現在では確保されていない。地方林業試験指導機関等を普及関係技術センターとして活用することもひとつの方法であるが、この場合、これに必要な設備内容は十分でない。

(2) 普及活動上の問題点

現在の普及活動の進め方は地域の自然的、経済的、社会的諸条件を可能なかぎりとらえてこれを分析検討し、地域内農民の要求を汲んで指導内容を選び、これに基く普及計画を樹立して体系的な普及活動を行い、その結果を評価反省して逐次普及計画を修正しつつ普及活動を反覆するというやり方がとられているが、その実施状況をみると、①地域の実態が指導員の主観で取捨されて対策の方向を誤ったり、②充分計画されずに断片的な普及計画が立てられたり、③普及計画が立てられても実行が伴わなかったり、④実行の結果が全くかえりみられず、評価と反省もない、というように不十分な点が多かった。しかし普及の方法については、まだ初歩の段階であり、これらの問題を反省しつつ今後の研究が進められなければならない。現行の普及活動の進め方にしても、もともと農業改良の方法が準用されたものであつて、林業の特性からして不適当なものや修正すべきものもある。今後実践の段階において検討を重ねつゝ正しい普及方法の在り方が確立されなければならない。

(3) 普及指導の主体に関する問題点

林業経営はその規模によつて経営の目的と施策に差異を生ずるものであるから、普及指導事業は経営態様に即応した活動を行わなければならない。林業経営の類型区分の合理的な整理がこれにおいて必要であり、その経営実施に即した普及指導の展開が要求されることになる。

改良指導員は森林所有者に接して活動するのであるが、地域内の総合的な林業経営改善という見地からみても所有者の集合体である森林組合を普及活動を受け入れる窓口として存在させることが必要ではなかろうか。協同組合の性格を考慮しながら、慎重な検討を要する問題であろう。

農山村青少年、その他の林業に関するグループ活動の普及指導は、地域によつては相当の発展を見せてきたが、農業方面のそれに比してまだまだ不十分である。その原因は青少年の状況

に対する関心の低さや、農業方面と異なる林業の特性等いろいろであるであろうが従来グループ指導は専ら林業技術を習得させることに急なあまり、グループ員の自主的な活動の励みや、グループ活動を通じての人間形成の面に対する指導が周知されがちであつた。今後これらの点を反省しつゝ、その指導法を確立して、積極的育成指導を図るべきであらう。

木炭生産については、将来需要の低下に伴つて、一世帯当りの収入減少が予測されるので、生産方式を改善して生産の効率向上歩止りの増大及び原木の質的低下に伴う品質の低下を補充することが必要となるであらう。また木炭の需要を維持するためには、商品として完全商品化を図る必要があるが、これを生産の段階において実施することにより、従来市場において切炭加工していた労賃部分を生産所得に転換するような措置を考究する必要があるのではなからうか。

補論(1) 林野行政組織について

我國、民有林所有者及び林産業者に対する行政組織は別表第1図のとおりである。

このうち、林野庁の組織については、表2図に示すとおりで、指導部161名、林政部269名、業務部116名、林業試験場762名、林業講習所13名、営林局は14局で3683名、営林署は335署で15,830名で構成されている。民有林に直接関係のある各課について、その業務の概要を述べると、次のとおりである。

中央森林審議会

専断経験者17名（内9名は全国9地区代表委員）、関係行政機関職員10名を以て構成せられ農林大臣の諮問に答申し、又は関係行政庁に建議を行う外、近時重要課題としてとりあげられている林業金融財政、木材需給、林野整備、林野保全の諸問題につき大々森林法第27条による専門委員を設け森林法施行令第3条により上記の大々部会を設置して重要課題の審議等の処理に当る。

① 林政課

- (1) 森林法に基づく森林審議会の開催
- (2) 地すべり等防止法による地すべり地域指定に伴う調査及び林産物市況調査

(3) 森林漁業調査研究、林野制度調査研究

森林漁業及び林野制度の調査研究は山村経済の問題を解明し林野行政の円滑なる運用を図り、山村振興の施策推進を期するため実施するもので、大々その他民間研究機関に委託して行なわれている。

② 森林組合課

森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、あわせて森林所有者の経済的、社会的地位の向上を期するため、森林所有者の協同組織である森林組合を育成強化し、その健全な発展を促進す

るための業務。

当面している具体的な施策としては、

- (イ) 森林組合連合の啓蒙検査
- (ロ) 組合育成強化のため、組合員及び役員並びに森林組合指導員等に対し森林法の趣旨、組合経営の方針等を周知徹底せしめるための普及宣伝。
- (ハ) 森林組合の調査
- (ニ) 森林組合連合会取組の短期教育
- (ホ) 森林組合連合会の実査

③ 研究普及課

林業経営の合理化を普及して、農山村の振興を企図する林業改良指導業務及び森林の計画施業によって、森林資源の保護増進と国土の保全を期する森林区実施計画業務を併せ行うことにより、農山村経済と国民経済の発展に寄与する事業。

- (イ) 専門技術員及び林業改良指導員の研修
- (ロ) 本事業を効果的に推進するための普及資料の充実及び配布
- (ハ) 国及び県の試験研究の調整指導

④ 造林保護課

野生鳥獣の応用的調査研究並びにこれが保護増進施設の強化

- (イ) 有益鳥獣の保護増進を図るための各種の試験並びに増進の助成。
 - (ロ) 狩猟法規により定められた鳥獣保護区、禁猟区施設の充実
 - (ハ) 鳥獣増減調べ
 - (ニ) 更新用種鳥の生産
 - (ホ) 司法警察員に対する講習の実施
- 森林害虫の防除と蔓延防止
- (イ) 国営防除と府県営防除に関する措置
 - (ロ) 法定害虫と突発害虫に対する措置
 - (ハ) 森林被害虫等の発生消長調査（府県が行う事業に対する補助）

長採伐の効率化を図り、木材資源の増大を期するための優良苗の確保及び林地、気象等に適合した優良苗種の育成。

- (イ) 優良苗種の生産に適する樹木を母樹に指定し、伐採を禁止して、これを保護する。
 - (ロ) 消費樹の選出及びこれによる育苗育成と採給
- 森林資源の増進をはかり、木材需要の増大に対応してその自給態勢の確立を期するための造林計画の推進
- (イ) 個別企業等の行う造林事業に対する補助
 - (ロ) せき懸林地改良
 - (ハ) 造林級検訂調査
 - (ニ) 直地適木調査指導監督
 - (ホ) 造林事業調査費補助

⑤ 治山課

重要河川における森林の荒廃に起因する災害を防止し、国土の保全を図るための保安林の整備

- (イ) 都道府県知事が作成保管する保安林台帳の整備指導
- (ロ) 保安林整備計画実施指導
- (ハ) 保安林整備設置及び保安林施設費の補償

災害の根本原因である水源地域の荒廃林野について、その整備と土砂流出の防止を行うとともに直接農耕地の維持増進、その他公益上重要な箇所に対する防災林造成および地すべり地域における地すべり防止事業

- (イ) 直轄治山事業及び地すべり防止事業
- (ロ) 都道府県が行う治山事業及び地すべり防止事業に対する補助
- (ハ) 治山政策策定の基礎資料を得るための調査
- (ニ) 同上施設の災害復旧に対する調査及び補助

⑥ 計画課

森林の計画施業によって森林資源の保護増進と森林生産力の増進とを図り、併せて国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法に基づき森林計画を策定し、その適確な運用を図る事業。

(1) 基本計画樹立事業

(ロ) 施策計画樹立事業——施策計画編成事業、施策計画原案採集
監制事業、施策計画変更事業

(ハ) 実施計画樹立事業

林産物の需要の増大に際し、水産発林を奨励して、林業の経済面
面を拡大し、この地域からの生産により計画生産の確保を図り、
併せて更発林の生産負担を軽減し、これによりその荒廃を防ぎ
更に開発跡地には、林種転換をすすめて林地の生産性の向上を図
るための林道開設事業及び災害復旧事業の調査、補助、また間伐
事業は森林計画に基づいて実施するので、重要路線については、
他事業との調整調整、総合的な開発効果、投資効果の判定、真正
補助率の算出等、事業実施前の現地調査。

② 林産課

スロスケ世帯による炭炭産出量の炭炭技術及び炭炭経営の合理
化向上のため都道府県の炭炭に関する指導。

(1) 計画的な生産出荷体制の強化

(ロ) 木炭規格指導

(ハ) 木炭生産指導講習

(ニ) 木炭出荷調整対策

木炭の生産はその大部分が零細な山村農家の手によって行われ
ているが、その価格動向は季節的に取引は在庫の変化に伴って極
めて変動し易く、特に低価格の場合は生産者に直接影響を及ぼし
山村農家の経済性を左右することが極めて大きい。そこでこれら
生産者の生業の安定を図り、ひいては木炭価格の変動を正常化し
木炭の流通消費の適正化を図っている。

③ 林業試験場

林業試験場は、東京に本場を置き、北海道、青森、秋田、京都、
高知、熊本に支場が設置され、更に分場、試験地を置いて林業に関
する試験研究を実施している。

林業試験場の研究態勢を大きく林業関係部門と林産関係部門と

に別け、林業関係部門については、更に造林、土壌調査、経営、
保護及び防災の5部門に区分し、これらの基礎的試験的研究を主
として本場で行い、他方支場及び分場、試験地においては、これ
らの地方的環境諸量をとりあげて、本場と相互関連のもとに現地
試験を実施している。また、林産部門については、林産化学と木
材との2部門に区分し、比較的地方的環境に関連なく、且つ試験
研究に大設備等を要するのでこれら試験研究の効率的な遂行を図
るため、本場においてこれを実施している。

試験研究で重点的に実施されているものを部門別に見れば、

1. 造林部門

林木の育種、森林復生、林木の生長生理、森林保育および林
木種子などに関する試験研究。

2. 土壌部門

森林土壌の生産力、森林保全および森林地質などに関する試
験研究。

3. 経営部

林業経済、林業経営、森林の測定、炭林複合経営、炭野、森
林産業森林機械に関する調査研究。

4. 保護部

害虫及び森林の病虫被害と木材の防虫防菌処理等の研究。

5. 防災部

国土保全の研究、森林災害防止の研究、森林受風の研究

6. 林産化学部

木材の製材的利用、化学工業的利用に関する基本的研究

7. 木材部

木質材料の防火処理法、合板と合成樹脂との複合材料の性質
の研究、主要樹種の性質に関する研究
が行なわれている。

都道府県の段階においては、各々林野の建設、財政事情等によ
り、組織の内容が異なっている。全国47都道府県において林産

部を設置しているものノス。農林部又は経済部、農林水産部等の形で林業部門の課をス課以上設置しているものノ5。林務課ノ課だけのものノ9となっている。

公立の試験指導機関は、時期ヲ機関であつたが、戦後ヨリ機関が設置され、現在ヨダ道県に40の機関がある。しかしこの40の機関のうち林業試験場々、林業指導所ノ2、農試林業部その他々、と名稱が同一でないうえに、目的、性格も異なっており、また同一であつても県によって業務内容も区々である。

公立試験機関に対する国の指導方針として、今後「技術センター」としての性格をもたせ、同時にわが国林業試験所等組織の地域構成単位という性格をもたせ、

- (1) 地方林業行政と試験所等の体系化を図ること。
 - (2) 技術普及センターとしての機構の強化充実を図ること。
 - (3) 国立研究所機関との連携を図ること。
- 等を重点的にとりあげて運営することになっている。

農で林務部を設置している鹿児島県の行政組織図を示せばオ3図のとおりである。

補論(2) 林業金融についての補論

林業金融の事情を先ず正史的に分析し、更にその現況と今後の問題とに実説する。

A. 林業金融の沿革

a. 林業金融対策の確立

近代的な農林金融の制度は、1900年前後に始まった。すなわち、明治政府は資本主義体制確立のため、特殊の金融機関を設置したが、その一つは、不動産担保による長期資金を供給する日本勧業銀行、その2は、対人信用を基礎として、短期資金の供給を主とする産業組合（信用組合）であつた。

このス系列の機関は、その後政府の手厚い保護のもとに、次第に基礎を固めていたが、所期の成果をあげるにはなお不十分であつた。そこで1910年には、大蔵省預金部資金の融通が開始された。かくして、農林金融の3本立の体系が整備したのである。

b. オス次大戦以前の変化

その後、オ1次大戦の恐慌、1927年の金融恐慌、1930年以降の産業恐慌を背景として、産業組合中央金庫の設立（1923年設立、1943年農林中央金庫に改称）、恐慌克服のための金融立法、預金部資金の特別融資（通）が行われた。反面、不動産銀行は農林金融より後退し、市街地信用へ進出し、加えてオス次世界大戦中の国策、敗戦後の激しいインフレと農地改革にともなう農地担保力の喪失とが、これを普通銀行に転換せしめることとなった。

c. ス次大戦後の変化

敗戦後、林業の危機を打開するためにとられた財政金融対策として、最大のものが公共事業費の投下であつた。しかし、これも所期の計画と実績とのズレは大きかったので、金融面からの公共事業費を補完し、林業の急速な復興を計る施策が連ねら

れた。しかしながら、原始産業である林業は、市中金融ベースに救われため、重かに復興金融金庫による融資、これの別枠融資ともいうべき農林漁業復興融資、日本銀行マーケット・オペレーション及び米面対日援助見返資金による融資が若干実現をみたにすぎなかった。

たまたま1950年6月朝鮮動乱が起つ発し、これに伴う国際情勢の変化は、日本経済の自立要請を打ちめ、食糧増産を中心とする原始産業部門の生産力拡充問題がクローズアップされ、その対策の一環として、1951年4月農林漁業資金融通特別会計が生まれたのである。

この特別会計による融資額は、1951年度120億円、52年度280億円に達したが、このままでは強力な機動性ある運用をはかり難いので、53年4月農林漁業金融公庫に切替えられた。

なお、52年9月には中小企業金融公庫が設立され、林産関係中小企業も融資対象となった。

B. 林業金融の現況

a. 金融機関の概要

林業金融は、狭義には森林業等に対する金融を意味するが、広義には木材業等に対する金融も含むのである。ここでは狭義の森林金融を中心に掲げることとする。

林業金融については、普通銀行に多くを期待できぬので、特殊の金融機関に依存せざるを得ないのである。1は組合系統金融の中核である農林中央金庫及び商工組合中央金庫、他は農林漁業金融金庫である。

農林中央金庫は、1953年特別法により設立をみて以来、53年をこつて満30年を迎えた。54年9月末で、その出資金総額は所屬団体による普通出資2億円（内森林団体1.5億円）のほか、政府出資約18億円、計20億円である。その貸出額は951億円にのぼるが、この資金源は系統預金——結果的には

政府が農家に支払う食糧代金の歩留——に貸う外、国庫資金による面が多いのである。森林組合は1941年に金庫に出資加入が認められて今日に至っている。

商工組合中央金庫は、1936年特別法により設立をみ、中小企業の育成助長に当たっている。現在の資本金は、組合出資約13億円と政府出資約4億円、計17億円弱である。

その貸出金は54年9月末467億円であるが、主要資金源は、金融債引換の形式で導入される資金運用部資金、政府指定預金等財政資金の比重がかなり大きいのである。本金庫の所屬団体は中小企業等協同組合であり、林業関係では、伐出、木材工業等の中小企業等がこれに属している。

以上の金融機関による林業貸出は、殆んど運搬資金で占められ、森林の造成あるいは開発に必要な長期固定資金の貸出は全く行われていないのである。

このような林業金融の弱体を補完するのが農林漁業金融公庫である。公庫は戦後の荒廃した農林漁業の生産力の回復と増進を図るため、基本的な生産施設を整備するに必要な長期低利資金を供給する政府機関である。したがって、その出資金（現在461億円）は政府の全額出資であり、貸付も政府の任命又は許可を受けねばならず、審査の方法、事業計画及び資金計画についても政府の認可を必要とする。実際の業務遂行に当たっては農林中央金庫、地方銀行及び都道府県農林信用組合連合会に審査管理権を委託し、公庫は貸付の決定等を行う機関になっている。又、審査に当たっては、都道府県知事に技術的、行政的意見を求めることになっている。公庫の林業関係に対する貸付金の種類及び条件は次の通りである。

資 金 別		利 率 (年利)	償還期限	据置期間
造林 資金	置 林	補助事業 6分5厘 非補助事業 4分5厘	20年以内	5年以内
	苗木養成施設	5分		
	伐採調整資金	4分	25年以内	
林 道 資 金	補助事業	7分5厘	15年以内	2年以内
	非補助事業	6分		
	災害復旧	6分		
共同利用施設資金	一 般	7分5厘	15年以内	2年以内
	災害復旧	7分		

(注) 上記の償還期限及び据置期間は最高のものであり、実態上の取扱いは case by case で定められる。特に取扱上の原則が定められているのは樹苗及び林道である。

苗木養成施設 : 償還期限 5年以内
据置期間 3年以内
林 道 : 償還期限 10年以内

2. 融資の現況

全金融機関の林業貸出状況を見ると、別表の通り 1/10 程度で貸出総額の 1/3 程度に過ぎず、系統金融機関においても 1/5 程度である。しかも殆んどが重販資金であり、木材及び木製品工業に対する融資を加えても 3 割以下であり、金融的地位が低いことを物語っている。

このような金融的地位の改善向上をはかるものが制度金融として確立された「森林振興資金」による特別融資である。現在までの融資状況は別表の通りであり、林業は総額の 1/5 ～ 2/10 程度を占めている。

この外、日本開発銀行から、木材利用合理化を図るための施設(硬質舗装板、盛土家産燃料等)の新設又は改善に必要な資

金が若干減下されている。

C. 今後の問題

今後の問題としては、制度、運用の両面からみて、森林組合の金融基盤強化、政策融資の一層の効率化及び長期重販資金部庫の容易化等がとりあげられよう。国は、森林振興資金の特別融資等により林業の金融面の改善打問に努めているが、政策融資として森林計画即応の態勢を強化し、一層の効率化に努める必要がある。また、特に困難性のある長期重販資金部庫面を打問し、もって林業の拡大再生産の促進に一層寄与することこそ今後の問題となるだろう。

補論(3) 分収造林について

1. 分収造林の意義・種類とその沿革

分収造林という言葉自体は、かなり古くから使われており、山林の経営や林業に関係のある仕事にたずさわっている人はもちろんのこと、府県や町村などがこの分収造林のやり方で森林を育成している例は各地にみられる。

ところで、

1. 分収造林の意義

分収造林とはどういう方法で森林を育成することかという、簡単にいえば、林地を所有する人と、林地に樹木を植栽し林を育成するいわゆる造林者との間で、植栽後一定期間を経て森林が成育したら、その収益(通常その木を伐って得た売払金)をあらかじめ約束した割合で分収すること、例えば3分7分とか4分6分とかに分け合う約束をしておき、この約束(契約)に基づいて造林が行われることをいうのである。

上の場合は、土地の所有者と造林者の2人の間だけの契約の場合であり、これを一般に3者契約といっているが、その他に

3者契約といって、土地所有者と造林者のほかに費用を出す人（費用負担者）の3人の間で、収益を一定の割合で分け合う約束がなされる場合がある。

この分収造林は、また、これを林業という面から捉えて、分収林業、部分林業、分益制林業等という言葉で呼ばれることがあり、さらに吉野林業で代表される層地林業にも収益分収制でいくものがある（これは層地林業とはいっても、いわゆる分収林業の範ちゅうに入るものである）、多くの種類がある。

ロ. 分収造林の種類とその概観的沿革

一口に分収造林といっても、上記のように多種多様のものを含んでいるが、ここでは、分収造林を契約する当事者の性格によって、これを3つに分け、その概略を説明しよう。

(i) オ1のグループ

国が分収造林契約の一方の当事者となっている場合である。これには、官行造林（国が造林者）と部分林（国が土地の提供者）とがある。

官行造林は、国土の保全と町村の基本財産の造成を目的として、国が造林者となり、主として市町村を契約の相手方として、大正9年に制定された公有林野官行造林法に基いて実施しているものであり、さらに昭和31年からは公有林野ばかりでなく、造林しようとする場所が水源地域にある場合には特別に私有地であっても、国はこれと官行造林契約を結ぶことが出来るように改められ（公有林野等官行造林法）、今後は公・私有を問わず水源林の増成に重点がおかれることになった。現在その面積は約30万haに達しているといわれている。

部分林は、官行造林と正反対のものであって、これは国有林野について国以外の者（国有林野に緊密な関係のある都道府県、市町村等を優先する）に造林させ、その収益を国と造林者の間で分収するものをいっている。そしてこの制度も、

官行造林と同様、国有林野法（明治35年制定）という法律に基いて行われており、その面積は現在約5万haである。

以上の官行造林と部分林は、次に述べるオ2、オ3のグループとは異り、何れも国が当事者となるものであるから、制度として確立され、契約内容もそれぞれの法律により明らかとなっている。

(ii) オ2のグループ

これは、府県が造林者となって行うもので、いわゆる県行造林といわれるものである。これは、官行造林に次いで全国に多くの実例がみられるが、そのなかには造林に要する費用をオ3者に負担させて行う方法（会社などに）をとっているものもある。

一般に県行造林といっても、県によって呼び方を異にしており、特にその設置目的を明示したものが多い。例えば、調和記念造林、模範林、水源林、パルプ資源県行造林等何れも県行造林である。

県行造林については、県は官行造林をモデルに府県条例を定めて制度化しており、すでに収益分収（収益している）の段階に至っている事例もかなりみられるが、その面積は、昭和30年発表において約15万haであるといわれている。

(iii) オ3のグループ

オ1およびオ2のグループに入らないもので、これを造林者の側からみれば、町村行造林、部落の行う造林、個人の行う分収造林、学校林、会社の行う造林等、種々のものが含まれている。

このオ3のグループに属する分収造林の実績は、昭和30年発表において約12万haに達している。

Ⅱ 分収造林推進政策の背景

昭和33年4月に制定された分収造林特別措置法では、上記のオ2およびオ3のグループを対象とするものであるが、この内容

に及ぶ前に、造林事情を概観して分収造林の必要性、あるいは分収造林事業推進の主要なねらいといたしたことについて概略を記しておく。

1. 造林事情の概要

森林の生産力を高めて需給の均衡恢復を図ることは、資源政策上から或いは保全政策上からもわが国の林政に課された最大の課題であるといわれている。このような要請にこたえるためには、「①林種転換造林を促進して生産性の高い天然林を生産性の高い人工林にぎりかえこの飛躍的な拡大を図ること、②林木育種の事業を推進して優良品種を育成しこれを造林事業の執行面に導入すること、③普及活動を強力に展開して、育林に關する科学技術を広く一般に普及させること」を併行的に実施すべきであると考えられるが、このうち最も端的で効果の多いものは林種転換（原野造林も含む）によって人工林の拡大を図ることであると考えられるので、今後造林事業の一層の推進はかり、人工林の再造林を遅滞なく実施することは勿論、林業を主体とする拡大造林を積極的に行い、極力人工林の拡大を図るようにならなければならない。

しかしながら、これを遂行するには、従来のような自営造林——所有者自ら行う造林——の推進を主たるねらいとする施策だけでは不十分であり、この新しい事態に即応する施策として考えられたのが分収造林特別措置法の制定を根幹とする一連の分収造林推進施策なのである。まず、造林事情を概観してみよう。

(1) 造林政策の目標について

造林政策の目的とするところは相当多岐にわたっているがこれを大別して、経済上の目的、保全上の目的及び社会上の目的に分けられる。このような目的に応じて造林政策の目標を定めるべきであることはいふまでもないが、ここでは分収造林推進策に直接の関連をもつ経済上の目標——資源政策上

の目標——についてのみ触れておく。

昭和31年度の用材消費量は素材で約4,500万 m^3 に上りその中約2,500万 m^3 を輸入に仰いでいるが、これら戦前の基準年次（昭和9～11年）の消費量に比べると2倍強にあたる。しかも木材の需要は将来ますます増大するものと予想され、林野庁の見返しによると、昭和70年頃における年間の用材需要量は素材で約7,800万 m^3 （ス概8,000万 m^3 ）でいかに達するものと推定されている。

これに対して、供給源たるわが国森林資源の現況とその生産力をみると、総蓄積は、立木蓄積で約1,8億 m^3 （66億 m^3 ）——用材林1,5億 m^3 、薪炭林3億 m^3 ——にすぎないものとされ、さらにこれを開発進捗別にみると、用材林はその面積の54%が既発林で、既発林の年間成長量は僅に1,800万 m^3 にすぎないものとされている。これに対し31年度の用材伐採量は5,300万 m^3 （立木材積）に達し、その殆んど大部分が既発林で伐採されているものとみられるのであるから、既発用材林の伐採量は成長量の約3倍になるわけである。したがって、異地未発林の開発を促進して速発林の速伐の度合を低下させることは、まさに燃眉の急を要する重要問題であるが、わが国の森林は未発林を合せても用材林の年間成長量は3,100万 m^3 （立木材積）でいかにすぎないようであるから、かりに今直ちに未利用林の全面的な開発が行われたとしても、なお相当の速伐を免れないことになるのである。しかも木材需要の増大するにつれて、両者の間差は今後ますます顕著的に拡大してゆくものとみなければならない。

したがって、現状のまま推移すれば、やがては森林資源の逼迫と木材の飢饉に見舞われることになるわけであるが、このような危機を回避するには、何よりも国内森林の生産力を高めて需給の均衡を図る必要がある。これには、前記のような林種転換造林を実施して、人工林面積の拡大を図ることが

先決問題である。したがって今後の造林政策は、林種転換による拡大造林を主体とし、林木育種および技術普及の成果と相俟って、木材の自給態勢を確立することを目標として展開されなければならない。

(II) 造林計画の概要と現在実施されている推進施策

わが国の人工造林面積は、昭和34年度末で国有林約123万ha、民有林約539万haになる見込みであるといわれる。しかしながら、この面積は全林野面積の約8%にすぎずこれでは増大する用材需要に対処することが出来ない。木材の自給態勢を確立するためには、既存の人工林や採跡地の再造林はもちろん、前記のような林・畵を主とした拡大造林を積極的に行い、その生産力を高めて行かなければならない。

このため、自然的・経済的条件からみて人工造林の可能な林野は原則として全てを人工的に転換する方針のもとに、民有林では昭和55年度末までは約500万ha、国有林では昭和72年度末までは約350万haに人工林を拡大することを目標として長期計画をたて、さらに当面は、人工林の面積を37年度末までに民有林約630万ha、国有林約147万haに拡大することとして、33年度から37年度までの5カ年計画をたてている。この計画が予定通り遂行されれば、昭和70年度の用材供給量は6,100万㎥(薪材)に達するものとみられ、さらに育種事業等の成果を予想すれば、用材の供給可能量は7,000万㎥程度になる筈であるから、利用の合理化、消費の節約等をはかれば、国内で生産することの出来ない特殊材(約280万㎥)のほかは、略々、自給出来るようになる見込まれている。資源政策的な目標を達成するための長期計画は以上のような要点から組立てられている。

現在実施されている民有林造林事業の主たる推進施策は、

①造林義務制 ②造林助成(補助制度、融資制度、租税特別

制度——造林賃の特別償却制度) ③官行造林 ④分収造林等があるが詳細な説明は敬致の都合もあるので省略する。

ス、拡大造林の困難性と分収造林の必要性

明治40年に初めて民有林の造林に対する奨励策が講じられてから、約半世紀にわたって逐次整備されて来た前記の造林推進策は、初期のものに比べると著しく内容の充実したものである。しかしながら、木材の自給態勢を確立することを目標とする拡大造林計画を推進するための施策としては、なお不備の点があり、その理由は、拡大造林の困難性のために自営造林だけでは計画の遂行が困難であり、せつかく、造林可能な土地を生産性の低い天然生育地のままに放置する結果になるからである。このことは、戦後の従旧造林の段階から拡大造林への転換期にあたってよく考えねばならないことで、自営造林の出来ない土地に対し所有者以外の者に造林を行わせることが必要とされるのである。

拡大造林の困難な理由は、大体次のようである。

- ① 対象となる林地はいわば未開の分野であり、一般的に環境に恵まれなところが多いこと。
- ② 対象地を所有形態別にみると、公有林野および部落有林野の占める比率が大きい。これらの中には地方公共団体の財政事情などに制約されて、拡大造林を実施しえないものが多いこと。
- ③ 拡大造林の対象地には比較的折有規模(経営規模)の大きいものが多いが、大規模所有者の多くは戦前の地主階級であり、かつては小作料収入の一部を造林投資に振りまけることによって造林を奨励していたようで、現在ではこれが困難になっていること。
- ④ 拡大造林対象地の主体をなす林種転換地は、地帯、保育などにより多くの労力を要し、経済的にもその実行が困難であること。

これらの理由のために、公有林野、部有林野および大規模の拡大造林を相当とする私有林野の中には、補助金の交付や特別融資などの財政援助を行っても、なお技術的な困難性と経済的な負担にたえかねて、土地所有者自身の方ではその実行を期しえられないであろうと認められるものが少なくない。その数量は、拡大造林計画面積（約300万ha）の約20%におよぶものと推定されている。

したがって、従来の造林推進施策以外に何等かの対策がうたてられなければ、拡大造林計画の完遂は不可能になるわけである。この対策として考えられることは、所有者以外の者からの造林投資（外部資金ないし外部労力）の導入によってこの実行を確保させることである。それではいかにして一般の民間資金を導入するかということが問題となってくる。

即ち、国家投資による官行造林にはおのずから財政上の限界があり、また公共投資による都道府県行造林も資金面の制約のために現在の規模以上にその拡大を望むことは不可能であるとみられるからである。

私有林の造林事業に民間資金を導入する方法としては、一応、

- ① 借入金による方法
- ② 造林債の発行による方法
- ③ 分収契約による方法

等が考えられる。

しかし、造林事業に投入される資金は、事業の性質上、資林木の伐採によって収入があげられるまでの間、償還を必要としないものであることが望ましく、さらにその間毎年の利払いをも必要としないものであることが理想的である。また、外部からの造林資金は、造林事業の低利潤性からみて一般の金利よりもはるかに利率の低いものでなければ収支償わなないこととなるのが普通であるが、これらの条件を満足させるような資金を借入や債券の発行によって調達することは不可能に近いといわ

なければならない。その向にあって、ただ一つの可能性のある方法として考えられるのは、分収契約によって資金を導入する方法である。

この外部資金の導入方法として、分収契約による造林方法に期待がかけられる理由としては、

- ① 貨幣価値は長期的にみれば次第に下落する傾向にあるが、分収契約による造林投資は貨幣価値の変動に左右されない安全な投資手段であること。
- ② 木材は将来ますます不足する傾向にあるため、貨幣価値の下落とは別に、相対的価格の値上りが期待されること。
- ③ 関連産業方面において、将来の原木不足にきなえて分収契約による造林投資を積極化しようとする傾向があること。
- ④ 地元部落民、学校、青年団、消防団、工場従業員などの団体なども、みずからの労力と補助金によって分収造林契約の造林者となりうる可能性があり、現にその希望も少なくないこと、などにあるもののようである。

また、自ら造林を行うことの困難な土地所有者の側にも分収造林契約を希望する者は相当に多く、分収造林による土地の提供について相応の期待がかけられるのである。

このような事情からみて、私有林の造林事業に外部資金を導入するには分収方式によることが最適と考えられているのである。

ともあれ、今後の造林事業の推進上、私有林の林種転換による拡大造林を完遂するには、積極的な外部資金の導入が必要とされるのである。

3. 分収造林推進施策の必要性

分収造林の必要性およびその可能性は前記のとおりであるがこれを自然の推移にまかせておく場合には、どうして所期の目的にそった進展を望むことができない。その理由は次のような二つの要因によって大きく制約されるからである。

(4) 分収造林契約の性格による経済的制約

分収造林契約は、常に40〜50年をわたる長期の契約にならざるを得ない宿命をもっている。よほど安定した経済環境のもとに、相互の信用関係がなりたてないと容易には成り立たない。要するに私的な経済的契約として、もともと成立しがたい要素をもっている。また、契約期間が長期であるために、造林者側では、はたしてその間、なんらの障害もなく経営権を行使しうるや否やの不安、土地所有者の側にも提供した土地に対して善良な管理が行われるかどうかについての不安があり、契約の成立をしばしば重大な原因になっている。また、土地所有者と造林希望者とが同時に存在していても、お互いに相手の事情がよくわからないので契約成立の動機が乏しい。さらに、分収歩合の決定、その他当事者の利害が相反する事項については、相互に意見の一致しない場合も少なくないが、このような場合に当事者相互の話し合いだけでは利害の調整が図れないこと等があげられる。

これらを解決するためには、当事者の間を積極的に仲介、あつせんして適正なる契約を交らせ、起るかも知れない紛争については誠意をもってあつせん、調停の世話をやくところの信用ある機関の存在が是非とも必要である。

しかしながら、分収造林の円滑な推進は、これのみをもってはいまだ期しがたい。何と云へば、そこには推進阻む制度的な制約があるからである。

(II) 分収造林の推進を阻む制度的制約

① 民法上の制約

分収契約によって植えられた造林木は、その経営に共同的要素がある以上、当然これを共有物と約定すべきであるにもかかわらずこれができない。即ち民法第256条によれば、共有物の共有者は隨時、共有持分について分割請求をなしうることにしているのみならず、5年以上にわた

てお互に分割請求をしないという特約も出来ないのである。分収造林契約において造林木を分割するということは、契約を解除するに等しいものであるから、このような制度のもとに造林木を共有と定めることは、一方の当事者の意思によっていつでも契約を解除出来ることを約定することに等しいのである。これではどうして分収造林契約の実態にそわないので、特別に法定されている官有造林契約や国有林野のいわゆる部分林契約を除き、一般の契約においては、やむなく造林木を一当事者（多くは造林者）の所有と定め、他の当事者については収益の分収権のみを認める以外に術がなかった。このことが当事者の心理に大きな不安を与え、かつは税法の上で、分収造林による所得や法人の支出する造林費の取扱いを曖昧にし、契約を躊躇させる原因となっている。

② 地方自治法上の制約

分収林の対象地として公有林は大きなウェイトを占めているが、その使用手続が複雑にすぎることである。

即ち、地方自治法第3条によれば、地方公共団体がその条例でとくに重要な財産として定めている土地について、個人または私法人が10年以上にわたってその独占的使用の許可をうけるには、その問題が住民投票にかけられて可決されなければならないことになっている。そのために、市町村側の手続がめんどうで費用もかかり、個人や会社は市町村との分収造林契約を容易に結ぶことができない。けれど10年以下の契約で済むような造林契約は、現在の時点においてありえないからである。

③ 税法上の制約

①の民法上の制約にも関連することであるが、造林木が造林者1人の所有になっていると、たとえ経営の実態には協同的な要素が含まれていても、土地所有者の分収所得は

世代であり、費用負担者の分収所得は利子ではないかとみられがちである。そうすると、それらは、不動産所得や利子所得の取扱いをうけることになり、所得税法で定められた山林所得の特典をうけられない。また、法人の支出する造林費の取扱いについては、国定府県並みおよび租税特別措置法によって実質的な課税の課税や、一部の費用の償却費的取扱いがみとめられているが、費用負担者として支出する造林費の取扱いははっきりしなくなり、出資あるいは寄付金等にみられるおそれがある。

分収造林の進展をはばむものとして、大抵以上のような制約があったのである。したがって、分収造林の促進をはかるためには、以上のような制約を同時併行的に解決する必要があったわけであり、このため必要な措置として次のようなことが考えられたのである。

Ⅲ. 分収造林の推進措置

1. 必要な措置として考えられた事項

- (イ) 契約締結のあっせんを行うこと。
- (ロ) 契約内容の基準を定めて指導すること。
- (ハ) 契約当事者の共同事業としての性格を強めるようにすること。
- (ニ) 補助金の交付、特別融資など一律の自営造林と同様に財政援助を行うこと。
- (ホ) 契約内容を届出させるようにすること。
- (ヘ) 紛争解決のあっせんを行うこと。
- (ト) 都道府県を二府県契約の造林者として積極的に契約に参加させるようにすること。
- (チ) 地方自治法の特例を設けて、住民投票を必要としないようにすること。
- (リ) 民法の特例を設けて、共有の分割請求権を排除すること。
- (ク) 土地所有者および費用負担者の分収所得を税法上これを山林所得

とし、費用負担者の費用を造林費として取扱うこと。

2. 分収造林特別措置法の概要

分収造林の積極化と公正化をはかるために解決しなければならない事項は、上記のとおりであるが、それらをその内容によって類別すると、

① 制度上の障害を取り除くために必要な事項

② 契約の適正化をはかるために必要な事項

③ 契約の促進をはかるために必要な指導奨励事項

の3つに分けることができる。このうち、①の制度上の障害を取り除くために必要な事項は、法律の制定または改正によらなければならない問題であるが、②の契約の適正化をはかるために必要な事項および③の契約の促進をはかるために必要な指導奨励的な事項は、行政指導でも解決出来ない問題ではない。

林野庁では、当初の契約の促進とその適正化をはかる上に必要なすべての事項を網羅した法律案（分収造林促進法案）を用意したのであるが、契約の適正化をはかるために法律によって契約に規制を加えることは、契約自由の原則に反することであり、現に契約の規制を必要とするほどの弊害が実在していないかぎりこれを法律に規定すべきではないという理由によって削除することとなり、契約の促進をはかるために必要な事項も行政指導にゆづるべきであるということになった結果、法律に規定すべき事項は主として制度上の障害を取り除くために必要な措置だけとなったのである。すなわち、

分収造林特別措置法（昭和33年法律57号）は、以上のような理由から、分収造林を進める上に障害となっていた制度上の制約を取り除くことを目的として定められたものである。

その内容は概略してつぎのようである。

オ1条 分収造林契約についての定義

オ2条 契約締結のあっせん

オ3条 民法の特例

オ4系 地方自治法の特別

附帯決議

以上のオ4系と附帯決議からなるわけであるが、オ1系では分収造林の意義、分収造林の種類、分収造林契約の意義等を吟味して、本法の適用を受ける分収造林契約の定義を明らかにし、オ2系において都道府県知事に対する分収造林契約のあっせん義務を課し、オ3系では民法物権篇の共有規定の排除を、オ4系では地方自治法に定める公共団体の重要財産の処分に係る制限規定の特別をそれぞれ定めている。

この法律によって、分収造林契約はぐいに簡便しやすくなったのであるが、しかしこれだけでは契約の適正化と積極化をはかる上に欠けるところが少ないので、農林次官通達による「分収造林推進要綱(33年5月)」とこれを中心とするための「林野庁長官通達(33年6月2日付分収造林の推進について)」によって体系的に一連の推進措置を講ずると共に、竟法上の取扱いについても、「所得税法施行規則」の改正(33年)および国税庁長官通達によって、土地所有者および費用負担者の不安を完全に払拭するようにされたのである。分収造林推進要綱の内容についての説明は省略する。

3. 分収造林推進施策の効果について

以上の措置によって、分収造林促進上解決を要すべき事項は一応はすべて解決されることにより、その結果として、次のような効果が期待されているようである。

(1) 拡大造林遂行上の効果

現行の助成制度による自営造林では実行しがたい大規模の林植転換造林などについても実行を確保する途がみられ、木材の自給態勢を確立する上に必要な拡大造林計画の遂行が容易になる。

(2) 山村振興におよぼす効果

生産力を増大して、地元民に労働の機会を与えると同時に

有用財産物の増進によって山村の経済を振興し、住民の福祉を促進することができる。また、土地所有者も土地の高度利用による利益に浴することが出来る。

(3) 土地所有者の兼併を防止する効果

伐採跡地などは、造林の能力がない場合には、住民にりて資本家などに買収されがちであるが、分収造林制度の確立によって土地の高度利用による利益に浴しうる金が用いたためあるていどは土地の兼併を防止することができる。

(4) 地元民に経営参加の機会を与える効果

地元部落民、学校、青年団などの団体には、みずからの労力と補助金によって造林者として経営に参加しうる機会が与えられる。

(5) 自営造林の基礎を築く上におよぼす効果

所有者が自営造林の能力を欠く場合には将来とも粗放な天然生育地のままに放置されるおそれが少ないが、一旦分収造林によって造林をおこなえば、次回からは分収所得によって所有者自身造林を行うことが出来るようになるので、些か近目的ではあるが、自営造林の基礎を築く途でもある。

(6) 林業の近代化におよぼす効果

分収方式による造林には、資本と技術の導入による合理化の機会が多いため林業の近代化にも役立つ。

以上のような効果があり、その進展には非常に期待がかけられているわけである。

II 過去の実績と今後の予定面積・その対象地

以上のように、分収造林の推進に必要な制度的施策について、それきりの措置がとられて来たのであるが、その実績についてはオ1系に示すとおりで、従来の実績と比しきしたる変化はみられない。

しかしながら、今後分収造林方式によって拡大造林を推進して行く計画は、オ2系の通りであって、この対象地を所有形態別に

みれば、市町村有¹6ノ千町歩、部落有²林³88千町歩、その他⁴33千町歩となっており、合計5ノ千町歩を実施するように計画されている。そして、民有林における人工林目標面積8000千町歩を達成するための拡大造林計画面積300千町歩のうち、約1ノ千歩をこの分収方式によって実施することを目指しているのである。

最後に、政策上の若干の問題点を附記しておく。

V 分収造林政策上の問題点

分収造林契約を締結しようとする場合に、分収割合をめぐって造林者と土地所有者の合意がしにくく分収造林推進の一つの障害となっているといふことがいわれる。

一般に分収造林の対象となる土地は、造林に適地が多いとされているが、何故基準分収割合を土地提供者4割とせざるを得ないほどの高い地価が可能であつたかといふことが問題であろう。

現に、分収造林も造林補助金をうけているが、かりに補助金を前提として、自営造林で収支つやうな林地であれば、土地提供者の分収部分だけは造林者は損失を覚悟しなければならない。そのような土地で如何にして土地所有者4割の分収が可能なのか？の疑問が残ることである。

一般に補助金を前提として始めて他部門への資本、資金の進出を防ぎうるほど、相対的に低利の造林地がいかんして剰余の剰余といわれる地代を成立せしめるのか？この点は土地所有者の性格との関連においてさらに根本的に検討を要する問題ではなからうか？

最後に并出一つ部氏の言を附記しておこう。『現在林業で最も欠乏しているものは資本である。従来は補助金制度で林業が育成されて来たが、国民経済に占める地位の拡大という面から林業以外の資本が山間に入ることは、山を緑化し資源を造成するという大衆的見地から大いに歓迎すべきことである。殊に地方財政の窮乏から荒蕪のまばらな置かれている公有林野の造林は、本法適用の主眼の一つであらう。ただし、資本が前面に押し出されすぎると、

素朴な山村氏の感情の上に、よくない影響を与える虞いがあるから、運用面で十分の配慮をすることが必要であらう。造林者は地方町村とか森林組合が当ることが望ましく、森林組合としては、資源造成の国家的要請に答えるべく、自らの実力を質的に養ふことが必要であらう』と。

以上

第5章 小私有林業の経営改善に関する諸問題

今迄述べて来た小私有林業の現状と、それに対する政策の概要に引きつづいて、今後の小私有林業経営の発展に関する諸々の調整事項に因襲しておくことは、本レポートをしめくくる上において必要であらうと考えられる。

1 生産技術的調整に関する事項

小森林所有者である農家が、その林業生産部門に要求する個別経済的目的は、前にのべたごとく、競争指摘することが出来る。この中で、年々の実現される所得の獲得額の最大化をきとめる要求——所得獲得部門としての林業生産部門——と、或る一定期間内での実現される森林蓄積資産価値の最大化の要求——蓄積的又は資本形成部門としての林業生産——とは相反する事項であって、厳密には両立しがたい性質をもっている。しかしながら、非常に長期間の山林所有親戚の経済動態をみれば、これらの相対立した要求をともにきとめている場合が多いのである。ここに農家が課する林業生産部門への目的の多様性、複合性、矛盾性がみとめられる。この諸目的の混合状態によつては、種々な林業生産の方式（System）がとられるべきであるが、現実にはそれほど多様な技術の体系が存在していない。

これにはいろいろな理由があげられるが、その差はともかく

として、今後の農業林業の発展のためには、目的合理性の高い生産技術の体系を具体的に組織化し、普及する必要性がみとめられる。しかしながら、複雑多岐な目的を個々にとりあげ、それぞれの立地の条件や経済の条件に適合した経営技術を組み立てることは、経営普及上の重要項目ではあっても、生産技術を調整することとはならない。本書における段階としては、かかる複合目的と絶えず対置しつつ、一方山林所有農家の経営意識の特色——とくに土地利用技術に関する特色——をよく把握して、調整すべき生産技術の方向性をよく見定める必要があると考えられる。すなわち、技術選択の主体である「農家」という経営の体制を闡明せしめる必要があるのである。

その場合、概念的に明らかにしたごとく、農家の林地への①inputにおける諸条件、林地からの②out-putにおける諸条件、最後に林地の上に形成される③Capitalの循環という分析領域の区分が必要になろうと思う。

今ここで、これらの生産技術選択主体の要求を端的に具体的に表現すれば、出来るだけ多くの所得が短期間に達成されるとともに、森林資産の価値は絶えず高く維持され、且つ総合的経営材の供給も充分であってほしいが、反面必要ならばかなり多くの労費を農業生産と兼営しない範囲内で投入してもよい、ということに要約されよう。視して、これらは集約単位としての林木の選択であり、より高度の林地利用技術への要求となる。

小私有林業の発展が日本においては、育林業の発展となつて今日あらわれているのであるが、今後の発展はさらにより集約的林業形態に進む可能性をもっていることは、前述の考察でも明らかであろう。しからば、かかる集約度の高い林業生産方式が日本の林地利用技術として具体化されているだろうか。これが私有林経営の改善問題として、技術的調整にせよめる最大の内容であろう。

ス。経済的調整に関する事項

小規模林業の生産においては、通常林産物の販売はまれにしか生起せず、しかもその数量は比較的少量である。また、これらの林産物は縦していろいろの品質のものや希量のものが混合したものである場合が多い。さらにまた、小規模所有者にとっては、林木の交換価値が実現される立木地までには、非常に個別性の高い普及性の乏しい伐出過程でのコストが必要となる。立木価格は林産物の市場価格から、このような不確定なコストを控除した残額として決定されるのが普通である。しかも販売物の物理的な数量も十分に把握されていない。

以上のように、小規模山林所有者は林産物の販売に対して、販売技術的にも経済的にも非常に不利な立場に追いこまれているのが実情である。日本の小規模林業が主として立木販売の方式をとっているのも、このような不利な条件を、前述した立木のもつ商価としての特性——収獲適期の中のないことや自己貯蔵性をもつこと等——によって、カバーしようとして意図していることにほかならない。又はば消極的対応とみられるのである。

したがって、この面に対しては、販売経済的処理がとくに必要となるにちがいない。市場からかなり離れたところに居住し、生産している小所有者に対して、市場価格の動向、取引される林産物の動向、林産物消費の動向等を適確に把握し、且つ予測して通報することはまづ第一に取り上げる必要がある事項である。残念ながら、日本の林政機構にはこのような、マーケティング・インフォメーションの組織は非常に不十分で、充分な機能を発揮する段階に至っていない。

加えて林産物流通に関する近代化が促進される必要があろう。経営生産の最終過程である林産物の販売を立木販売方式で行っていること自体、非常に消極的態度であると前述したが、農家経済に今後ますます機械が導入され、とくにそれらが林木の伐採・搬出の調査をも担当できるような能力を有しているものになればなる

だけ——具体的にはトラクターやオート三輪などは既に伐出機械として利用されつつある。——資本利用効率を高める見地からこの過程が農家経営の組織の中に入ってくる可能性が予測される。そうでなくとも、現在非常におくれた形態をとっている林産物流通機構は、所有者自身の共同化によって近代化の新風を呼び起こすことも必要となってくるにちがいない。彼者については、既に触れたごとく、森林組合によって、かなり積極的に推進され、効果のあがっている地域も見受けられるが、まだ充分とは云えない。伐出過程に関する調整又は共同化が経済的調整の第一番目の問題として提示される。

さらに、マーケティングの機能をよりよく発揮させる手段としては、複雑多岐にわたる林産物——とくに小規模林業の生産に属する林産物について、形量品質を測定する技術を簡素化し、普及する必要がある。伝統的な林業地においては、高価な木材利用に基礎をおいた、正確度の高い簡単な測樹ならびに品質格付の方式がそれぞれ考案されている。新しい林業生産の展開者である小規模林業の経営にこのような面の調整効果は非常に大きいものと考えられる。

上述のように小規模林業に対する流通経済的調整は未だ充分に整備されていない重要な課題である。これに対して、生産経済的調整——各種の融資、補助・技術援助ならびに共同化施策は前章にて述べたごとく、日本においては、かなり行われているものである。そこでここでは触れない。もっとも、小規模林業を対象にした生産経済的政策の体系というものは、尚ほ説いた通り不十分ではあるが。

3. 地域的、階層的調整

小規模林業はひとりで山向地域や山村での問題のみではない。38夜でのべたごとく、平野農村は勿論、日本においては都市域の農家においても、林野所有率比率は低くない。このことは、日本

における小規模林業問題を取扱う場合、その林業経営が所在している地域性の問題や、その所有者が所在している地域社会の階層性の問題を外すことのできないものであることを示している。

地域性として把握されるべきものは、単に地域的に現出している小規模林業生産の構造のみでなく、このような構造に作用している、農業その他の経済的諸条件との関係において把握される必要があるかと考えられる。何故ならば、第3章で述べたごとく小規模林業生産の問題は、農業経営の問題を外して取扱い得ない非常に多くの領域をもっているからである。小規模林業生産に影響をあたえる農業経営や農家経済の構造そのものを指標とする総合的な地域性の把握が必要となると考えられる。

さらにまた、上述のごとき地域的把握のみでは不十分である。同一地域の小規模林業の生産構造をとってみても、小さいながらも、林地経営規模別や耕地経営規模別に階層差というものも顕著に意識される。すなわち、同一地域内においても、小規模林業の経営問題は階層的に異なっているはずである。さらに進んで、小規模林業の階層構造そのものが、農家林業の地域性を示す重要な指標となる場合もありうし、そのような場合では、階層別把握という問題意識は、ますます重要となるにちがいない。そのような意識において、小規模林業問題の地域的階層別把握は、今後より深く問題を掘り下げること大切である。

4. 新しい農業経営構造や農家生活の構造との調整

ここでは今後の農政が主として対象とする農業経営構造との関係を簡単に述べておこう。

その考えられる第一の点は、新しい農業経営構造がもどめる地力維持機構と農家林業の発展との調整である。近年における化学肥料の発達、普及が小規模林業成立の一つの基礎条件となつたことは前述したが、このことの背後には、日本農業が水稲という栽培作物を主作物とし、これに水という有機質補給源が存在してい

た事実を見逃すわけにはいかない。

しかしながら、現在の技術水準においては、水と化学肥料を基盤とした米作農業はすでに限界にきているといわれている。肥料、金層施肥、田畑輪換という新しい経営方式が採用され、普及されかつこれに畜産部門が密着に結合する農業経営組織となった場合、今後より多量の有機質肥料分を必要とし、また畜産飼育のための飼料や敷料供給地としての林野利用が以前にもまして要求されるようになるかもしれない。

この場合、農業経済全体からみた土地利用が再検討される必要性を認識しており、その結果、農業林業の生産方式の在り方が改めて検討されることになるであろう。現状のごとき方式では、このような条件変化に即応しうるとは考えられない。

5. 林野利用慣行や雇傭関係の調整

小規模林業の発展に伴って、地域社会になげかける影響は、とくに山間地域になればなるだけ大きい。有機質肥料としての野草や落葉などの依存度の高い畑作農業地域はもちろん、その他の地域でも、統計上明らかにしたごとく、日本の農業はこれら林野産物にかなりの高い依存度を示しておる。これらの林野産物の採取—利用には地域社会を単位とした古い林野利用慣行が残存している。したがって、これらの利用慣行を急変するとき小規模林業の発展には、当然多くの障害がともなうであろう。

また、木炭、薪、育林及び伐出事業等への地域内の林業雇傭問題も、山間地域に差をほど重要性をおびてくるので、農業における育林業への労務坂下を促進しようとするれば、そのような他の林業雇傭の問題をどのように調整するかが、問題となってくるにちがいない。

6. ま と め

以上小規模林業の問題を主として経営問題としてとらえ、経営の合理的、調和的な発展という見地から問題点を展開してきた。しかし、これのみが、小規模林業の問題ではない。よりマクロ的に、産業構造の中における小規模林業問題や、小土地所有制との関係における小森林所有問題等々の視点がありうるが、これらについては、能力の限界外になるので、考察を省きしている。

表1 (1) 産業別国民所得構成比 (単位%)

年 度	第1次産業				第2次産業		国民所得 億 円
	農 業	林 業	水産業	小 計	小 計	小 計	
昭和26	20.3	2.4	2.5	25.2	32.5	42.3	43,475
27	19.8	2.4	2.7	24.9	31.4	43.9	49,590
28	16.7	2.7	2.8	22.2	31.9	46.2	56,410
29	16.6	2.6	2.8	22.0	31.6	46.8	59,844
30	18.0	2.3	2.6	22.9	30.0	47.5	64,827
31	14.9	2.2	2.5	19.6	32.7	48.1	72,779
32	13.5	2.4	2.4	18.3	33.8	48.3	82,820

(注) 1. 経済企画庁経済研究所
2. 国民所得は「海外からの純所得」を含まない。

表1 (2) 昭和30年の林業所得総額 (金額/100万円)

産業別	所得	総所得額	林業所得	所得率(%)
一次産業	農 業	1,048,390	23,466	4.15
	林 業	185,523	185,523	100.00
	水 産	172,130	11,625	6.71
	小 計	1,407,102	240,677	17.10
二次産業	鉄 鋼	1,38,176	29,116	21.07
	製 造	1,533,236	188,002	12.26
	建 設	343,179	89,912	26.20
	小 計	2,014,591	307,030	15.24
三次産業	運輸通信公益事業	663,416	54,476	8.21
	金融保険・不動産業	331,091	2,153	0.65
	卸小売業	1,123,759	25,966	2.31
	サービス業その他	1,140,297	110,919	9.73
	小 計	5,258,563	260,514	4.95
合 計		6,680,262	808,223	12.10

(注) 1. 林業以外の産業における所得はすべて間接所得である。
2. 資源局資料第16号 昭和30年4月10日、日本の森林資源 P225 表151款

表2 林相別面積 (単位1000町)

区 分	総数	樹 林 地				竹林	代用林 および 受母林	原野
		計	針葉樹林	広葉樹林	針広混交 林			
総 数	22,998	22,609	7,313	11,643	3,654	176	806	1,407
人工林	-	5,736	5,123	361	252	-	-	-
天然林	-	16,874	2,190	11,282	3,402	-	-	-

(注) 1. 農林省統計調査部
2. 4捨5入のため、総数と内訳は一致しない。
3. 昭和32年8月1日現在

表3 木材の主要用途別国内消費量 (単位1000m³)

年 度	総 数	建築用材	パルプ 用 材	炭 木	枕 木	その他 用 材
昭和28	38,433	12,875	6,127	3,064	790	14,577
29	37,334	12,012	6,420	2,471	839	14,582
30	38,817	13,766	7,544	2,394	893	14,220
31	42,504	15,962	8,607	2,632	361	14,436
32	43,273	15,690	9,036	2,870		15,678

(注) 1. 林野庁林産課調
2. 建築用材は建築着工面積より推定した。
3. 30年および31年度のパルプ用材中にはパルプ用として調
入しその後他の用途に転換されたものを含む。(30年度145
千m³ 31年度66千m³)
4. 枕木には炭鉄以外の鉄山に使用された枕木306千m³ ~
361千m³を含む。

才4表

所有形態別杯野面積および比率

(單位: 1000 噸)

区	分	面	積	%
館	数	24,998		100
国	林野庁所管	7,708		29
有	その他官庁所管	347		1
公	都道府県有林野	1,009		4
	市区町村有林野	1,401		6
有	財産区有林野	555		2
私	社寺有林野	164		1
	会社有林野	722		3
有	個人有林野	12,558		50
	その他有林野	1,004		4

(注) 昭和32年8月/日現在 農林省統計調査部調

表 5 续

私有林所有面積階層別戶數及佔面積

单位面积 (吨)

所有規模	所有者数	面 積	平均所有 面 積	全体としての比率(%)	
				所有者	面 積
5反歩未満	2,114,239	651,933	0.31	49.00	0.45
1町歩未満	3,162,356	1,432,956	0.47	72.00	10.00
5町歩未満	4,017,956	3,944,944	0.98	62.00	27.00
1町歩以上	1,190,812	12,894,262	10.83	27.00	89.00
5町歩以上	335,214	10,432,274	31.21	7.00	72.00
50町歩以上	27,006	6,169,596	221.02	0.60	52.00
100町歩以上	11,252	5,194,848	461.68	0.20	36.00
500町歩以上	2,426	3,372,444	1,374.05	—	23.00
1000町歩以上	347	2,993,107	3,533.76	—	20.00

(注) / 民有林対策の基本的構造(齊藤銀次)

ス、林業經濟才二券才アモ P.3 才4モ

三、昭和二十四年九月

山形	金山	崎玉 東吾野	静岡 征久岡	群馬 菅良	茨城 日入	三重 重聚	長野 川上	大分 野上	熊本 大野	福岡 早山
射	豊	スギ	スギ	スギ	スギ	ヒノキ	カラマツ	カラマツ	アカマツ	新茂木
伐	期(坪)	40	35	40	55	40	35	50	50	輪伐期 10
土地使換	(坪)	11.1	4.5	8.0	6.0	8.9	17.5	20.8	20.8	33.3
保育林不蓄積	(坪)	736.1	602.3	711.4	1,243.4	580.0	1,016.0	1,258.4	1,258.4	
同上植値	(坪)	313.0	340.1	327.0	602.6	367.6	321.1	522.1	522.1	
町同樹如投入量	(人)	28.1	45.9	25.6	31.3	50.1	332	16.7	16.7	616.6
苗木投入量	(内)	572	429	585	396	1,711	165.0	-	-	-
生産量	(坪)	86.7	51.6	51.5	73.6	72.1	90.5	68.4	68.4	1,250 ^原

31

1 広業と林業政策の現状と問題 P196 オースティン

國史館藏

表7

森林資源総括表

(単位 1,000 m³)

種 別	数		
	計	針葉樹	広葉樹
総 数	1,808,006	343,028	959,978
国 有	338,901	357,320	477,581
民 有	969,105	483,708	480,397

(注) 国有林は林野庁監査課調、民有林は林野庁計画課調

表8

民有林の森林種別資源表

(単位面積 ha, 蓄積 100 m³)

種 別	面 積	数					
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総 数	16,475.131	969,118	423,709	420,409	33,056	17,787	22,269
制 限 林	1,873.571	142,538	60,132	32,406	4,167	1,741	2,426
計 画	14,431.848	818,574	423,575	394,999	33,630	15,842	17,796
適伐未施	11,234.669	430,768	273,963	156,805	24,416	12,744	11,672
適伐以上	3,152.179	387,756	149,612	238,144	9,222	3,098	6,124
自家用林	143.605	7,959	5,001	2,958	251	124	127
特 用 林	3087	97	1	96	-	-	-

- (注) 1. 林野庁計画課調
 2. 森林計画のため都道府県よりの報告による。
 3. 森林法に規定されている森林のみである。
 4. 合計蓄積には竹林の蓄積は含まない。
 5. 昭和31年3月31日現在。

表9 国有林の森林種別資源表

	種 別		積 算		成 長 量 (1,000 m ³)	
	樹 種	計	(ha)		計	成 長 量
			立 木	地 帯		
			立 木	地 帯	計 <td>成 長 量</td>	成 長 量
株 数	7,433,595	6,648,533	1,095,532	5,553,001	287,650	507,412
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						
株 数						

造林面積階層別	造林面積(ha)	造林面積に対する比率(%)	植えた土地割合			別	
			植えた面積(ha)	植えた面積に対する比率(%)	植えた面積に対する比率(%)	造林面積(ha)	造林面積に対する比率(%)
1ha以下	37	61	37	100.0	77.3	42.6	34.7
1~5ha	545	55	545	100.0	81.9	56.3	25.6
5~10ha	1406	42	1406	100.0	88.0	58.1	28.9
10~20ha	1518	35	1518	100.0	88.5	61.9	26.6

(注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調

2. 昭和29年12月31日現在

3. 森林経営調査、私有林調査結果概要(昭和29年度)

才ノノ表

造林労働力種類別件数と延人員

造林面積階層別	総計		自家労働力		雇傭労働力		労力の交換として他人を雇った		その他	
	案件数	延人員	案件数	延人員	案件数	延人員	案件数	延人員	案件数	延人員
1ha以下	270	2,279	259	1,670	30	553	1	10	1	46
1~5ha	1,709	25,266	1,580	18,285	338	6,210	15	99	7	72
5~10ha	2,956	62,708	2,620	42,538	891	19,277	47	534	30	359
10~20ha	2,024	60,301	1,725	29,814	846	29,904	24	344	18	239

(注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調

2. 昭和29年12月31日現在

3. 森林経営調査、私有林調査結果概要(29年度)

才ノノ表

全肥の導入と採草事情の変化の推定

才Ⅰ段階 全肥導入以前					共有地配分方法 (割山するなら) 不公平分配
	耕地面積	必要採草地	私有採草地	共有地中の必要採草地	
	畝	畝	畝	畝	
A	100	100	60	40	
B	40	40	20	20	
才Ⅱ段階 全肥が導入され採草量が増					平等分配可能
		畝歩	畝	畝歩	
		畝		畝	
A		66 20	60	6 20	
B		26 20	20	6 20	
才Ⅲ段階 全肥がさらに導入され採草量が増					上層農家は割地に造林、下層農家は採草地として利用
		畝	畝	畝	
		畝		畝	
A		60	60	0	
B		24	20	4	
才Ⅳ段階 より一層の全肥使用により採草量半減					下層農家も割地に造林、上層農家は私有採草地も造林
		畝	畝	畝	
		畝		畝	
A		50	50	0	
B		20	20	0	

(注) 1. 古島敏雄編日本林野制度の研究 P221 才ノノ表

採草状況

オ15表

採草戸数 比率	出穂別採草戸数比率				採草先別比率		他人の経営地からの採草場所別比率	
	山林	原野	畦畔	その他	自分の経営地 からのみ	自分の経営地 と他人の経営地 からの両方	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地
山間	15.5%	28.0%	50.5%	6.0%	62.3%	30.3%	15.9%	44.7%
準山間	13.5%	15.9%	58.3%	2.3%	61.0%	32.5%	12.3%	45.4%
平地	14.7%	12.6%	59.4%	13.3%	58.6%	33.0%	7.1%	51.2%

(注) 1. 農林統計調査 No.2 Vol.2 P.38 オ1.2.3表

2. 山間とは林野率75%以上、準山間とは75~50%、平地とは50%以下の地域をいう。以下同じ。

オ16表

薪炭の利用率

地域別	採取戸数 の比率	採取先別比率		他人の経営地の採取場所別比率		薪炭の用途別比率	
		自分の経営地 からのみ	自分の経営地 と他人の経営地 からの両方	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地	堆肥・厩肥	その他
山間	30.3%	36.1%	56.6%	7.1%	62.6%	42.3%	52.1%
準山間	41.4%	37.3%	54.3%	7.2%	71.6%	41.2%	53.7%
平地	44.5%	37.0%	54.4%	4.8%	78.5%	33.2%	64.3%

林野利用状況調査より作成

オ17表

主要使用燃料種類別件数比率

	薪炭	まき	根株	薪草	もみがら	薪炭	炭	その他
山間	100.0%	95.7%	2.2%	2.2%	2.1%	2.2%	2.6%	1.0%
準山間	100.0%	94.0%	2.3%	2.8%	2.6%	2.3%	2.5%	1.5%
平地	100.0%	58.5%	2.5%	2.8%	2.0%	2.5%	2.8%	2.9%

(注) 1. 農林省統計調査部調

2. 昭和25年12月1日調査

3. 指定統計オ41号「林野の利用状況調査」P.19(5)

オ18表

まきの地域別採取状況

地域別	採取戸数 比率	採取先別比率			他人の経営地の採取場所別比率		
		自分の経営地 からのみ	他人の経営地 からのみ	自分の経営地と 他人の経営地	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地
山間	76.4%	37.1%	56.0%	5.7%	5.6%	66.3%	25.1%
準山間	67.8%	40.0%	53.2%	6.8%	9.4%	68.2%	22.4%
平地	52.2%	43.6%	49.9%	6.5%	9.1%	74.1%	16.7%

まきの地域別採取状況

地域別	採取戸数 比率	採取先別比率			他人の経営地の採取場所別比率		
		自分の経営地 からのみ	他人の経営地 からのみ	自分の経営地と 他人の経営地	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地	個人・会社 所有地
山間	66.7%	43.1%	52.7%	4.2%	2.6%	64.4%	28.0%
準山間	56.9%	45.2%	49.6%	5.2%	8.3%	66.9%	24.8%
平地	42.1%	50.2%	45.4%	4.4%	8.7%	74.4%	16.9%

林野の利用状況調査より作成

才19表

材種別、伐用別伐採割合

	用材			薪炭林			その他			NT材		
	総数	自家用	その他	総数	自家用	その他	総数	自家用	その他	総数	自家用	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山間	100.0	77.2	20.8	100.0	74.7	25.3	100.0	76.2	23.8	100.0	59.0	16.0
準山間	100.0	83.7	16.1	100.0	54.7	15.1	100.0	69.7	69.7	100.0	87.0	13.0
平垣	100.0	55.8	14.2	100.0	21.5	3.5	100.0	96.1	96.1	100.0	33.7	11.3

(注) 1 農林省統計調査部

2 昭和25年12月1日調査

3 林野の利用状況調査 P21 才(3)(ロ)

才20表

区分方法別伐採比率

(単位%)

経営林野 面積 階層別	総 件 数 (%)	用材					その他	総 数
		商品化されるもの の 数	直接に商品 となるもの		業務用 に伐採した	自家用 に伐採した		
			立木 の 数	伐採 した 材				
1ha以下	100.0	62.1	47.1	15.0		36.4	1.5	100.0
1~5ha	100.0	72.5	16.8	9.2	1.5	26.3	1.2	100.0
5~10ha	100.0	72.8	66.7	10.0	2.1	20.1	1.1	100.0
10~20ha	100.0	83.4	69.4	12.0	2.0	16.0	0.6	100.0

(注) 1 農林省農林経済局統計調査部調

2 昭和29年12月31日現在

3 森林経営調査 私有林調査結果概要(昭和29年度)

才21表

伐採理由別件数比率

(単位%)

経営林野面積 階層別 理由別		内 地			
		1ha以下	1~5ha	C 階 層	
				5~10ha	10~20ha
用	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	被害木が出たから	11.5	8.8	8.3	9.0
	自家用材が必要だったから	29.4	22.0	17.0	11.9
	自家業務用材が必要だったから	1.7	2.9	2.3	2.4
	税金を支払うため	-	3.5	3.0	4.9
	冠婚葬祭のため	1.7	2.7	5.0	4.6
	冠婚葬祭以外の不慮の出費のため	6.6	7.1	9.2	7.9
	生活費を補うため	40.9	44.0	45.8	49.5
新	そ の 他	5.2	3.9	3.9	9.8
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	被害木が出たから	-	0	0.5	0.7
	自家用薪炭の取木とするため	2.7	12.1	17.2	21.4
	自家用薪材とするため	50.8	65.8	51.8	38.4
	税金を支払うため	-	1.0	1.3	2.4
	冠婚葬祭のため	1.1	0.8	2.6	1.7
	冠婚葬祭以外の不慮の出費のため	0.6	1.2	2.3	1.9
新	生活費を補うため	2.7	15.5	21.7	23.6
	そ の 他	1.1	3.1	4.6	5.1

(注) 1 過去10年に5回以上伐採し、その伐採理由が異なる場合は、それらのうち、伐採戸数の最も多いものの主な理由とされている。

2 農林省農林経済局統計調査部調

3 昭和29年12月31日現在

4 森林経営調査 私有林調査結果概要(昭和29年度)

経営林野 階層別 面積 材種別		内 地					北 海 道				
		商品化されるもの			薪炭用に伐採した	その他	商品化されるもの			薪炭用に伐採した	その他
		直接商品となるもの		直接商品となるもの							
		立木の式	ばたきとして 売った	立木の式			ばたきとして 売った				
A	用 薪 炭 材	51	49	—	34	8	52	—	—	11	—
階 層	普通薪炭材	135	24	90	17	10	—	—	—	25	—
	その他	63	—	—	14	55	—	—	—	—	—
	竹	99	39	—	12	—	—	—	—	—	—
B	用 薪 炭 材	124	60	256	34	20	80	70	—	28	—
階 層	普通薪炭材	130	69	99	20	77	56	134	143	51	2
	その他	365	254	230	153	282	—	—	—	45	—
	竹	129	82	—	28	—	—	—	—	—	—
C	用 薪 炭 材	232	351	1663	73	76	459	425	1389	1012	—
階 層	普通薪炭材	311	135	169	34	97	626	27	463	92	15
	その他	572	336	38	177	163	—	—	100	108	—
	竹	113	94	90	16	38	—	—	—	—	—

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

利用地種別	1ha以下	1~5ha	5~10ha	10~20ha
総 数	614 100.0	9,863 100.0	32,745 100.0	39,587 100.0
用 材 林	35.8	37.6	39.1	40.5
人工林	28.0	28.9	29.9	32.2
天然林	7.8	8.7	9.2	8.3
薪 炭 林	46.6	46.1	46.8	48.3
竹 林	2.2	1.7	1.4	1.1
人工林伐採跡地	1.6	3.2	2.9	2.6
採草地・放牧地	8.9	7.3	6.2	4.5
その他牧場立木地	4.9	4.1	3.6	3.0

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(昭和29年度)

表24 畜産飼料用穀に於ける収率の割合

地 域 別	
山 間	8.5%
準 山 間	3.4
平 地	1.1

(注) 林野利用状況調査より次集計表

表25 水 / リットル中に含有物

	石 灰	カ リ	珪 酸	磷 酸	硝酸体素
白 川	23.1	4.87	50.4	0.31	0.45
球磨川	3.8	0.92	12.5	0.01	0.10
荒 川	27.9	0.98	10.5	0.02	0.21
雄物川	8.7	0.98	14.7	0.01	0.08

	アンモニア 体素素	蛋白体素	炭水化合物	酸 度
白 川	0.02	0.07	50.4	2.2
球磨川	0.05	0.06	32	6.9
荒 川	0.02	0.05	5.9	3.3
雄物川	0.04	0.07	2.6	6.7

(注) 1. 連流水の化学 農業改良局

2. 金沢夏樹著 稲作の経済構造 P4 オ3表

表26 作物別堆肥の生産及び消費の関係 (費用堆肥換算 反当)

作 物	地 区	堆肥材料に 用いたわら等 の量	堆 肥 用 量	堆 肥 の 定 額	堆 肥 用 量 例
水 稻	楠 生	338 ^反	195 ^反	+ 193 ^反	10 ⁺
	大 沼	302	122	+ 180	7
	中 井	300	188	+ 112	4
粟 稻	楠 生	200	50	+ 150	3
	大 沼	224	122	+ 102	11
	中 井	224	167	+ 57	8
大 麦	楠 生	226	217	+ 9	10
	大 沼	172	166	+ 6	11
	中 井	220	200	+ 20	3
小 麦	楠 生	190	217	- 27	10
	大 沼	158	167	- 9	11
	中 井	236	210	+ 26	7
甘 藷	楠 生	344	293	+ 51	7
	大 沼	254	250	+ 4	11
	中 井	320	350	- 30	3
大 豆	楠 生	-	110	- 110	2
蚕 豆	楠 生	-	101	- 101	2
	中 井	-	250	- 250	2
落花生	中 井	-	25	- 25	6
菜 菔	中 井	-	288	- 288	4
馬鈴薯	楠 生	-	188	- 188	4
運 草	中 井	-	456	- 456	4
系	大 沼	-	173	- 173	6
胡 麻	楠 生	-	251	- 251	9
茄子	楠 生	-	225	- 225	2
トマト	楠 生	-	418	- 418	4
豆 菜	楠 生	-	600	- 600	1

(注) 1. 神奈川県林業改良普及協会調

2. 農用林に於ける調査 P25 オ3表

3. 昭和33年9月現在

人工造林面積の推移

年度	人工造林 面積総計	経営体別人工造林面積比率				
		総数	国有林	官営造林	公有林	私有林
	町	%	%	%	%	%
5	102,051	100	15.1	11.3	19.1	54.5
8	113,857	100	14.6	19.7	16.0	49.7
11	119,473	100	13.1	11.0	16.2	59.7
14	137,767	100	9.9	5.6	16.3	68.2
17	342,100	100	10.7	1.7	18.8	68.8
20	47,221	100	2.3	0.5	15.2	81.8
23	103,267	100	8.1	1.9	14.3	73.6
26	325,663	100	13.4	0.6	12.3	73.7
29	436,233	100	10.3	1.4	10.5	77.8

(注) 林業の現状と問題(追加) P3 表53

所有規模別人工造林面積(私有林)

所有規模		昭和24年	25年	26年	27年	28年	29年
実数	50町以上(町)	15,790	20,011	26,331	24,735	29,173	38,395
	5~50町(町)	45,946	58,436	66,162	32,614	33,860	111,767
	5町未満(町)	77,321	132,945	140,119	142,166	162,318	179,387
	計(町)	139,057	211,401	232,612	247,515	275,353	329,549
比率	50町以上(%)	11.4	9.5	11.3	10.0	10.6	11.6
	5~50町(%)	33.0	27.7	28.4	33.4	30.4	33.9
	5町未満(%)	55.6	62.8	60.3	56.6	59.0	54.5
	計(%)	100	100	100	100	100	100
比	50町以上(%)	100	127	166	157	185	243
	5~50町(%)	100	127	144	180	132	234
	5町未満(%)	100	172	131	131	210	232
	計(%)	100	152	167	178	198	237

林野庁造林課資料

オ29表 農家所得における林業所得の割合

(%)

年 度	27	28	29	30	31	32
事業所得中の 農業所得の割合	90.3	89.8	91.1	92.2	90.5	83.9
事業所得中の 林業所得の割合	2.8	2.9	2.8	6.3	3.4	10.2
勤労所得中の 林業振替労賃の割合	9.6	10.7	10.0	2.6	2.4	9.2

- (注) 1. 林業問題調査事務局調
 2. 林業と林業政策の現状と問題 P122 オ16表
 3. 昭和34年12月10日現在

オ30表 農業所得と農家の林業所得の推移

(%)

年 度	27	28	29	30	31	32
農 業 所 得	100.0	96.3	101.5	112.1	111.3	112.7
農家の林業所得	100.0	112.1	110.6	102.7	125.3	163.5
林業事業所得	100.0	116.8	107.0	101.2	125.6	138.1
林業労賃所得	100.0	135.4	136.6	113.4	127.8	182.6

- (注) 1. 林業問題調査事務局調
 2. 林業と林業政策の現状と問題 P134 オ17表
 3. 昭和34年12月10日現在

オ31表 林業事業所得の構成比

(%)

年 度	27	28	29	30	31	32
用材及び薪炭原木	32.2	46.2	40.9	42.8	49.4	49.8
薪及び木炭	62.0	48.7	53.2	52.5	45.9	44.2
そ の 他	5.8	5.1	5.3	4.7	4.7	6.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1. 農林経済調査より
 2. 林業と林業政策の現状と問題 P137 19表
 3. 昭和34年12月10日

オ32表 農家の林業事業所得の区分別推移

(27年度=100)

年 度	27	28	29	30	31	32
林業 所得 内容						
用材及び薪炭原木	100.0	167.0	135.4	134.1	171.9	212.9
薪及び木炭	100.0	92.0	92.7	85.8	93.2	98.7
そ の 他	100.0	101.9	98.2	81.7	101.6	141.6
計	100.0	116.8	107.0	101.2	125.6	138.1

- (注) 1. 農林経済調査より
 2. 林業と林業政策の現状と問題 P138 オ20表

表33

世帯の主要の産業別生産比率

所有林野別 面積階層別	総数		自営産業種類別						
			商 業	農 業	林 業	漁業 水産養殖業 猟業ほか	鉱 業	建設 業	製造 業
1ha以下	戸数	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率
1ha以下	1,575	100.0	51.1	66.5	1.6	1.0	0.0	1.1	2.1
1~5ha	2,852	100.0	90.3	77.7	3.0	0.4	0.0	0.3	1.4
5~10ha	4,355	100.0	97.5	72.9	3.7	0.3	0.0	0.4	1.7
10~20ha	2,918	100.0	92.3	74.5	6.6	0.2	0.1	0.4	2.4

所有林野別 面積階層別	自営産業種類別				自営でないもの			無
	商 業	企業 不動産業	運輸 通信業	公共 事業	給 付	雇用 労働	賃 金	取
1ha以下	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率
1ha以下	5.7	0.0	0.2	2.9	16.9	2.1	8.8	2.0
1~5ha	4.0	0.2	0.3	3.0	2.9	5.2	3.7	0.3
5~10ha	3.9	0.1	0.4	3.1	6.8	4.7	2.1	0.7
10~20ha	4.3	0.2	0.5	3.1	7.2	5.9	1.3	0.5

(注) 1. 「林業」とは製薪業、製炭業、木材伐出業、林野副産物生産採取業および育成林業をいい、また「製造業」には製造工業、機械器具工業、化学工業、窯業、土石工業、紡織工業、食料品工業、印刷製本業、雑貨類の物品製造業等の他に、製材業、木製品工業が含まれる。

2. 農林省農林経済局統計調査部調

3. 昭和29年12月31日現在

4. 森林経営調査 私有林調査結果概要（昭和29年度）

表34

林野保有戸数割合（内地）

(%)

	総数	保有林 野なし	保有林野がある						
			総数	保有林野面積の別戸数比率					
				1町未満	1~5町	5~10町	10~20町	20~50町	50町以上
全世帯	100.0	59.2	40.8 (100.0)	(53.7)	(33.2)	(7.2)	(3.6)	(1.8)	(2.5)
農家	100.0	33.7	66.3 (100.0)	(52.4)	(34.1)	(7.5)	(2.7)	(1.8)	(4.5)
農家率	57.3	32.6	93.2	90.9	95.7	96.7	96.0	95.4	90.1

(注) 農林省統計調査部 31年度私有林調査結果報告

表35

耕作面積の別林野保有農家戸数割合（内地）

(%)

耕作面積	総数	5町未満	5町~10町	10町~15町	15町~20町	20町~30町	30町以上
		比率	比率	比率	比率	比率	比率
保有農家戸数	100.0	31.9	39.3	18.4	6.2	3.2	1.0
全農家に対する 保有農家の割合	66.3	51.0	72.8	81.8	83.9	81.8	80.0

(注) 農林省統計調査部 31年度私有林調査結果報告

表36

新設森林所有状況

	森林所有規模		
	5町未満	5~50町	50町以上
新設森林所有	3.7%	5.7%	0%
耕地5町未満	43.2	15.1	16.7
耕地5町以上	25.1	79.1	23.3
計	100.0	100.0	100.0

- (注) 1. 資料元 「日本の農業と農山村の経済の更生」
 2. 林業経済105号 V10, 107
 3. 昭和32年7月

表37

私有林野の利用地種別面積(内地)

	用材林	薪炭林	竹林	雑野	合計
面積比率(%)	37.1	52.4	1.1	9.4	100.0
1戸当平均面積	1.13	1.60	0.03	0.23	3.04
該当1戸当り平均面積	1.61	2.16	0.16	0.62	
該当戸数の保有割合(%)	70.4	73.7	21.3	25.8	

農林省統計調査部 31年度私有林調査結果報告

表38

地域類型別集落の山林所有農家率(千葉県)

市域高炭炭林経営地域	61%	中間普通畑作経営地域	50%
近郊蔬菜経営地域	59	中間水田経営地域	47
近郊多角経営地域	63	山間新炭・養蚕地域	63
中間密相半一経営地域	98		

(注) 「千葉県農林業」 「調査資料より」

表39

伐採林野地種別件数比率

面積階級 林野別	伐採した 戸数	総戸数 に対する率	伐採林種別件数比率			
			用材林	薪炭林	竹林	その他
1ha以下	240	16.4%	26.3%	75.8%	5.4%	-
1~5ha	1,557	42.3%	37.9%	75.0%	4.3%	1.2%
5~10ha	2,734	57.5%	46.8%	75.3%	3.6%	0.6%
10~20ha	1,855	63.2%	54.3%	72.9%	4.3%	0.6%

- (注) 1. 一世帯で2つ以上の地種について伐採を行った場合はそれぞれ1件として計上し、また件数比率は伐採戸数を100としたものである。
 2. 農林省農林経済局統計調査部調
 3. 昭和29年12月31日現在
 4. 森林経営調査 私有林調査結果要覧(29年度)

表40 用材採伐件数比率及び1件当り石数

(29年10年間) 内地

	総数	1町未満	1~5町	5~10町	10~20町	20~50町	50町以上
採伐件数に対する 伐採件数比率(%)	26.7	4.3	15.3	26.9	34.3	44.2	59.2
1件当り石数(石)	230	430	114	131	155	316	977

- (注) 1. 農林省統計調査部「29年度私有林調査」より
 2. 法人所有が含まれている。
 3. 比率の数値は各階層それぞれの総数を100としたものである。
 4. 林業と林業政策の現状と問題
 5. 昭和34年12月10日 P147 表4

表41 用材採伐採用用途別件数比率

(内地)

採伐用途	1町未満	1~5町	5~10町	10~20町	20~50町	50町以上
総件数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
直接高化 されるもの	62.1 (28石)	70.9 (116石)	76.7 (143石)	80.6 (163石)	81.5 (344石)	80.9 (1999石)
業務用に 伐採したもの	—	1.5 (256石)	2.1 (301石)	2.0 (295石)	4.7 (100石)	10.3 (2046石)
自家用に 伐採したもの	36.4 (34石)	26.3 (34石)	20.1 (43石)	16.0 (72石)	13.0 (36石)	8.0 (202石)
その他	1.5 (3石)	1.2 (20石)	1.1 (63石)	0.6 (29石)	0.8 (14石)	0.8 (232石)

- (注) 1. 農林省統計調査部「29年度私有林調査」より
 2. () 内は当該1件当り数量
 3. 林業と林業政策の現状と問題 P147 表5
 4. 昭和34年12月10日

表42 新炭林伐採用用途別件数比率(内地)

	1町未満	1町~5町	5町~10町	10町~20町	20町~50町	50町以上
総件数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
直接に高 化され るもの	8.5	13.2	19.5	24.2	30.8	46.2
立木のま た 伐つて売った	3.2	6.5	6.2	7.2	7.6	5.4
業務用に伐採した	4.5	9.8	16.0	20.0	19.5	14.8
自家用に伐採した	33.5	69.7	57.7	48.3	41.4	32.6
その他	2.5	2.8	2.6	2.3	2.7	1.0

- (注) 1. 農林省統計調査部「29年度私有林調査」より
 2. 法人所有が含まれている。
 3. 比率の数値は各階層それぞれの総数を100としたものである。

表43 原木の自給購入別新炭生産販売比率(内地)

(%)

比率	自給原木のみに よる生産販売	購入原木のみに よる生産販売	自給と購入原木に よる生産販売
100.0	44.4	44.6	11.0

- (注) 農林省統計調査部「29年度私有林調査」より

第44表

伐採方法別伐採片数

経営林野面積階層別	用材林			薪炭林		
	総数	皆伐	その他	総数	皆伐	その他
1ha以下	100.0	49.2	50.8	100.0	53.8	46.2
1~5ha	100.0	48.6	51.4	100.0	61.0	39.0
5ha以上	100.0	50.5	49.5	100.0	73.2	26.8

- (注) 1. 1世帯で「皆伐」と「その他」の両方法をとった場合はそれぞれ1片として計上される。
 2. 農林省農林経済局統計調査部調
 3. 昭和29年12月31日現在
 4. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

第45表

伐採労力種類別延人員比率

経営林野面積階層別	用材林					薪炭林				
	総数	自家労力	雇労働力	その他(て他人を頼んだ労力の交換など)	その他	総数	自家労力	雇労働力	その他(て他人を頼んだ労力の交換など)	その他
1ha以下	100.0	33.8	62.7	-	3.5	100.0	91.5	8.0	0.5	-
1~5ha	100.0	39.6	57.1	0.7	2.6	100.0	92.6	3.7	0.6	0.1
5~10ha	100.0	46.3	52.0	1.1	1.4	100.0	86.4	12.2	0.4	1.0
10~20ha	100.0	32.6	65.9	1.2	0.2	100.0	85.0	14.5	0.5	0.0

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
 2. 昭和29年12月31日現在
 3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(昭和29年度)

第46表 内地における経営林野面積階層別・経営林野からの林産物取立額階層別戸数

(円)

	総数	5万円未満	5万円~25万円	25万円~50万円	50万円~100万円	100万円以上
総数	32,696	12,139	12,479	4,855	2,163	1,060
1ha未満	2,780	4,813	2,502	383	73	9
1~5ha	14,937	5,761	6,361	2,059	646	110
5~10ha	5,055	1,056	2,101	1,161	538	199
10~20ha	2,814	381	997	734	443	259
20~50ha	1,611	105	449	429	334	294
50ha以上	498	23	62	39	129	189

- (注) 昭和31年度私有林調査結果報告(1)
 農林省統計調査部調

第47表

1戸当り平均植付面積

経営林野面積階層別	一戸当り平均	用材林伐採跡地	薪炭林伐採跡地	採種地放牧地であったところ	その他
1ha以下	0.14	0.13	0.17	0.11	0.10
1~5ha	0.32	0.36	0.26	0.23	0.25
5~10ha	0.43	0.49	0.40	0.30	0.33
10~20ha	0.75	0.77	0.55	0.41	0.50

- (注) 1. 農林省農林経済統計調査部調
 2. 昭和29年12月31日現在
 3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

表48 1 ha当 植栽本数

経営林野 面積階層別	1 ha当り 植栽本数 (全・新植)
1 ha以下	3,787 ^本
1 ~ 5 ha	3,404
5 ha以上	3,394

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

表49 樹種別 植栽本数比率

経営林野 面積階層別	本数比率	
	針葉樹	広葉樹
1 ha以下	76.1 [%]	23.9 [%]
1 ~ 5 ha	94.7	5.3
5 ha以上	98.6	1.4

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

表50 使用苗木の産別戸数比率

経営林野 面積階層別	産別	天候生育苗
1 ha以下	96.7 [%]	3.3 [%]
1 ~ 5 ha	99.1	0.9
5 ha以上	99.6	0.4

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

表51 苗木入手方法別戸数

経営林野 面積階層別	総数	全自営養成	自家養成と他 から入手した	他から全部 入手した
1 ha以下	26	35	22	20.4
1 ~ 5 ha	1,692	206	214	1,272
5 ha以上	6,769	686	1,013	5,070
1 ha以下	100.0 [%]	13.4	8.4	78.2
1 ~ 5 ha	100.0	12.2	12.6	75.2
5 ha以上	100.0	10.1	15.0	74.9

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林経営調査 私有林調査結果概要(29年度)

表52

国木の他からの入手産別比率

経営林野 面積階層別	総数	回	都道府 県	市町村	森林 組合	苗木商	その他
1 ha以下	226	5	5	28	137	40	7
1~5 ha	1845	5	17	147	1042	213	61
5 ha以上	6,081	21	75	442	2,493	296	154
1 ha以下	100.0	2.2	2.2	12.4	61.5	17.7	4.0
1~5 ha	100.0	0.3	1.1	9.9	70.2	14.4	4.1
5 ha以上	100.0	0.3	1.2	7.3	74.0	14.7	2.5

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 私有林調査結果概要(29年度)

表53

スギ皆伐作業法の一例

区分	皆伐	区分	皆伐
樹種	スギ	伐期材積	1,600石
伐令期	60年	生産量 (主伐材積) 採下材量 平均蓄積	325 34
地帯	20^		
植付	当り 3000本 14^		
下刈	年/回 6年回 48		
つる切	伐期並 ス面 6		
除伐	・ 28		
伐	・ 1回 13		
同伐	・ ス面 300石 34		
起	(40)		
その他			
合計	(205) 165		

- (注) 1. 皆伐(1)は現実には雪起作業をやっていないが伐伐との比較のため()を付して見込んでおいた。
2. 農林省の経済分析(輪野伸二)
3. 1958年3月
4. 林業試験場報告 第106号

表54

雇付労力種類別比率

経営林野 面積階層別	自家労力のみ	両方	雇付労力のみ
1 ha以下	88.5%	7.8%	3.7%
1~5 ha	79.8	13.5	6.7
5~10 ha	68.8	22.1	9.1
10~20 ha	57.3	29.1	13.6

- (注) 1. 農林省農林経済局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 森林調査 私有林調査結果概要

表55

雇付労力種類別延人員比率

経営林野 面積階層別	延人員					一 件 当				
	総 数	自家 労力	雇 付 労 力	他人を 使った 労力 (主伐材積) その他	そ の 他	総 数	自家 労力	雇 付 労 力	他人を 使った 労力 (主伐材積) その他	そ の 他
1 ha当り	100.0	73.4	24.3	0.4	1.9	8	6	18	10	46
1~5 ha	100.0	74.7	24.6	0.4	0.3	15	12	18	7	10
5~10 ha	100.0	67.8	30.7	0.9	0.6	21	16	22	11	12
10~20 ha	100.0	49.4	47.6	2.6	0.4	30	17	35	14	13

- (注) 1. 経済統計局統計調査部調
2. 昭和29年12月31日現在
3. 私有林調査結果概要(昭和29年度)

経営林野 面積階層別	振育した 戸数	総戸数に 対する比率	県有産別件数比率			
			下 刈	枝 打 切	除 伐 代	その他
1ha以下	499	34.1	75.8	32.7	11.4	6.4
1~5ha	2,451	63.4	85.4	40.7	16.9	6.1
5~10ha	3,796	78.4	89.2	49.0	23.6	9.8
10~20ha	2,405	81.7	92.3	50.1	28.1	7.3

(注) 1. 1世帯で2種類以上の振育を行った場合はそれぞれ1件として計上してある。また比率は振育した戸数を100としたものである。

2. 経済局統計調査部調

3. 昭和29年12月31日現在

4. 森林経営調査 私有林調査結果概要 (昭和29年度)

経営林野 面積階層別	自家労力のみ	両 方	雇傭労力のみ
1ha以下	91.3	3.4	5.3
1~5ha	81.9	9.5	8.6
5~10ha	67.7	19.9	12.4
10~20ha	54.9	26.9	18.2

(注) 1. 農林省農林統計調査部調

2. 昭和29年12月31日現在

3. 私有林調査結果概要 (29年度)

経営林野 面積階層別	延 人 員				
	総 数	自家労力	雇傭労力	労力の交換 として他人 を頼んだ	その他
1ha以下	100.0	92.6	7.3	0.1	—
1~5ha	100.0	73.6	19.7	0.3	0.9
5~10ha	100.0	66.3	31.4	0.9	1.4
10~20ha	100.0	50.1	43.3	0.5	0.6

経営階層 面積階層別	一 件 当 り				
	総 数	自家労力	雇傭労力	労力の交換 として他人 を頼んだ	その他
1ha以下	7	7	6	1	—
1~5ha	15	14	13	10	20
5~10ha	24	18	24	12	22
10~20ha	25	23	41	13	13

(注) 1. 農林省農林統計調査部調

2. 昭和29年12月31日現在

3. 森林経営調査 私有林調査結果概要 (昭和29年度)

オ59表 民有林の普通林産材以上令級別資源表

(単位 面積 ha 蓄積 1,000 m³)

令級	種 別			
	面 積	蓄 積		
		計	針葉樹	広葉樹
総 計	3,151,966	537,753	149,615	238,143
2	1,435	29		29
3	50,307	2,302		2,302
4	757,841	15,531		15,531
5	676,801	40,817	36	39,981
6	424,352	30,267	41	30,226
7	234,474	23,138	11,167	12,021
8	316,179	44,761	32,001	12,960
9	192,922	33,769	30,126	3,843
10	272,767	42,153	35,652	12,501
11	55,610	10,125	7,253	2,872
12	65,186	11,502	8,993	2,509
13	15,372	2,978	1,689	1,239
14	25,164	4,734	2,194	2,540
15	127,356	30,291	5,983	24,308
16	12,277	3,851	1,172	2,673
17	990	273	45	228
18	1,515	395	99	296
19	40	15	14	1
20	27,038	7,909	1,071	6,838
その他	432,960	77,268	12,073	65,195

(注) 1. 林野方針画課調

2. 森林計画のため都道府県よりの報告による。

3. 森林法に規定されている森林以外のものは含まない。

4. 令級は1令級5年である。

5. 昭和31年3月31日現在。

オ60表 民有林の普通林産材未満令級別資源表

(単位 面積 ha 蓄積 1,000 m³)

令級	種 別			
	面 積	蓄 積		
		計	針葉樹	広葉樹
総 計	11,217,915	440,500	233,695	156,805
1	4,006,753	4,503	990	3,518
2	2,183,617	33,103	4,293	28,815
3	1,735,975	60,333	20,452	40,436
4	1,337,253	79,939	38,603	41,381
5	599,830	54,700	44,372	10,328
6	612,312	72,245	70,810	7,435
7	315,103	50,792	46,792	3,994
8	202,000	38,033	35,216	2,817
9	45,050	8,373	7,376	982
10	112,967	22,129	5,020	17,099

(注) 1. 林野方針画課調

2. 森林計画のため都道府県よりの報告による。

3. 森林法に規定されている森林以外のものは含まない。

4. 令級は、1令級5年である。

5. 昭和31年3月31日現在。

才6/衣

農林業調査結果

		1. 林業従事者階級別にみた林業			
階級別		5万円未満	5万~10万	10万~20万	20万以上
調査対象		1,873	635	574	216
家族	男	301	315	321	331
	女	317	328	347	352
	計	618	643	668	683
林業従業者		1,466	2,035	2,122	2,341
林野面積		1.3	1.2	14.1	24.25
新地面積		10.1	12.7	15.0	15.3
林業収入	用材及び原木	4,199	9,930	16,101	15,043
	薪炭及び木炭	7,630	14,273	19,170	22,635
	その他収入	721	1,333	2,197	1,971
	計	14,550	25,536	37,468	39,649
林業支出	林業雇労働賃	101	213	547	641
	租税管理費	226	273	1,591	518
	薪炭及び木炭代賃	1,166	681	1,691	2,296
	その他支出	123	356	450	228
	計	1,616	1,523	4,279	3,680
林業税等所得		12,934	24,013	33,189	25,969
林業税労働賃		3,424	2,643	3,029	5,437
合計		16,358	27,706	36,218	41,406
家族収入計		292,984	319,111	331,776	322,200
その他	農業所得	207,148	226,396	236,225	222,591
	農家所得	305,619	333,441	343,561	328,559
	租税公課諸負担	26,218	28,226	31,064	20,362
	自家林業労働日数	13	27	33	38
	他家林業労働日数	9	8	7	3
林業従事者所得の農家所得に占める割合		4.2%	2.2%	9.6%	11.0%

林業収入調査結果概要

(農林省統計調査部)
30. 10. 15

収入		2. 林業収入階級別にみた林業収入					
3万円以上	平均	1万円未満	1万~2万円	2万~5万円	5万円以上	平均	
91	3,409	1,439	950	716	304	3,409	
3,33	3,13	2,90	3,18	3,31	3,21	3,13	
3,34	3,28	2,96	3,33	3,41	3,52	3,28	
6,67	6,41	5,26	4,51	6,72	6,73	6,41	
2,43	1,81	1,53	2,01	2,26	2,55	1,81	
3,77	10,4	5,3	10,4	19,6	32,2	10,4	
17,8	12,9	94	12,0	166	14,3	12,9	
25,698	11,998	175	12,87	7521	30,561	11,998	
27,329	15,287	4,982	12,161	21,716	36,913	15,287	
4,058	1,672	233	946	2,218	4,509	1,672	
57,685	23,943	5,490	14,394	3,515	71,984	23,943	
464	421	118	153	226	786	421	
338	639	163	230	376	915	639	
3,176	1,400	286	635	1,490	3,296	1,400	
188	250	150	152	331	599	250	
4,666	2,710	722	1,170	2,423	5,534	2,710	
52,419	26,238	4,762	12,224	22,022	66,400	26,238	
5,686	3,320	3,414	4,872	5,027	6,398	3,320	
58,105	30,059	8,182	13,096	34,052	72,798	30,059	
342,024	311,627	280,905	305,697	329,165	330,346	311,627	
227,594	216,325	191,709	212,980	229,941	198,223	216,325	
307,041	323,084	291,052	303,655	300,240	323,936	307,041	
30,313	22,469	25,059	26,256	28,974	27,233	22,469	
48	27	13	23	35	57	27	
12	7	6	10	11	15	7	
148	30						

表62 年度別伐採許可状況

年 度	許 容 限 度 (A)	年 間 許 可 (B)	許 可 数 量 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)	(C)/(B)
昭和26年 (24年度)	26,512 ⁴⁵	7,116 ⁴⁵	6,513 ⁴⁵	27 [*]	25 [*]	92 [*]
27	92,230	31,430	29,452	34	32	94
28	105,282	72,347	50,165	69	48	69
29	115,435	70,778	58,984	61	50	83
30	123,822	70,122	56,196	57	45	80
31	130,599	69,305	57,614	53	44	83
32	78,111	47,344	38,038	61	49	80
33	79,515	43,878	36,306	55	46	83

林野庁計画課調べ

表63 年度別立木伐採材積 (単位:1,000 m³)

年 度	總 数 (C)	国 有 林 (A)		民 有 林 (B)	
		伐採材積	(A)/(C)	伐採材積	(B)/(C)
昭和17年	102,094	22,151	22 [*]	79,943	78 [*]
18	107,750	24,833	23	82,917	77
19	96,203	24,334	25	71,870	75
20	51,191	14,873	29	36,318	71
21	60,056	15,632	26	44,424	74
22	59,373	15,438	26	43,935	74
23	53,515	13,879	26	39,636	74
24	48,461	13,143	27	35,318	73
25	65,631	11,651	18	53,980	82
26	78,649	12,760	16	65,889	84
27	68,162	13,353	20	54,809	80
28	74,692	13,659	18	61,034	82
29	71,362	14,626	21	57,237	79
30	71,938	15,594	22	56,344	78
31	76,043	17,854	24	58,194	76
32	76,902	19,446	25	57,456	75

(注) 1. 国有林の25年以降は25年林業統計表による。25年以降は国有林統計表による。

2. 民有林の 25年以降は林野庁計画課調べ。

3. 4捨5入のため総数と内訳は一致しない。

表64 昭和21年以降の植栽推移

年 度	伐 採 面 積 (町)				人 工 植 栽 の 推 移 (町)				植栽比率(%)	
	総数 A	国有林 B ₁	民有林 B ₂	B ₂ /A	総数 A	国有林 B ₁	民有林 B ₂	B ₂ /A	A ₂ /A ₁	A ₃ /A ₂
昭和21年	734,271	261,343	473,128	65	47,096	6,047	41,049	97	6.4	8.7
22	681,522	209,431	473,091	70	86,410	10,564	75,846	88	13.0	16.0
23	665,329	202,314	462,515	70	102,414	11,962	90,452	88	15.3	18.5
24	718,973	252,477	466,496	64	194,109	15,677	178,432	92	27.0	38.8
25	715,806	212,391	503,415	70	306,222	37,306	268,916	88	42.3	53.5
26	801,712	247,955	553,757	69	322,974	38,938	284,036	88	42.4	51.3
27	677,718	240,539	437,179	64	355,629	45,342	310,287	87	52.5	71.0
28	724,739	192,843	531,896	73	380,462	44,036	336,426	88	57.4	63.5
29	674,153	191,008	483,145	72	432,682	43,793	388,889	89	62.5	72.6
30	708,930	164,982	543,948	77	441,264	46,703	394,561	89	56.7	65.2
31	744,948	174,716	570,232	77	367,989	50,077	317,912	87	42.3	53.6
32	770,675	162,652	608,023	78	350,971	54,602	296,369	84	42.7	52.0

(注) 林野庁計画課調べ

表65

民有林道事業実績表

(単位 Kk)

年度	国庫補助 林道	公団林道	融資林道	県営その他 林道	計
昭和26	1,538	—	630	622	2,840
27	1,557	—	869	897	3,323
28	1,641	—	632	935	3,208
29	1,057	—	277	763	2,097
30	926	—	164	752	1,662
31	814	84	359	381	1,558
32	892	117	94	647	1,750
33	952	84	77	837	1,950

林野庁計画課調

表66

林道事業実績表

(単位 Kk)

年度	国庫補助 林道	融資林道	公団林道	県営その他 林道	計
26	1,538	630	—	622	2,840
27	1,557	869	—	897	3,323
28	1,641	632	—	935	3,208
29	1,057	277	—	763	2,097
30	926	164	—	752	1,662
31	814	359	84	381	1,558
32	892	94	117	647	1,750
33	952	77	84	837	1,950

表67

普及内容別活動の推移

(所要時間比率)

区分	年度	25	26	27	28	29	30
経営関係		16.2	16.7	16.1	14.5	14.1	17.6
造林関係		55.3	55.3	53.9	51.7	52.5	52.2
特産関係					9.4	9.9	9.8
保護関係		12.0	11.2	12.4	11.9	11.3	11.1
木材加工関係		16.5	16.8	16.6	3.4	3.5	3.8
林産化学関係					9.0	8.6	7.5
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表68

普及方法別活動の推移

(所要時間比率)

区分	年度	25	26	27	28	29	30
現地指導		13.8	15.6	15.8	17.5	17.3	18.1
集会指導		6.2	5.5	5.1	5.4	5.2	5.3
林業相談		2.9	3.0	2.8	2.5	2.3	2.4
広報活動		2.2	2.4	2.2	2.1	2.9	2.7
調査研究		20.5	18.5	22.2	25.6	24.2	22.4
奨励		11.7	2.7	2.5	3.3	3.0	3.1
里合・打合		5.4	4.8	5.1	5.6	5.8	5.9
普及関係事務		5.3	4.7	6.0	7.2	8.1	8.8
交通時間		13.4	13.2	13.9	13.6	12.8	13.7
その他の業務		18.6	21.4	18.3	17.3	17.4	17.6
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表69

業務内容別の指導活動実績

年 度		31	32	33
業務内容				
普及活動	戸別指導	8.0%	8.2%	11.0%
	集會指導	4.1	4.3	5.3
	弘報活動	1.2	1.0	0.9
	林業相談	2.4	2.2	2.6
	計	15.7	15.7	19.8
森林区画計画		24.2	18.2	18.9
研究調査		9.6	9.0	7.6
交 流 研 究		2.4	2.9	2.5
交 流 研 究		13.0	12.1	13.7
普及指導等務		20.3	22.1	19.0
普及指導以外の業務		15.8	19.9	18.0
計		100.0	100.0	100.0

表70

普及内容別の指導活動実績

年 度		31	32	33
内 容				
林業経営		15.2%	12.2%	12.8%
林業機械		1.3	1.1	1.3
造林		40.6	39.7	43.5
特殊林産		7.7	7.7	8.7
森林保護		10.9	8.7	9.9
木材加工		1.8	1.4	1.2
林産化学		7.9	6.3	5.1
その他の普及		14.6	22.9	17.5
計		100.0	100.0	100.0

表71

1954年9月末林業貸出状況

(単位 百万円)

機 関 別	貸出総額 (A)	林業貸出 (B)	木材及木製品 貸出 (C)	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$
全 国 銀 行	2,764,916	7,477	47,624	0.3	1.8
信託勸業	126,517	135	399	0.1	0.3
中小金融機関 (内商工中金)	524,042 (46,730)	2,441 (605)	25,409 (2485)	0.5 (1.3)	4.8 (74)
農林中金	98,144	1,445	-	1.5	-
計	3,513,619	11,498	73,432	0.3	2.1

(注) 中小金融機関は商工中金、相互銀行及び信用金庫

農林業資金(林業関係)融資状況

(単位百万円)

		1951	1952	1953	1954 (計画)
林 業	林 業 直	706	515	399	300
	代 理 調 整	742	1,677	1,454	1,000
	共 同 利 用	498	2,195	2,500	2,100
	小 計 (A)	21	68	22	43
前 額 (B)		1,967	4,455	4,375	3,443
前 額 (B)		12,000	20,799	23,724	22,500
$\frac{A}{B}$		16%	21%	15%	15%

表72 分収造林の実績 (単位:町歩)

1. 昭和26年度以降の分収造林実績

年度	県営造林	旧債的 分収造林	民営 分収造林	公営・民間 共同分収造林	その他の 分収造林	合計
26	5,935	1,041	934	405	3,099	11,414
27	6,363	825	1,088	686	3,525	12,487
28	5,920	1,308	606	757	3,049	11,640
29	5,448	1,618	554	973	2,997	11,590
30	5,444	1,577	644	1,059	4,176	12,900
31	5,175	1,875	1,065	1,321	3,464	12,900
32	5,532	1,419	1,366	2,124	2,862	12,253
計	32,867	9,663	6,757	7,385	23,172	86,344

2. 昭和33年度分収造林実績

土地所有者 造林者	県	市町村	部落	その他	計
県	-	4,304	754	3,555	8,613
市町村	-	123	174	224	521
学校	-	708	39	148	906
会社	-	400	340	710	1,450
森林組合	29	224	37	401	691
その他の団体	40	1,771	120	398	2,329
個人	-	663	90	357	1,110
計	69	3,198	1,553	5,793	15,624

3. 現況(但し資料不備につき30年度末資料による)

土地所有者 造林者	県	市町村	会社	その他	計
県	-	12,872	6	-	12,878
市町村	101,155	20,960	9,343	40,612	172,070
その他	51,402	9,227	3,728	25,479	89,836
計	152,557	43,059	13,077	66,091	274,784

表73

昭和33年度以降自営・分収造林計画

(単位:町歩)

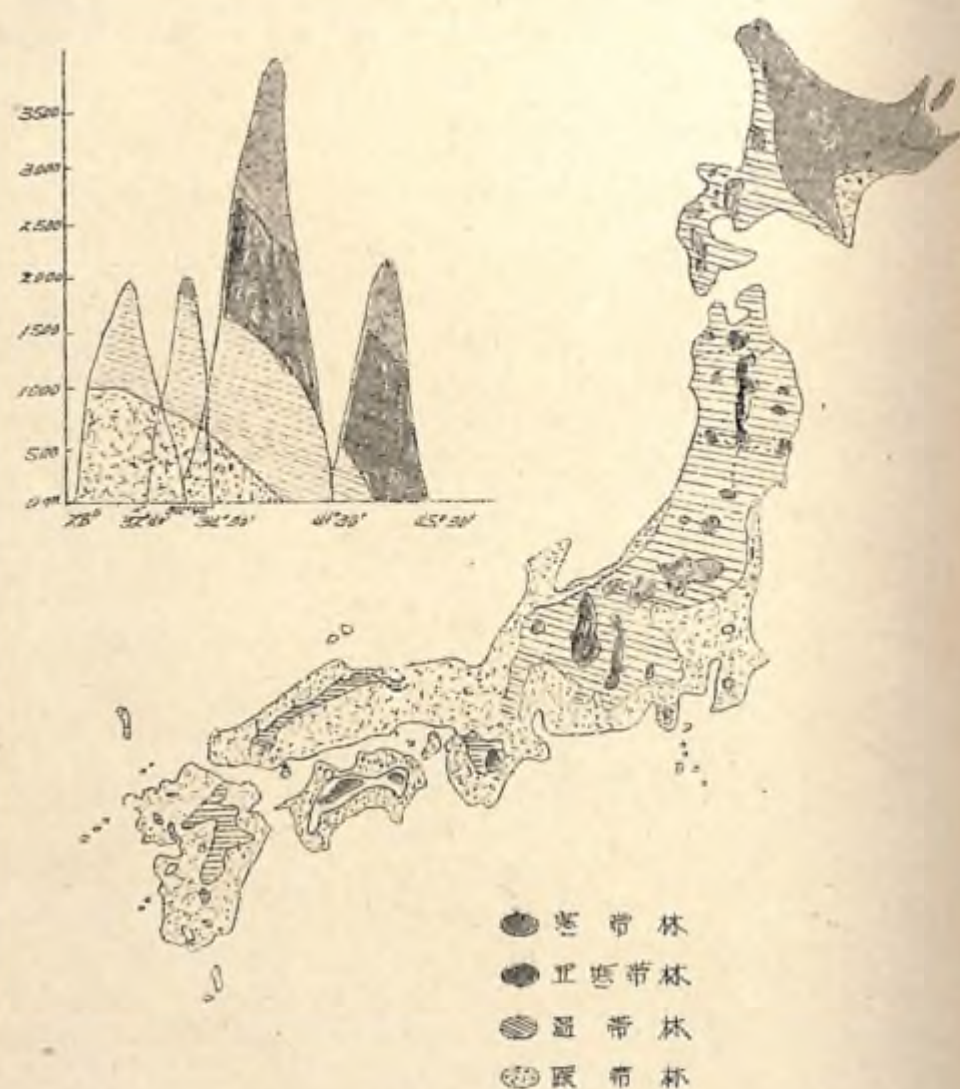
所有形態	分収造林						自営造林		合計	
	分収造林		官行造林		小計					
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
県有							151	100	151	100
市町村有	161	26	185	30	346	56	268	44	615	100
部落有	88	37	75	32	163	69	74	31	237	100
私有	263	13	100	5	363	18	1,644	82	2,007	100
計	512	17	361	12	873	29	2,137	71	3,010	100

※ 一級分収造林の内訳

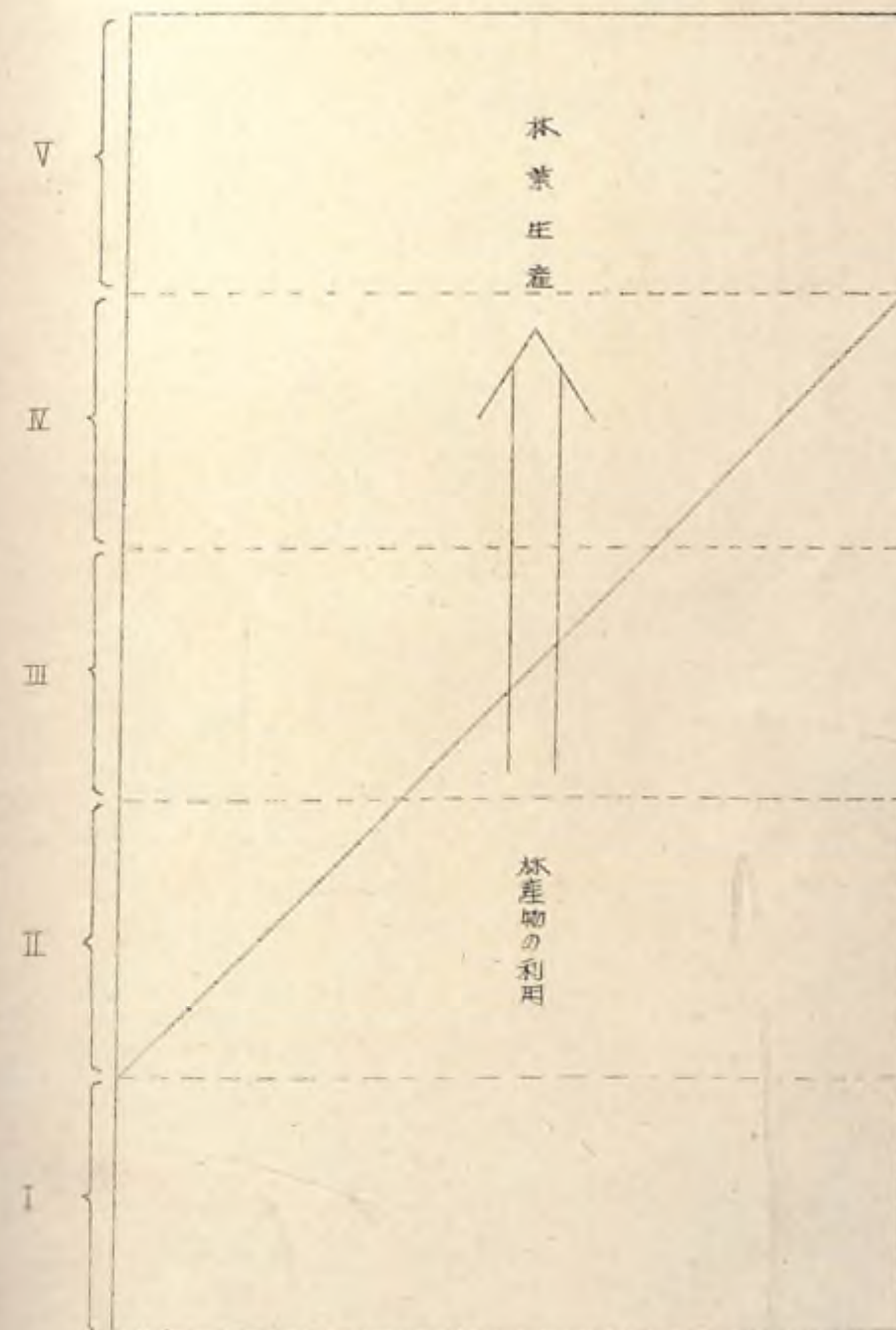
	33~37年	38~55年	計
市町村有	35	126	161
部落有	20	68	88
私有	76	187	263
計	131	381	512

[オノ図]

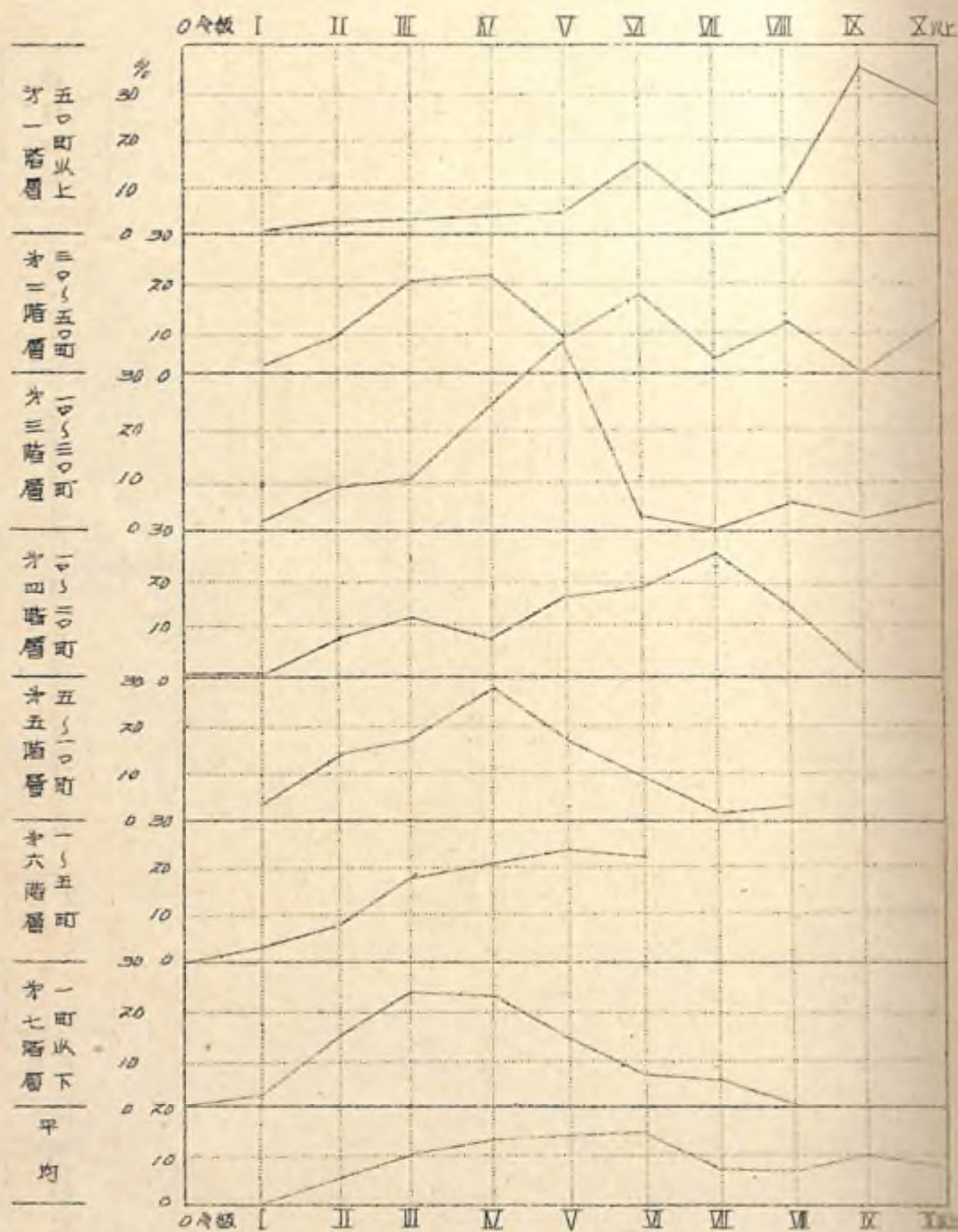
垂直森林植物帯図



[オズ図] 林業の発展段階

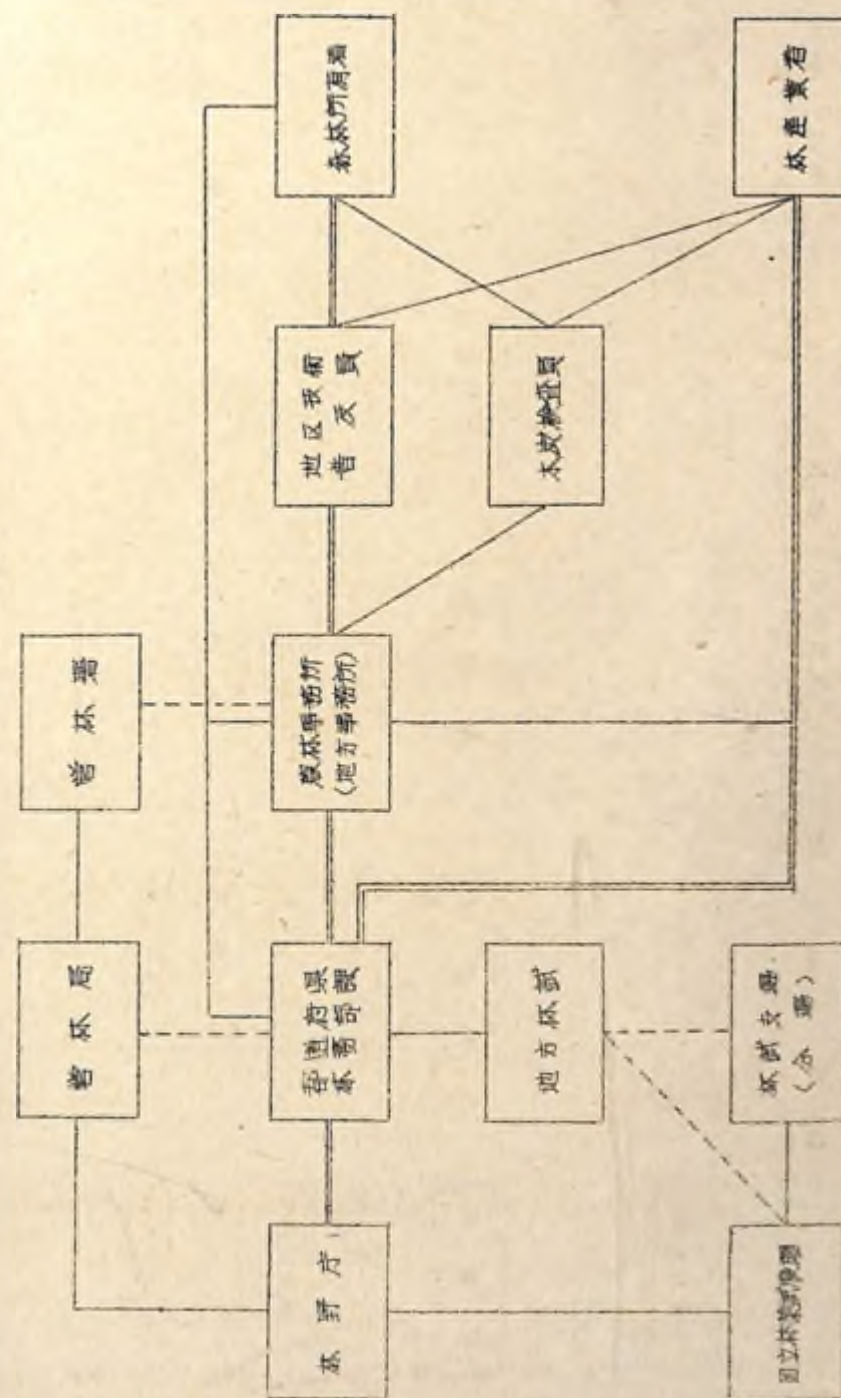


【表3図】 階層別・令板別・蓄積百分率



(注) 昭和29年度 農林漁業技術試験研究報告「林業改良普及事業の全体的研究」
林野庁 P.22より

行政組織図



【表4図】

